

令和4年度 社会福祉法人白寿会 事業計画



● 令和3年11月
白寿園が開園30周年を迎え、記念式典を開催しました。

1	社会福祉法人白寿会	令和4年度事業計画	・・・	P	002
2	特別養護老人ホーム白寿園	令和4年度事業計画	・・・	P	013
3	白寿園居宅介護支援事業所	令和4年度事業計画	・・・	P	041
4	白寿園第二居宅介護支援事業所	令和4年度事業計画	・・・	P	065
5	磐田市竜洋地域包括支援センター	令和4年度事業計画	・・・	P	085
6	白寿園ショートステイ	令和4年度事業計画	・・・	P	099
7	デイサービスセンター白寿園一般型	令和4年度事業計画	・・・	P	118
8	白寿園研修センター	令和4年度事業計画	・・・	P	132
9	白寿園ケアハウス	令和4年度事業計画	・・・	P	144
10	特別養護老人ホーム第二白寿園	令和4年度事業計画	・・・	P	160
11	白寿園ホームヘルプサービス	令和4年度事業計画	・・・	P	195
12	なないろ保育園	令和4年度事業計画	・・・	P	211

1. 令和4年度 社会福祉法人 白寿会事業計画 (案)

No.	タイトル	No.	小項目
1	基本方針 (理念)		
2	事業運営計画	2-1	理事会・評議員会の開催
		2-2	経営戦略会議の開催
		2-3	監事監査の開催
		2-4	事業管理 (事業所の統括及び内部監査)
		2-5	人事管理
		2-6	労務管理
		2-7	財務管理
		2-8	令和4年度の主要な取組み
		2-9	危機管理
3	制度改正の概要	3-1	令和3年度介護保険制度改正の概要
4	地域における公益的な取組み	4-1	
5	第二白寿園蔵相計画	5-1	
6	令和4年度年間行事予定	6-1	

1. 基本方針 (理念)

社会福祉法第24条／介護保険法第115条の32

社会福祉法人白寿会(以下当法人と省略)は、社会福祉事業及び介護保険事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、介護サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ります。特に平成26年度にはインフルエンザの発生について静岡県規則に基づき報道発表に至った経緯を省みて感染症の予防対策の徹底をアメニティの創造の主要項目に位置づけます。また、コンプライアンスの徹底については本計画において各事業の法的根拠を掲載します。なお、社会福祉法第24条第3項に位置付けられた「地域における公益的な取組み(地域貢献)」についても法人の基本理念として明文化します。

- 1 アメニティ(安心・安全・清潔で、質の高いサービスの提供を行う快適な空間)の創造
- 2 福祉を担う人材の安定的確保、人材の育成
- 3 利用者の尊厳の保持と自立支援を図ること
- 4 コンプライアンス(法令遵守)の徹底
- 5 地域における公益的な取組み
- 6 経営の安定・強化

2. 事業運営計画

2-1 理事会・評議員会の開催

当法人の運営に関わる事業計画・報告、予算・決算の審議および、その他の重要な案件の審議、並びに法令順守の徹底を図るために定期または随時に評議員会、理事会等を開催します。なお、改正社会福祉法の規定に基づき、評議員会を議決機関として位置づけ、理事会を業務執行に関する意思決定機関と位置けます。本年は理事の改選を予定しています。

〔1〕定期

5月	監事監査
6月	第1回理事会 法人・事業所の令和3年度事業報告
6月	第1回評議員会—決算の承認
9月	第2回理事会 令和4年度4～8月期の運営状況の報告
11月	第2回評議員会／第3回理事会 令和4年度前期運営報告・令和4年度補正予算
3月	第3回評議員会／第4回理事会 令和5年度事業計画及び予算等の承認

〔2〕随時

	臨時に行う重要な案件の審議
--	---------------

2-2 経営戦略会議の開催

当法人全般の運営に関する事項、人事・予算に関する事項等、重要な案件及び当法人の中・長期計画の審議を行う場として経営戦略会議を隔月に開催します。

2-3 監事監査の開催

当法人及び法人内の所属事業所の会計・財産の状況、業務執行の状況を監査するために、定期を5月として監事監査を開催します。また、事業活動に関する監事監査について四半期を目途に実施し、各種サービス運営の適正化に努めます。

2-4 事業管理（事業所の統括及び内部監査）

法令遵守の徹底、適切な事業運営の管理を行うため、上記理事会・評議員会、経営戦略会議の開催、監事監査の実施の他に、施設及び事業所ごとに等年度の事業計画を作成し、当該計画に基づく事業を運営します。また、事業所の枠を超えた表01の「委員会」を法人内に作り事業の運営の円滑化を図ります。なお、法人内で表02の優先入所検討会及び苦情解決委員会、表03内部監査を実施し事業の適正な運営を確保します。また、研修センター主催の管理職研修では介護保険法に規定する業務管理体制に基づき法令遵守に資する取り組みを行います。

■ 表 01 社会福祉法人白寿会の内部委員会等 (本計画第 13 章において詳細を掲載)

No.	委員会の名称	主な活動内容
01	虐待防止検討委員会 (身体拘束廃止委員会)	静岡県規則第 10 号 (指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則) 第 38 条の 2 / 第 13 条第 4 項に基づき、入所者の虐待防止及び身体拘束を廃止するための活動。指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
02	事故防止委員会	静岡県規則第 10 号第 38 条第 1 項第 3 号に基づく、事故発生の防止のための活動。令和 4 年度からは情報漏洩に係る事故についても対応する。
03	感染対策委員会	静岡県規則第 10 号第 30 条第 2 項第 1 号に基づく、衛生管理活動。平成 24 年度からはたんの吸引等に関する進捗状況管理を行うことも活動内容に追加する。
04	褥瘡予防委員会	静岡県規則第 10 号第 15 条第 5 項に基づく、入所者の褥瘡の発生の防止を図る活動。指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
05	防災委員会	静岡県規則第 10 号第 29 条に規定された非常災害対策の活動。
06	広報委員会	広報紙「かぜのまちだより」の発行、ホームページの管理を通じた白寿会の P R 活動、白寿会人材確保に関するパンフレット作成。
07	福利厚生委員会	職員の親睦活動の企画・実施。

平成 23 年に制定された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、居宅サービスや施設について従来は厚生労働省令で定められていたそれぞれの人員・設備・運営に関する基準が、都道府県または市町村の条例に委任されることになり、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、静岡県規則第 10 号 (指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則) 等に変更されています。

■ 表 02 社会福祉法人白寿会の優先入所検討会／苦情解決委員会／家族会

(1)	優先入所検討会 年 4 回開催 介護老人福祉施設白寿園の入所の可否及び優先入所順位の決定。 同日に白寿園と第二白寿園の優先入所検討会をそれぞれ個別開催する。
(2)	苦情解決委員会 令和 4 年 12 月 7 日 開催予定 法人内の各事業に関する苦情内容の報告。改善策の提案。
(3)	白寿園家族会 実施予定 白寿園の行事、園内清掃へのご協力等。白寿園と第二白寿園で一体的に運営します。

■ 表 03 社会福祉法人白寿会内部監査項目

A	指定基準に関する遵法状況の確認
①	静岡県規則第10号(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則)
②	静岡県規則第9号(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則)
③	静岡県規則第13号(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則)
④	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
⑤	磐田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則
⑥	磐田市の総合事業に関する規則
⑦	児童福祉法及び子供子育て支援法
B	介護報酬算定の根拠の確認
①	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
②	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
③	指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準
④	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
⑤	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
⑥	磐田市の総合事業に関する報酬の基準
C	令和4年度事業計画の進捗状況
D	高齢者虐待防止法に伴う地域包括支援センターの社会福祉士による虐待防止のための監査及び指導
E	その他必要な事項一質の高い介護サービスを提供するための介護技術の習得状況の確認

2-5 人事管理

法人本部は人材育成と確保の観点から、介護従事者の社会的な需給状況を把握するとともに、魅力ある職場作りを推進します。その一環として、福利厚生の実施に資する見直しを行います。また、職員のスキルアップ支援として、研修センターを中心に、職員会議等の場で資質向上のための研修会を実施するとともに、介護職員初任者研修、介護支援専門員等の資格取得に向けた支援を行います。また、定期的に介護職員の医療研修を計画的に受講させる予定です。

また、職員の定着及び資質向上を目的としてOJT（On-the-Job Training／職場内教育）の確立を図るとともに、従前から行っている職員教育における自己評価のツールとして、社会福祉法人白寿会人事考課シートによる自己評価などを行います。

職員の確保については、令和3年度は学卒の新人を確保することができませんでした。後継する第二白寿園の増床に向けても職員確保が課題となります。令和4年度においてはまず、職員募集に係るパンフレットの作成、ホームページの定期的な更新及び各種教育機関との連携の強化を図り人材確保の取り組みを強化します。

2-6 労務管理

法人本部は、適正な労務管理を実施するために労働基準法および労働安全衛生法等の法規制を遵守します。特に就業規則に基づいた労務管理の進捗を監視することで、効率的な労務環境を確立します。また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴った介護休暇の取得なども可能とする体制を構築します。

令和3年度から毎月開催している労働安全衛生法に基づく「衛生委員会」を令和4年度も継続開催し、労働環境の改善に努めます。

2-7 財務管理

当法人本部は、健全な事業経営を推進するために、各月において「管理経営会議」「運営会議」を開催し、予算及び事業実績の執行状況について監視（分析）・管理していきます。この会議は、事業活動による資金収支の状況、実績の進捗・課題・展望を主たる内容とします。また、前述のとおり「経営戦略会議」を開催し、経営上の重要な案件について審議します。なお、本計画では経営状況の把握・分析を可能とするため、事業ごとに利用者数等に係る数値目標を定めています。

2-8 令和4年度の主要な取組

令和4年度は、後述する第二白寿園の増床に向けた取り組みが本格化します。また、静岡県及び磐田市の実施指導が行われる見込みです。以下に述べる新型コロナウイルス感染症も現時点で収束の見通しは立たずしばらくは対面式面会の見合わせなどの対応を継続することとなります。

また、令和3年度の介護保険制度改正において位置づけられたICT（Information and Communication Technology／情報通信技術）の活用について、次の3点を行います。①白寿園の記録の電子化（介護ソフトの支援経過に各部署の記録を共有）、②Zoomの活用（ウェブ面会、サービス担当者会議）、③ライブの活用。

2-9 危機管理

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、同年9月21日の台風上陸などの自然災害の発生を踏まえ、当法人では消防計画の見直しと、計画に基づく防災訓練の実施を行っています。前述の静岡県規則第10号などにおいては従来の厚生労働省基準よりも細かい規定となりました。具体的には、①月に1回、避難訓練、救出訓練を実施すること、②地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じた災害計画の作成、③地域で実施される防災訓練への参加、④防災教育、⑤非常災害に備えた食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄などが示されています。これらの規則を遵守し、当施設の「防災力」を高めていきます。

また、令和2年2月から急速に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症への対応については、次頁以降に、令和4年3月現在の取り組みをまとめます。

① 感染予防の体制の構築

令和3年度の基準省令の改正では、すべての介護保険施設／事業所を対象に感染症対策の強化と業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられました。同省令に基づき、当法人においても、感染対策委員会の設置、法人全体及び事業所単位での指針の整備、研修、シミュレーション訓練の実施を行ってきました。また、懸案となっていた業務継続計画（BCP）の策定も令和4年1月から順次整備しているところです。令和4年度においては、業務継続計画（BCP）をすべての部署で作成できるよう取り組みを進めます。なお、ワクチンについては、令和4年2月9日から3回目の接種を開始し、3月2日には入居者、職員の全員の接種が完了しました。

② 連携の強化

新型コロナウイルス感染症の予防のために、白寿園の山崎先生、大津先生との連携を強化し適宜ご指示をいただき対応を進めます。また、上記、感染対策委員会を軸に感染症対策の徹底／部署間の連携を強化します。また、ご家族との連携や必要な協力を求めます。入居者のご家族については、定期的に施設の状況を伝え、面会等の協力、ワクチン接種の同意などをお願いしていきます。また、在宅サービス利用者のご家族等については、令和4年2月24日に県介護保険課から発出された「居宅介護支援事業所管理者様及び地域包括支援センター管理者様へのお願い(サービス利用者の新型コロナウイルス感染症への対応)」に基づきコロナ発生の場合の連絡体制を周知しているところです。

③ 現在の取り組み

2月25日(金)現在

**本県の新型コロナウイルスの感染状況は
国評価レベル2(警戒を強化すべきレベル)です
医療提供体制は、実質的に国評価レベル3と同様の状況にあります**

「まん延防止等重点措置」が3月6日まで適用されています

県内では、厳冬期に入り病院等の利用者が増加する中、新型コロナウイルスの新規感染者が爆発的に増加したことから、現在の病床利用率は、受入可能病床(約660床)に対して60%を超え、極めて逼迫した状況が続いています。この感染拡大を抑制するため、本県に適用されている「まん延防止等重点措置」の期間が3月6日まで延長されています。

感染力が強いオミクロン株においても、基本的な感染予防対策は変わりません。県民の皆様には、感染リスクの高い場所への外出の自粛、会話時の不織布マスクの着用、室内での換気の徹底や大人数での行動は避けて頂くなど、引き続き、感染防止への厳重な警戒をお願いします。

【まん延防止等重点措置の概要】

- 期間 令和4年1月27日(木)～3月6日(日)
- 対象区域 県内全域
- 要請内容 感染リスクが高い場所への外出自粛、飲食店の営業時間短縮等
(詳しくは「県民・事業者の皆様へ」をご確認ください)

2月24日現在

病床利用率 現在受入可能な病床 (約660床)に対する割合	
(全県)	
62.6%	
東部	72.8%
中部	62.3%
西部	50.5%

直近1週間の10万人 当たり新規陽性者数	
265.9人	

(福) 白寿会 新型コロナウイルス感染症の段階別対応一詳細

前述の示した段階別の対応の他に、現在実施している具体的な取組みの継続期間を整理しました。

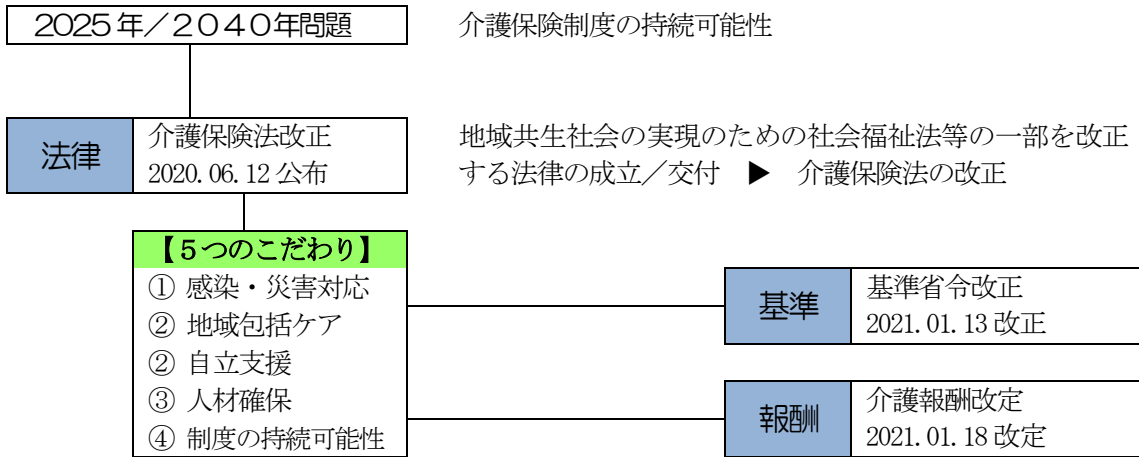
		第2段階	第1段階(予防期)
1	職員の検温等	× 当面制限の継続	× 当面制限の継続
2	入園者/SS利用者検温	× 当面制限の継続	× 当面制限の継続
3	DS/SS/保育・到着後の検温	× 当面制限の継続	× 当面制限の継続
4	来客検温・確認	× 当面制限の継続	× 当面制限の継続
5	扉の閉鎖	× 継続	× 当面継続
6	帰園後の手洗い・うがい	× 継続	× 当面継続
7	マスク着用	× 継続	× 当面継続
8	家族等との交流		
	入園者/ケア/SS利用者面会	× 対面は中止	○ ワクチン2回接種を要件
	特養等の外出/外泊	× 受診以外は中止	△ 受診以外の外出拍は制限
	在宅サービス/県外家族との交流	× 中止 1週間待機	○ 2日の連続観察/ワクチン
9	外部交流		
	特養/SS/ケア理美容受入	× 中止	○ ワクチン2回接種を要件
	介護実習	× 中止	○ ワクチン2回接種を要件
	家族会活動	× 中止	× 当面制限の継続
	ボランティアの受入	× 中止	× 当面制限の継続
	参集型の研修再開	× 中止	× 当面制限の継続
10	コロナ予防の業務		
	アセス/サ担/モニタリング訪問	× 中止	○ ワクチン2回接種を要件
	居室訪問/在宅巡回配布(訪問)	× 中止	○ 訪問受け入れの場合
	職員の外出後の検温	× 実施	△ レベル1以下2週連続で解除
	特養/ケア/SS/DS座席記録	× 実施	△ レベル1以下2週連続で解除
	CM/包括/HHの訪問記録	× 実施	△ レベル1以下2週連続で解除
	アセスメント前の電話確認	× 実施	△ レベル1以下2週連続で解除
	施設プランのコロナ部分位置づけ	× プラン記載	× 当面継続 予防編
	DS/SS-乗車前の検温	× 実施	× 当面制限の継続
	DS-サービス終了後の施設消毒	× 実施	× 当面制限の継続
他事業者の実績報告受入れ(来所)	× 実施	× 当面は玄関先で受取	
11	職員の日常生活		
	県内の冠婚葬祭への参加	○ ワクチン2回接種を要件	○ ワクチン2回接種を要件
	県外への往来(本人/同居者)	× 原則控えて。 2日目にPCR	△ 必要な検査の実施 可能ならば控えて
	家族が濃厚接触者に認定等	× 必要な検査の実施を継続	× 必要な検査の実施を継続
	県外移動/県外家族と接触	× 当面制限の継続	× 当面制限の継続
	コンサートや大衆演劇/旅行	× 当面制限の継続	× 当面制限の継続

3. 制度改正の概要

〇01—令和3年度介護保険制度改正について

令和3年度の介護保険制度改正では、①介護保険法の改正、②介護報酬の改定、③基準省令の改正という3点セットの見直しが行われました。具体的には、令和2年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。令和3年1月13日には、「基準省令」改正の諮問答申、また、同年1月18日には、「介護報酬改定」に関する諮問答申が行われ、制度改正の大枠が確定しました。

■ 令和3年度 介護保険制度改正の概要



基準費用額（食費）（日額）				
<table border="0"> <tr> <td><現行></td> <td><改定後> ※令和3年8月施行</td> </tr> <tr> <td>1,392円/日</td> <td>⇒ 1,445円/日 (+53円)</td> </tr> </table>	<現行>	<改定後> ※令和3年8月施行	1,392円/日	⇒ 1,445円/日 (+53円)
<現行>	<改定後> ※令和3年8月施行			
1,392円/日	⇒ 1,445円/日 (+53円)			

<補足給付>

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
自己負担限度額	・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超	・世帯に課税者がある ・本人が市町村民税課税
食費 ※（ ）は月額	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)	1392円 (4.2万円)
居住費 ※特別養護老人ホーム・多床室の場合	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)	855円 (2.6万円)
合計	300円 (0.9万円)	760円 (2.3万円)	1020円 (3.1万円)	2247円 (6.8万円)

- ※1 ショートステイにおける食費（日額）については、以下のとおり見直し。
 第2段階：600円【現状より210円増額】
 第3段階①：1000円【現状より350円増額】
 第3段階②：1300円【現状より650円増額】
- ※2 この他、現行1,000万円以下となっている預貯金要件について、以下のとおり見直し。
 第2段階：650万円以下
 第3段階①：550万円以下
 第3段階②：500万円以下

第3段階①	第3段階②
・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円以下 ⇒合計1020円【食費650円+居住費370円】【現状維持】	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超 ⇒合計1730円【食費1360円+居住費370円】【現状より710円増額】

4. 地域における公益的な取組み

改正社会福祉法第24条第2項では、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と定められています。当法人においては白寿園研修センターが作成した令和3年度介護保険制度改正の事業種別ごとのリーフレットを、静岡県介護支援専門員協会、静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会、静岡県ホームヘルパー協会に提供し、それぞれの協会が関係機関や協力機関及び会員に交付し、県内の当該事業における制度改正の周知を図りました。

さらに、令和2年度から開始した「配食サービス」については、令和4年度も、白寿会の公益事業の柱として竜洋生活応援クラブと協働して年3回の実施をめざします。

5. 第二白寿園増床計画

令和6年に予定されている第二白寿園の増床に向けて、次頁のロードマップで整備事業を展開していきます。

また、建物の整備と併せて、待機者の確保、職員の確保も並行して行う必要があります。職員については、現在も人材確保難が継続していて、前述のように令和3年度は学卒の新規採用ができませんでした。令和4年度は、教育機関との連携の強化やパンフレット、ホームページ等を有効に活用し、人材確保を強化していきます。

施設待機者の確保については、平成27年度の基準省令の見直しにより入居対象が要介護1以上から要介護3以上に厳格化されました。そのことにより、待機者の減少が続いています。また、最近では、コロナウイルス感染症に伴う面会制限などが影響して、施設を希望する高齢者、家族が減少しているという指摘もあります。そのような中、第二白寿園の増床に伴う入居者の確保は大きな課題です。コロナ禍の中、参集式の説明会や訪問なども難しくなっている状況ですが、広報手段を検討し入居者の確保に結び付く活動を展開します。

6. 社会福祉法人白寿会 令和4年度行事予定

予定		主要行事
月	日	
4	1	辞令交付式
5		監事監査（令和4年度第1回内部監査）
6		令和4年度第1回理事会
		令和4年度第1回評議員会
		令和4年度第2回内部監査
	12	開園31周年記念式典
7	24	第31回白寿会納涼祭
8		令和4年度第3回内部監査
9	17	白寿園令和4年度敬老会
		令和4年度第2回理事会
10		令和4年度第4回内部監査
11		法人役員視察研修
		令和4年度第2回評議員会／第3回理事会
12	7	苦情解決委員会
3		令和4年度第3評議員会／第4回理事会

2. 特別養護老人ホーム 白寿園

令和4年度事業計画

介護保険事業所番号 2276600034

■ 令和4年度 事業コンセプト

「一致団結 ご入所者ファースト」飛躍

- [1] 令和4年度は、ご入所者、ご家族・保証人様、地域の方々に、白寿園は全てにおいて「**ご入所者が最優先である**」というイメージを抱いていただけるよう打ち込みます。それは**業務優先的**ではなく、目の前のご入所者の思いにいつでも応える姿勢、これこそが年月をかけて積み上げた白寿園の財産であり、原点であるという思いを胸に**飛躍的**にさらなる発展を遂げたと思います。
- [2] 施設内生活環境、ハード面の課題については、ご入所者のプライバシーと人権を守るという視点から、日々の業務において「**当たり前**」のことが見落とされないう、ご入所者の立場になって徹底して改善に取り組めます。
- [3] 「介護サービスの質の向上」を目標に職員研修の実施、委員会の開催により“事故0”“身体拘束0”“虐待0”“感染症0”“褥瘡0”への取り組みを行います。
- [4] 毎月の避難訓練と年2回の総合防災訓練を行い、地震・津波・火事など非常時の対応に備え、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
- [5] 新たに入所された方が早く白寿園の生活に慣れていただき、落ち着いた生活を送る事ができるよう様々な援助を行っていきます。
- [6] 白寿園で生活するご入所者が、安心して天寿を全うする事ができるよう、看取り介護の充実を図ります。
- [7] 介護職員のスキルアップを目指し、外部研修への参加促進、内部研修の充実を図ります。また、業務内容の見える化、対応が自己流等にならないよう介護方法を統一、計画的な人材育成を進めていきます。
- [8] **記録を電子化していくことで、スムーズな情報共有のできる体制の整備に努めます。**

- 事業計画において「規則」とあるのは「静岡県規則第10号 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則」を、また、「算定基準」については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」を指します。



特別養護老人ホーム白寿園 令和4年度事業計画 目次

項目	タイトル	No.	小項目		
1	基本方針とサービス指針	(1)	施設運営の目的		
		(2)	入所対象		
		(3)	基本理念		
		(4) - ①	援助方針	援助の在り方	
		(4) - ②		敬愛と専門性に立脚した援助	
		(4) - ③		入所者主体の援助	
		(4) - ④		生きがいのある生活	
		(4) - ⑤		健康管理と障害の軽減	
		(4) - ⑥		重度化を踏まえた援助	
		(4) - ⑦		経口摂取維持への援助	
		(4) - ⑧		個人情報の保護	
		(5) - ①	サービス計画	入所者の援助	
(5) - ②	施設の社会化				
2	業務計画及び業務体制	(1)	業務体制		
		(2)	各部署の活動コンセプト		
		(3)	職員配置・業務分担		
		(4)	会議		
		(5)	委員会		
		(6)	入所者の受入れ		
		(7)	各種委員会活動計画		
		(8)	看取り介護の充実		
		(9)	職員の知識・技術の向上		
3	経営計画	(1)	介護老人福祉施設の介護報酬構造		
		(2)	経営目標		
		(3)	磐田市における動向		
		(4)	法人の考え方		

1. 基本方針とサービス指針

(1) 施設運営の目的

■介護保険法第8条第27項

指定介護老人福祉施設白寿園（以下「当園」と省略）は、介護保険法並びに老人福祉法の規定に基づき、入所者である要介護者が安心して快適な生活を送ることができるよう、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設です。

(2) 入所対象

■介護保険法第7条

当園の入所対象は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方で、以下のいずれかの要件を満たす方です。

- ① 介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者であって、要介護認定を受けている方で要介護3以上の方。
- ② 要介護1及び要介護2の方で、特例入所が認められた方。
- ③ 平成27年3月31日までに入所された方で要介護1及び要介護2の方、及び介護認定の更新により要介護1及び要介護2になった方。

(3) 基本理念

当園の基本理念は次のとおりとします。

- ① 入所者のプライバシーと人権を守り、また、入所者が尊厳を保持し、「その人らしく」「自由で」「主体的な」生活が送れるように総合的な援助を行います。
- ② 身体的・精神的な健康の保持と状態変化への適切な対応を行います。
- ③ 健全な人間関係が築けるような家庭的な雰囲気のある生活の場を創造します。
- ④ 施設サービス計画に基づき、入所者・家族・職員間の連携を強化し、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、ニーズの発見と生活の改善に努めます。
- ⑤ 社会資源としての自覚を持ち、地域福祉の拠点となるような施設作りを目指します。

(4) 援助方針

■介護保険法第1条 ■老人福祉法第2条

当園では介護保険法並びに老人福祉法に定められた基本理念に基づき、入所者一人ひとりが「市民としての豊かな生活」を実現できるように援助を行います。また、常に業務の継続的改善を図り、質の高い介護サービスを確保します。この援助目標を達成するために以下の「援助方針」を定めます。

介護保険法における基本理念	介護保険法第1条
この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	

老人福祉法における基本理念	老人福祉法第2条
老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。	

(4) -① 援助の在り方

■ 介護保険法 第1条

入所者の多様化するニーズに対応し、かつ、人権を尊重（尊厳を保持）する生活の場の創設を目指します。また、集団生活の持つ様々な側面を考慮し、入所者同士の人間関係を基軸とした相互作用が個々の入所者に建設的に、かつ、積極的にはたらくよう必要な援助を行います。

(4) -② 敬愛と専門性に立脚した援助

■ 老人福祉法 第2条

職員は、入所者一人ひとりに深い理解と愛情をもって接するとともに、社会福祉に従事する者として必要となる専門知識・技術の習得に努めます。また、社会福祉の理論を踏まえた援助を心がけ、入所者及び家族の秘密保持・プライバシーの保護等に充分配慮します。なお、援助を展開するに当たっては、社会福祉の専門性に基づく、個別的・集団的援助の計画、実施、評価を行い、効率的かつ質の高いサービスの提供を目指します。

(4) -③ 入所者主体の援助

■ 介護保険法 第87条

入所者の個々の特性、ニーズを把握し、また、残存機能の客観的評価を行いながら、精神的・身体的・社会的諸機能の維持または障害の軽減を図り、市民としての豊かな生活を実現できるように援助を行います。特に、個々のニーズの充足を図る過程において、自己決定の機会をつくることに配慮し、自主的かつ積極的な生活意欲を育てることを重視します。

(4) ー④ 生きがいのある生活

■ 規則 第18条

入所者一人ひとりが、施設内・家庭・地域等の関係の中で、自己の存在感を実感し、また、教養娯楽に結びつくプログラムを生活の中に積極的に取り入れることを通して生きがいの援助を実施します。

(4) ー⑤ 健康管理と障害の軽減（自立した日常生活）

■ 規則 第19条、第20条

入所者にとって、より健康であることは最大の願望です。従って、当園として医療機関との連携を密にするなど十分な配慮を行う他、作業療法士を中心とした個別機能訓練の実施、福祉機器の導入により生活障害の軽減（自立した日常生活）にも力を入れます。なお、入所者一人ひとりが、自らの疾病、障害を意識し、かつ残存機能の重要性を理解し、健康管理に留意し、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する事ができるよう配慮します。

(4) ー⑥ 重度化を踏まえた援助

入所者の重度化等に伴う医療ニーズの増大に対応していくために、看護職員との24時間連絡体制を確保します。また、入所者や家族の意向を尊重した多職種協働のチームによる看取りに関するケアを実施し、「生活重視型の施設」としての機能を果たします。

(4) ー⑦ 口腔機能維持、経口摂取維持への援助

■ 規則 19条の3

食べ物を経口摂取することが、生活機能を維持するための重要な行為であるという認識から、当園においては経口摂取の維持継続を図る援助を提供します。経口摂取の維持継続を図るには、口腔内の健康の維持が重要と考えます。歯科医師や歯科衛生士の介入により、様々な口腔の問題を見逃すことなく、口腔機能の管理を図ります。歯科医師や歯科衛生士が入所者への専門的な口腔ケアを直接行うだけでなく、施設職員への口腔ケアに関する助言・技術指導・評価等のマネジメントを目指し、多職種協働により実施するための体制の構築を図ります。

(4) ー⑧ 個人情報の保護

■ 規則 第33条1項～3項

当園は、「白寿園個人情報保護規程」に基づき、入所者及び家族の個人情報の保護を義務として職員に課し、情報の保護に関する必要な措置を講じます。また、守秘義務は当園の職員でなくなった後も同様とします。なお、提供するサービスを円滑に遂行するため、「個人情報の取り扱いに関する同意書」を作成し、サービス提供開始にあたり入所者個々に同意をいただくことにより、必要な情報を有効に活用することとしています。

(5) サービス計画

(5) ① 入所者の援助

入所者の援助については、入所者にとって密度の濃い援助の展開を推進します。援助に関しては、本館・新館ごとの週課を設け、この生活周期、あるいは入所者各位の施設サービス計画に基づき、以下の①～⑧の内容から構成される援助を行い、もって前記の援助目標である、入所者個々の「市民としての豊かな生活」の実現を図ります。

- ① 施設ケアマネジメント ■ 規則第 14 条第 1 項～第 12 項
- 1) 当園における入所者への援助は、すべて計画担当介護支援専門員（生活相談員兼務）が作成する「施設サービス計画」に基づき実施します。
 - 2) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たり、入所者及び家族に面接を行う等の方法により、当該入所者の有する能力、環境等の評価を通じて当該入所者が自立した日常生活を営むための課題を把握します。
 - 3) 計画担当介護支援専門員は、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成します。さらに、これらの課題分析（アセスメント）業務に関する技術向上を図るため、課題分析の本来の意味であるところの、①情報収集し、②情報の解釈・分析・関連づけ・統合化、③生活課題の明確という 3 つのプロセスを確実に行うことができますようにします。
 - 4) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。）の開催、または、担当者に対する照会等により、看護師、管理栄養士、介護職員等の担当者から、施設サービス計画原案の内容について、専門的見地に基づく意見を求めます。
 - 5) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入所者またはその家族に対して説明し、文書により同意を得て、施設サービス計画を交付します。
 - 6) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況、入所者の状況の変化を継続的に把握・評価します。なお、入所 1 ヶ月後、および要介護認定の更新時等の施設サービス計画作成に関しては、原則として家族にも出席いただきサービス担当者会議を開催します。サービス担当者会議は毎月最終火曜日に定期的に実施します。
 - 7) 計画担当介護支援専門員は、入所者の状況が変化した場合、または、要介護認定の変更・更新認定の都度、上記 2)～5) の業務を行います。
 - 8) 課題整理総括表を活用し、よりの確なケアマネジメントの実現を図ります。また、個別介護計画書（生活支援実施書）をより効果的に業務に生かすことができるように工夫をします。

- ② 相談及び援助 ■ 規則第 17 条
当園では、計画担当介護支援専門員および生活相談員が、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
- ③ 生活介護 ■ 規則第 15 条
各職員は入所者の日常生活動作に関する援助を行うとともに、食事・入浴・排泄・移動・更衣・整容等の各生活場面において、入所者の生活意欲を高め、自立の支援、及び生活の充実に資するような援助過程を重視します。また、ふれあい、交流など生活介護の持つ心理的側面にも配慮しながら、質の高い介護サービスが提供できるよう努力します。
- 1) 当園では基準に基づき、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入所者に入浴または清拭を行います。
 - 2) 当園では基準に基づき、入所者一人ひとりの心身状況に合わせて個別に対応し、できるだけトイレでの排泄が維持できるように支援します。また、居室での排泄介助にあたっては、人としての尊厳に心を配り、カーテンを閉める等のプライバシーに配慮します。入所者の排泄にかかる要介護状態を軽減できるよう取り組んでいきます。
 - 3) 当園では基準に基づき、褥瘡が発生しないよう体位交換の必要な入所者に対しては、脱臼・骨折の事故に留意したうえ、適切な介護を行うとともに、その発生を予防するために「褥瘡予防委員会」を設け、関係職種が協働して入所者ごとに褥瘡の発生を防止する体制を整備します。
 - 4) 当園では基準に基づき、離床の実践、着替え、整容等の介護を適切に行います。
- ④ 健康管理 ■ 規則第 20 条、第 30 条第 2 項
1) 当園では基準に基づき、入所者の重度化に対し嘱託医師との連携のもと、看護職員及び介護職員は体調の変化に注意を払い、異常の早期発見に努めます。具体的には、年間計画に基づく入所者の健康診断・予防接種の実施、日々の血圧・体温・脈等のバイタル測定の実施、医師の指示などによる処置、投薬の管理等を通じて、入所者の健康保持のための適切な措置を講じるとともに、必要な記録を作成します。予防接種については肺炎球菌ワクチンの計画的接種を勧めます。
- 2) 当園では口腔内のたんの吸引及び胃瘻による経管栄養の手順が適切に行われる為の「看護職員と介護職員のケア連携協働研修」が終了し、介護職員が特定行為業務従業者の認定を受けました。これにより、口腔内の痰の吸引や胃瘻による経管栄養の管理が看護職員と協力して実施できるようになりました。さらに、鼻腔内の喀痰吸引と胃瘻による経管栄養の管理が可能になる為の「介護職員たんの吸引等研修（第二号研修）」を順次受講していく予定です。
 - 3) 看取り介護の充実を図り、入所者を馴染みのある施設内で看取することができるよう医療提供体制を整備します。
- ⑤ 食事の提供 ■ 規則第 16 条
1) 当園では基準に基づき、食事形態や、体調不良時等の個人対応を迅速に行っています。健康状態や栄養状態に配慮していくと共に、入所者の嗜好を把握し、管理栄養士を中心に委託事業者との連携を図りながら、行事食や毎日の食事の提供方法に趣向をこらす事で食事の楽しみを広げていきます。

- 2) 看取りケアにおいては、最後まで経口摂取が出来る事を目標に容態に合わせた食事の提供をしていきます。

⑥ 社会生活上の便宜の提供等

■ 規則第 18 条

- 1) 当園では基準に基づき、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行います。生きがいの援助としては、入所者にとっての密度の濃い援助の展開を行います。社会性、趣味、機能回復の各側面を考慮しながら、入所者の特性に沿った援助を展開することを基本において、別に定める年間行事計画の実施を図ります。また、個々の利用者の希望に沿って、地域行事への参加、外出等、その機会を随時確保します。当園では個々の入所者に担当介護職員を定めており、入所者と担当介護職員との交流を深めていくこととします。
- 2) 当園では、家族会活動等を通じて、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。
- 3) 当園では、入所者ごとに必要な行政機関手続等を支援します

⑦ 家族との交流

■ 規則第 18 条第 3 項

当園では、入所者の豊かな生活を実施する上で、入所者の家族においても、その役割を担う重要なキーパーソンであると認識しています。当園では、家族との交流を積極的且つ円滑に進める為に、家族会を結成し、自主的な活動を展開しています。面会・外出・外泊・ボランティア活動・行事への参加等の協力依頼の他、援助の計画内容・実施状況を報告する「サービス担当者会議」や、機関紙「風のまちだより」や「風のまちだよりミニ」の配布等の事業を行い、入所者・家族・職員との交流を深めます。

⑧ 防災対策

- 1) 当園では基準に基づき、非常災害に関する具体的計画及び防災マニュアルを作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを従業者に周知するとともに、避難、救出その他必要な訓練を行います。
- 2) 防災対策としては地域との連携を重視し、3 月、12 月実施予定の地域防災訓練における津波避難の訓練（ケアハウス屋上への避難）を共同で行うことができるよう計画します。

⑨ 虐待防止

入所者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生及びその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。

- 1) 当施設では、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため、施設長を虐待防止に関する責任者とし、必要な研修を実施します。また、年に 2 回、職員が虐待チェックを行い、その結果をもとに地域包括支援センターの社会福祉士を招き、施設虐待の調査を行います。
- 2) 当施設では、施設虐待防止の委員会を中心として、虐待防止の活動を展開します。

別表1 入所者日課表

時 間	一 般	経管栄養
06:00～	起床・洗面	洗面・口腔ケア
07:00～	ティータイム①	
07:30～	朝食・口腔ケア	
08:00～		排泄介助
09:00～	排泄介助	注入① (食堂)
10:00～	入浴、健康チェック、ティータイム②	↓
11:00		注入終了
12:00～	昼食・口腔ケア	口腔ケア
13:00～	排泄介助	排泄介助
14:00～	入浴	入浴
15:00～	おやつ・ティータイム③	離床
15:30～	排泄介助	注入② (食堂)
16:00～		↓
17:30		注入終了
17:50～	夕食・口腔ケア	
18:30～	ティータイム④	入床
19:00～		口腔ケア
20:00～	排泄介助	排泄介助
21:00～	消灯	消灯

*入所者の希望に合わせ随時の排泄介助も行います。

*一人当たり約一日1.5ℓの水分摂取を目標にしています。

別表2 年間行事表

月	月例行事	行事予定
4月	避難訓練 誕生会 ビューティーサポート 余暇活動等	家族会総会
5月		
6月		家族奉仕活動・開園記念日
7月		納涼祭
8月		運動会
9月		敬老会・家族臨時総会
10月		
11月		大掃除
12月		クリスマス会・家族奉仕活動
1月		新年会
2月		節分
3月		ひなまつり

*左記項目以外に、不定期で入所者と担当職員が一日を過ごす「担当デイ」を設けます。
*慰問やボランティアを随時受け入れます。
*年1回、家族会の協力によりフロア一斉バルサン消毒を実施します(6月)。
*新型コロナウイルス感染症の発生状況により変更となる場合もあります。

当園は、地域福祉における重要な社会資源であるという認識から、その物理的、人的資源を積極的に社会化し、地域福祉の充実に貢献します。

- 1) 地域行事への参加
当園では入所者の方々が地域の住民として社会参加を行う機会の確保に努めます。具体的には、地域行事の年間スケジュールの把握と公開、参加希望の調査および実施を図ります。
- 2) ボランティアの開拓
当園では積極的にボランティアの受け入れ、育成に力を入れます。具体的にはボランティア受入れ前の事前面接（指導）、社会福祉を専攻する学生の実習、福祉教育の一環としての生徒・児童の受け入れ、活動の実施、評価の各役割において配慮と指導を行います。
- 3) 磐田市の介護相談員や傾聴ボランティアの受け入れを行っています。
- 4) **入所者が活用できる地域の社会資源マップを作成し、そのマップを活用した事例を3件は作ります。**

2. 業務計画及び業務体制

(1) 業務体制

当園は、常時の介護を必要とするお年寄りを入所の対象とし、かつ、介護サービスを連続的に提供するために、各職種別に業務日課の作成を行い、職種内の役割分担を明確にします。また、円滑なサービス供給体制を確立するために、業務分担表を作成すると共に活動コンセプトを掲げ、目標達成に努めます。



(2) 各部署の活動コンセプト

■ 令和4年度 施設ケアマネ活動コンセプト

「ご入所者の声を大切に」

介護保険施設、ケアマネジメント実務の手引きより、施設の場合、計画作成介護支援専門員とその他の職種が同じ施設に所属していることから、計画担当介護支援専門員が施設・職員側の立場に立ってしまう危険性があります。そのような事態を防ぎ、同じ施設に所属していることがデメリットとならないように、ご入所者のアドボカシー（代弁）機能を重視して計画の作成に努めます。

活動目標 ① ご入所者への丁寧な説明と的確な記録を心掛ける。

- ・施設サービス計画はご入所者のものであり、そして、白寿園がご入所者にどのようなケアを提供するかを記した重要なものです。
→ご入所者の人権擁護の観点から、施設サービス計画をご入所者へ説明をし、その説明をした日時、その時のご入所者の様子や表情、訴え等を的確に記録をします。
→可能な限り専門用語を用いずに、わかりやすい言葉で説明するようにします。

活動目標 ② 明日の介護に生かすデスカンファレンスの実施。

- ・デスカンファレンスとは、お亡くなりになられたご入所者のケアを振り返り、今後のケアの質を高めるものです。ディスカッションを通してスタッフ個々の成長を目指します。
→デスカンファレンスについて、施設ケアマネが中心となり多職種で行い、**年間を通じて退所された方々の1/3以上を行います。**
→振り返りは、月の最終火曜日（サービス担当者会議の日）に行います。
→デスカンファレンスの進め方等を学び、内部研修を開催したり、外部研修へ参加をさせていただきながら、事例発表ができるようにまとめられる体制作りをします。

活動目標 ③ 適切なケアマネジメント手法を取り入れる。

- ・疾患別に1事例、各ケアマネが適切なケアマネジメント手法を取り入れてケアマネジメントを行います。
→ケアマネジメントの手法の向上を目指し、ケアマネ/相談員研修へ積極的に参加をします。



■ 令和4年度 生活相談員活動コンセプト

「白寿園をより多くの方に知っていただきたいです。」

白寿園の歴史を汚すことなく、また、その歴史に驕ることなく、地域の拠点として、近い未来に向けて、地域包括ケアシステムを担うことができる体制作りに努めます。地域の方々、ご入所者やご家族、皆様から気軽にご相談をいただけるよう常に研鑽に励みます。

活動目標 ① 「入所待機者の安定的な確保を目指します。」

- ・ホームページを活用し、施設での生活の様子等を知っていただき、より多くの方々に興味を持っていただけるよう努めます。
→ホームページへの掲載を年4回以上は行います。
→優先入所検討会の日程や待機者数等の情報も掲載していきます。

活動目標 ② 飛躍的なICT化への取り組み

- ・電子媒体を活用し共有する。
→全ご入所者が、何らかの面会方法でご家族等とお会いできる体制を整えていきます。
そして、県外にお住まいのご身内の方々等でもテレビ電話方式等により面会ができる体制の整備を進め、4件以上は対応します。
→白寿園各部署の記録を電子化し共有していきます。まず、重複している記録について整理していきます。
- ・事業所評価アンケートの回収率を前年度より上げられるようにします。
→アンケートでのご要望等について、改善にむけて取り組みます。

■ 令和4年度 医務活動コンセプト

「綿密・徹底、人間味」

ご入所者の健康管理について、細部に注意を払い配慮をしていきます。そして、業務には厳しい姿勢で、早期発見、早期対応に心掛けます。ただ、機械ではありません。人間味のある、人と人との関係性を大切に、やさしさを持って対応に努めます。

活動目標 ① 「健康管理」

- ・毎日の検温、食事摂取量を確認し、異常の早期発見、早期対応に努め、速やかに囑託医師へ報告、そして、指示を仰ぐことのできる体制を整えます。
→感染症の予防及びまん延の防止のための訓練（シミュレーション）について、訓練内容の立案、年2回の訓練の実施に向け、リーダーシップを取ります。
- ・皮膚に関する疾患や感染症の早期発見、早期対応。
→全身の皮膚観察や爪の状態の確認、衣類や寝具等の適切な管理、ご入所者からの痒み等の訴えや介護職員の報告に対し適切な指示をします。
→褥瘡の予防に重点を置き、適切な除圧の方法を多職種と共に検討し実践します。処置を必要とする状態になる前に対応ができるよう医務会議等において話し合いを行います。

■ 令和4年度 栄養活動コンセプト

「三度の飯が好き」

1日3回の食事の提供について、日々の健康状態や栄養状態に配慮し、食事形態、体調不良時等の個人対応を迅速に行い、「白寿園の食事が好き」と言ってもらえるように努めていきます。ご入所者の嗜好を把握し、管理栄養士を中心に委託事業者との連携を図りながら、時にはイベント食を取り入れ、毎日の食事の提供方法に趣向をこらしながら、各部署と連携をし「食事の楽しみ」「食べることの楽しさ」を広げていきます。

活動目標 ① 「食事を安全に、楽しく食べる」

- ・安全な食事を提供するため、衛生管理はマニュアルに基づき対応し、毎日、衛生点検と記録、衛生教育を実施します。
- ・食事の形態を全体的に見直し、安全に美味しく食べられる食事を提供します。
- ・食事は適切な時間に提供し、食堂にて他のご入所者と交流を深めながら食べるよう努めます。
- ・四季を感じていただけるよう、季節の行事や白寿園のイベントに合わせた行事食を提供します。

活動目標 ② 「栄養ケアマネジメントの実施」

- ・ご入所者の食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、記録を整備します。食事の食べ方や、しっかりと食べて飲み込んでいるかを確認し、問題がある時には多職種で検討し調整していきます。また、食事摂取方法についても、状態に適した食器や食具、食事環境であるか検討していきます。
- ・看取り期における栄養ケアを充実させます。

■ 令和4年度 機能訓練活動コンセプト

「障壁の有効活用」

集団での生活の中には様々な障壁があります。白寿園ではホール・食堂から居室までの距離が長かったり、皆さんが集う場所が広がったり、トイレが共同であったり、トイレへ行くまでの距離も結構あったりします。しかし、それをも活用し集団だからこそ生かされる個性を大切に、保有している機能の維持に努めます。

活動目標 ① 「個別機能訓練の実施」

- ・多職種が協働して計画を作成する必要があることから、月に1回、カンファレンスを開催します。これまで以上に機能訓練の視点を持って介護にあたるよう、また、多様な意見を引き出せるように、介護職員が1人1回は参加します。
- ・個別機能訓練計画書に基づき個別機能訓練を行います。訓練は、生活の中でいつの間にか取り組んでおり且つ有効な内容で行います。実施記録を確実にいきます。
- ・LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用による更なる PDCA サイクルの推進とケアの向上が図れるよう個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定取得に向けての準備をします。

■ 令和4年度 笑門（介護）活動コンセプト

「一人一人に快適な日々を 丁寧な介護で」

ご入所者が、心配事がなく、安全に安心して過ごしていただけるよう、その方の快適な日々を丁寧な介護で援助をしていきます。

活動目標 ① 安楽な座位姿勢の支援。

- ・車椅子は椅子ではなく移動手段であると捉え、日中、車椅子に乗車し過ごされている方が椅子へ座り変え過ごすことができないかを検討し対応します。
→4月のケア会議において、検討すべきご入所者を選定します。多職種カンファレンスにおいても提案をして検討し改善に向けて取り組みます。
※現在、日中、椅子に腰かけ過ごされている方が14名（全体の約26%）です。
- ・安楽に座れ、そして、目的別の姿勢、動きの支援を検討し、検討の結果を生活支援実施書へ記載をしていきます。
→椅子、車椅子、そして、リクライニング車椅子、それぞれ検討していきます。
→車椅子の座り直しの介助方法等を皆で学び、介護技術の向上を目指します。
- ・椅子や車椅子、そして机を定期的に整備・点検、清掃します。
→補修等が必要な場合は、速やかに報告し修繕依頼をします。
→各点検事項を話し合い、知識の標準化を図ります。

活動目標 ② いつもの場所は、いつも綺麗にします。

- ・計画的に各居室の清掃（剥離・ワックスがけ等）をします。
→笑門、全15部屋を上半期に7部屋・下半期に8部屋、行います。
→清掃予定日を最終水曜日か、もしくは、月の最終土曜日とします。
→ホール兼食堂の剥離・ワックスがけは、上半期に南側（旧金木庫）、下半期に北側（旧桜）回廊も東西南北を4分割に、上半期に東西、下半期に南北を行います。

■ 笑門・週間予定

	[午前]	[午後]
月	特別浴	
火	中間浴	
水	一般浴	シーツ交換
木	特別浴	
金	中間浴	
土	一般浴	レクリエーション
日	行事参加・レクリエーション	
	ぬり絵、音楽、習字、折り紙等	

■ 笑門・年間行事予定

4月	お花見（桜）
5月	鯉のぼり飾り製作
6月	お楽しみ会
7月	七夕飾り・短冊へ願いを
8月	手持ち花火
9月	敬老会
10月	お楽しみ会
11月	おやつ作り
12月	クリスマス会、忘年会
1月	新年会
2月	節分
3月	ひなまつり

■ 令和4年度 福来（介護）活動コンセプト

「一人一人を大事に 丁寧な介護を」

16 名のご入所者と職員が大きな家族のように、毎日の生活の場で安心して気持ちよく過ごすことができる介護を目指します。

活動目標 ① ご入所者にあった介護方法を常に考えます

- ・ケアの取扱説明書ともいえる「生活支援実施書」を担当職員が中心となり作成し、そして、ケア会議時に皆で話し合い、福来での情報共有とケアの統一を図ります。
 - 多職種へ情報を発信。多職種協働、チームケアの役割を果たす。
 - 多職種カンファレンスへ参加。情報の提供と各部署からの情報を収集。
 - ヒヤリハット報告がよくあげられる方については、早目にケア会議にて話し合い、その話し合った内容、予防策を生活支援実施書へ記録します。そして、その内容は事故防止委員会で報告し、各部署との情報共有に努めます。

活動目標 ② ご入所者へ担当介護職員として積極的に関わります。

- ・福来としての強み、それは、担当デイの実施です。
 - ご入所者の声を大切にして、担当デイの計画立案、実施をしていきます。
 - その中で、再度、ご入所者の望む担当介護職員としての役割を明確にしていき、そして福来版の担当介護職員マニュアルを作成し、活用していきます。
 - 担当デイの様子については、定期的にご家族等へ報告をします。

■福来 週間予定

月	レク	中間浴
火	特別浴	シーツ交換
水	特別浴	レク
木	レク	中間浴
金	特別浴	レク
土	特別浴	レク
日	行事・レクリエーション	

年間行事予定

4月	創作料理
5月	創作活動
6月	出前頼もう day
7月	創作料理
8月	創作活動
9月	出前頼もう day
10月	創作料理
11月	創作活動
12月	忘年会
1月	新年会
2月	ぽっかぽっか温泉（足浴）
3月	創作料理



■ 令和4年度 事務活動コンセプト

「好感度アップ&キープ 迅速・丁寧、そして正確に」

法人窓口として、安心安全を守り、業務が正しく明瞭であるよう気配り・目配りをしていきます。そして、各事業所のサポート、人材確保に繋がる基盤を作っていきます。



活動目標 ① 「金銭管理の徹底」

- ・ 経理規程や入所者所持金等管理規程に従い、正しい運用を行います。
 - ① 出金においては、ダブルチェックに努めます。(複数による確認)
 - ② 入金においては、規定日以内に入金を行い、漏れや遅れがないように努めます。
 - ③ 各担当が行う経理業務について、互いが互いの業務を習得できるように努めます。

活動目標 ② 「ホームページの活用拡大」

- ・ ホームページを各部署と連携をして活用をします。そして、より多くの方々、そして、何よりも竜洋・掛塚の方々、磐田市民の方々により白寿園のことを知っていただき、現状より更に好感度が上がるよう努めます。
 - 伝えたい情報を伝えたい方々に確実に見ていただけるにはどのようにしたら良いのか、どうやって見ていただくのが一番良いのかを検討します。
 - 法人や各事業所の情報発信を行います。
 - 人材採用の手段として、より効果的に活用する方法を模索し対応します。
 - ホームページは4半期ごとに改訂します。

(3) 職員配置・業務分担

■ 指定基準第2条

職種	業務内容	配置人数
○ 施設長	<ul style="list-style-type: none"> 施設全体の総括 入所者の受け入れ (優先入所検討会の開催) 職員の一元的管理・職員教育 苦情への対応 	1名
○ 介護支援専門員 (主任生活相談員兼務)	<ul style="list-style-type: none"> 施設サービス計画の作成等施設介護支援業務 (サービス担当者会議の開催・照会の実施) 入所申込者の状況等の把握 入所者の居宅における日常生活の可能性の検討 退所のための必要な援助の実施、関係機関との連携 身体的拘束に係る記録の作成 苦情の受け付け及び内容等の記録 事故の対応及び対応等の記録 	1名

職種	業務内容	配置人数
○ 生活相談員 (介護支援専門員兼務)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及び家族に対する相談援助業務 事業所・法人内のサービス、調整 入退所事務 各種申請手続きの援助 受診・入院に関する業務 家族会関連業務 施設防災関係業務 文書管理業務 実習生、ボランティアの受け入れ 	1名以上
○ 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> 白寿園主治医との連絡調整 利用者の健康状態の把握 利用者の医療処置、服薬管理、その他診療の補助 健康診断・予防接種に係る業務の補助 受診、入院に関する業務 家族との連絡調整 	3名以上
○ 管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> 食事提供に関わる業務 栄養ケアマネジメント業務 栄養ケアカンファレンスの開催 	1名
○ 作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ご利用者の機能訓練 上記のためのアセスメント、個別機能訓練計画の作成、評価等の一連の業務 	1名
○ 介護職員	<ul style="list-style-type: none"> 施設サービス計画書に沿ったサービスの実施 行事、レクリエーションの実施 記録の作成 	24名以上
○ 事務員	<ul style="list-style-type: none"> 入退所事務 入所者の預かり金管理 	1名以上

(4) 会議

当園において提供される個別的、集団援助の種類、内容、方法及び職員の業務体制、サービスに関する全ての事項は、原則として関係職員による下記の会議によって決定します。

No.	会議の名称	開催予定	内容
①	運営会議	第3金曜日	業務の進捗確認・情報共有
②	施設合同会議	第3火曜日	施設部門の運営進捗の確認
③	職員会議	隔月最終水曜日	法人職員の業務連絡
④	リーダー会議	第1月曜日	特養事業所内の情報共有・行事などの企画
⑤	特養会議	4・8・11・3月の第2火曜日	特養事業所内の情報共有・勉強会
⑥	ケア会議	本館・新館の業務による	入所者の援助内容の確認・業務内容の検討
⑦	サービス担当者会議	毎月最終火曜日、随時	入所者の援助内容の作成
⑧	多職種カンファレンス	毎月第三水曜日	入所者の状況等についての情報共有と検討
⑨	栄養ケアマネジメント会議	毎月第三水曜日	入所者の栄養管理
⑩	給食会議	隔月第三水曜日	食事・栄養管理に関すること

(5) 委員会

当園の運営を側面的に援助する機関として、職員による委員会を設置し、これを運営していきます。関係職員は、上記(4)－⑤の会議の他に、白寿会内の委員会関連会議等に出席します。

(6) 入所者の受入れ

■ 介護保険法第7条

平成27年4月1日より、特別養護老人ホームの入所対象の要件が、現行の要介護1以上から要介護3～要介護5までの要介護者となりました。ただし、要介護者1又は要介護2の方で、特例入所の要件に該当する場合は、入所が認められています。

入所の申し込みにより入所の希望があった場合、その申し込み書内の本人の状況、要介護度、家族の状況等の調査を行い「優先入所検討会」において受入れの決定を行います。なお、要介護1又は要介護2の入所申し込み者については、保険者に対して報告を行うとともに意見を求め、特例入所対象者に該当するか否かを判断します。

* 「優先入所検討会」は施設長、事務長、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員、及び、施設長が選任する当施設職員以外の第三者の委員で構成します。

01ー虐待防止検討委員会（身体拘束廃止委員会）

静岡県規則第10号（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則）第13条第4項／指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

(1) 活動コンセプト

介護のバリアフリー

静岡県の「静岡県介護保険施設等指導方針」では、「利用者の安全・安心の確保及びサービスの質の向上のための運営基準の遵守」が指導の重点項目として掲げられ、①「虐待防止」の徹底と②「身体拘束廃止」の徹底が具体的な項目として示されています。白寿園では、「介護のバリアフリー」というコンセプトをかかげ、これらの行為に対する法令遵守を徹底し、利用者の人権を守るサービスを展開します。

(2) 令和4年度活動目標

① 虐待防止の体制の強化

令和3年度の基準省令の改正により、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務化されました。当法人においても令和3年度から従前の「身体拘束委員会」を包括する形で、施設・居宅サービスの全事業所から委員を選出し、新たに「虐待防止検討委員会」を立ち上げました。そして、指針の整備、施設等虐待調査などの活動を展開しているところです。

② 虐待防止検討委員会の活動内容

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（解釈通知）によると虐待防止検討委員会は以下の事項を検討することと定められています。

- イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

③ 虐待防止の具体的活動

白寿園虐待防止検討会では、高齢者虐待の防止を図るため以下の活動を行います。

- ① 虐待防止検討会による上記事項の検討
- ② 定期的な状態の観察（主任が毎月実施）
- ③ 配置医師による状態観察
- ④ 身体拘束廃止委員会によるモニタリング
- ⑤ 虐待チェックシートによる自己・主任評価
- ⑥ 地域包括支援センターによる施設虐待調査の実施
- ⑦ 家族会を通じた保証人への報告

これらの活動の実施状況を評価することで、目標の達成状況を評価します。

④ 「だめ」は、ダメダメ

平成30年度から実践している「スピーチロック」の廃止を今年度はさらに推進します。具体的には、スピーチロックの3つの言葉のうち、言動を否定する「だめ」という言葉を口にしないよう、職員教育、主任や委員によるモニタリング、個別の指導などを通して、現場から「だめ」という言葉をなくします。令和4年度においては、他の都道府県でスピーチロックに係る介護保険施設等に係る行政処分（指定取り消し／効力停止等）が行われている実態を踏まえ、スピーチロックが心理的虐待に当たるとの認識を持って職員の言動を意識するよう働きかけます。

また、令和3年度改正では、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準に、以下の条項が追加されました。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則 令和3年規則25号

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

02—事故防止委員会

静岡県規則第10号（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則）第38条／指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

(1)	活動コンセプト	<p>「安全第一」</p> <p>令和4年度は介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化として、介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進するための基準等が見直されました。白寿園では、「安全第一」というコンセプトを継続し、事業所全体で事故の原因究明及び実効性のある再発防止対策を講じてサービスを展開します。</p>
(2)	令和4年度活動目標	<p>① 重度事故の削減、思いは常に「0」件へ</p> <p>①事故の内容を正確に記録し、従業者間でスピーディーに情報を共有します。（書式の標準化への対応）</p> <p>②重度事故につながり易い転倒・転落事故については、事故防止委員会において対応策を検討し、事故件数削減に努めます。（あらゆる原因の究明と再発防止策の実施、前年度との比較にて評価）</p> <p>③市に報告すべき事故が発生した場合には、速やかに対応をします。（報告の徹底）</p> <p>④テキストを利用して、各部署の会議において勉強会を実施します。</p> <p>これらの活動の実施状況を評価することで、目標の達成状況を評価します。</p> <p>② 情報漏洩の防止</p> <p>介護保険施設・事業所における情報漏洩に係る事件について、令和4年度からは当委員会では取り扱う事故の一つに位置付け、職員に対する教育などを展開し情報漏洩に係る事故の防止に努めます。</p> <p>③ 再発防止の実を結ぶ。</p> <p>事故防止委員会では対応策を検討し、その対応策が再発の防止につながられているかをチェックします。そして、委員会で検討した内容が各部署で行われる会議において確実に伝達されているかをチェックし、事業所全体の情報の共有に努めます。</p>

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則 令和3年規則25号

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第38条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則 令和3年規則25号

(秘密保持等)

第33条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

安全管理体制未実施減算 -5単位/日 ※6か月の経過措置期間を設ける。

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位から減算する。

安全対策体制加算 20単位/入所初日

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

03—感染対策委員会

静岡県規則第 10 号（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則）第 30 条／指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

(1) 活動コンセプト

新型コロナウイルス感染症対策の強化

新型コロナウイルス感染症の予防を強化・徹底することが施設・事業所の直面している大きな課題です。当法人では、令和 3 年度の基準省令の改正により、法人内のすべての施設・事業所から委員を選出して感染対策委員会を再編成しました。また、指針（各事業所固有の指針も含む）の整備、職員教育、シミュレーション訓練を実施し、令和 3 年度末から感染症に係る業務継続計画（BCP）の策定を進めています。令和 4 年度はこれらの活動を継続し、新型コロナウイルス感染症の予防を徹底します。

(2) 令和 4 年度活動目標

① 感染対策委員会の役割

当感染対策委員会では、以下の活動を展開します。

- ア. 感染症の予防対策及び発生時の対応
- イ. 各マニュアル等の作成
- ウ. 発生時の施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備]
- エ. 利用者・入所者・園児及び職員の健康状態の把握と対応策]
- オ. 新規利用者の感染症の既往確認等
- カ. 委託業者への感染症及び食中毒まん延防止のための指針の周知徹底
- キ. 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年 2 回以上）
- ク. シミュレーション訓練の実施／各部署での研修及び訓練の統括
- ケ. 感染症に関する業務継続計画の策定

② 感染症対策の徹底

- ①職員は、職場でユニホームに着替え勤務にあたります。
- ②出勤時には健康チェックを実施します。
- ③手洗い・うがいを確実に行います。
- ④体調不良時等は受診をするよう指導をしていきます。
- ⑤感染症予防マニュアルを常に見直し、最新版を整備して職員への周知に努めます。
- ⑥職員への教員、研修を行います。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則 令和3年規則25号

(衛生管理等)

第30条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年厚生労働省告示第268号)に沿った対応を行うこと。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則 令和3年規則25号

(業務継続計画の策定等)

第27条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

04—褥瘡予防委員会

静岡県規則第10号第15条第5項／指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

(1) 活動コンセプト	「褥瘡ゼロに向けた体制づくり」 褥瘡予防に向けて職員の意識を高め、褥瘡予防の体制を確立します。
(2) 令和4年度活動目標	① 褥瘡予防の体制づくり 当施設では、褥瘡マネジメント加算を算定しています。この加算は、評価⇒褥瘡ケア計画⇒計画に基づくケア⇒モニタリングのサイクルで実施されています。褥瘡予防委員会では、利用者の褥瘡リスクを把握するとともに、これらのプロセスが適正に機能しているかを確認し、褥瘡予防の体制を構築し、褥瘡マネジメント加算を算定します。 ② 職員の意識と知識の向上 褥瘡予防委員会では年2回の職員会議、及び毎月のケア会議を通して、介護職員の褥瘡予防に対する意識と知識を高めます。また、外部研修にも積極的に参加し、知識・技術の向上に努めます。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則 令和3年規則25号

(介護) 静岡県規則第15条

- 5 指定介護老人福祉施設は、じょくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

褥瘡マネジメント加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 褥瘡マネジメント加算 (I) 3単位
- (2) 褥瘡マネジメント加算 (II) 13単位

05—防災委員会

静岡県規則第 10 号（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則）第 29 条（非常災害対策）／消防法／災害救助法／災害対策基本法

(1)	活動コンセプト	「防災力」の向上 地震、台風、火山活動等想定を超えた災害が発生しています。白寿園防災委員会では、防災マニュアルの作成⇒防災訓練の実施⇒ふりかえりとマニュアルの見直しのサイクルを回し、各種災害に包括的に対応できる「防災力」の強化を図ります。令和4年度に取り組む防災力強化の活動としては、業務継続計画（BCP）を策定します。また、例年通り防災訓練、防災教育を行います。
(2)	令和4年度活動目標	① BCP の策定 令和3年度の基準省令改正により示された防災関係の業務継続計画を策定します。業務継続計画は各施設・事業所の特性を踏まえたものであることが望まれることから、法人全体の業務継続計画を策定後、各事業体の計画を整備します。 ② 防災マニュアルの見直し 防災委員会での会議や訓練時の反省等を踏まえて、定期的に BCP（事業継続計画）の見直しを行い、必要に応じて計画を変更します。 ③ 防災訓練を通じた「防災力」の強化 令和4年度は9月と11月の総合防災訓練を中心として下表に示す訓練を実施します。訓練は、毎回、真剣に取り組んでいますが、令和4年度は、たとえば、避難時間の短縮、時間内に避難できる入園者数の増加など具体的な目標を示し、さらなる防災力の強化を図ります。また、夜間想定 of 訓練実施を実施します。加えて、県の指導に基づき食料等の備蓄を1週間分確保します。 ④ 地域との関わり 3、12月に地域（掛塚東町）との防災訓練を行うことで、地域との連携を深めると共に、9、11月の総合防災訓練への参加をお願いしていく。

【年間計画】教育と訓練

区分	項目	対象者	時期等
訓練	防災訓練（火災・地震・津波・風水害）	特養・SS・CH職員	毎月
訓練	総合防災訓練	全員	9・11月
訓練	地域（掛塚東町）との防災訓練	特養・SS・CH職員 掛塚東町住民	12・3月
研修	災害について	全員	9・1月
研修	災害について（一般的知識）	新任者	10月

当施設は、遠州灘から2kmの位置に立地しています。建物は、平成3年に建築された本館（鉄筋2階建）と平成12年に増設された新館（鉄筋3階建）から構成されています。新館3階屋上には、磐田市から補助を受けて設置された避難スペースが整備され、外階段からの避難が可能となっています。入所者の生活スペースは本館・新館とも2階に位置しており、想定される火災、地震及び津波、風水害などに対応する為の取り組みを行っています。

別途定める「社会福祉法人白寿会消防計画」により、非常災害時の対応を行います。

- 1) 当施設では、上記「白寿会消防計画」に基づき、毎月1回の避難訓練、年2回の総合防災訓練を行います。避難訓練では、津波を想定した3階までの避難を、総合防災訓練では、火災を想定しスロープを用いた屋外への避難訓練や通報訓練、消火訓練などを行っています。
- 2) 当法人は、地元東町と、「災害時における社会福祉法人白寿会と東町自治会の対応に関する協定」を締結し、災害発生時の協力体制の確保や地元の要援護者の受け入れを定めています。毎年12月の地域防災の日には、地元東町住民との合同訓練を行っています。また、株式会社FCC様との防災協定も締結しています。
- 3) 当法人では、五洋の里様と花みずき様と「非常災害発生時等の一時避難施設としての使用に関する協定」を締結しており、地震・津波等の発生に関して予知が可能な場合や、被災後の一時的な生活の拠点を確保する為の方策としています。
- 4) 防災委員会を中心に各種訓練、職員教育を実施し、職員・入所者の防災意識を高めています。又、多岐にわたる防災に関する規定や行動マニュアルを簡略化し、職員への周知徹底を図るため、防火管理者を中心とした白寿会独自の防災マニュアルの策定に取り組んでいます。
- 5) 防災設備関係業者に委託を行い、施設内に設置されている自動火災報知機、煙感知器、スプリンクラー、誘導灯、自家発電装置などの設備器具の定期点検を実施します。
- 6) 必要な食糧・水の備蓄を行い、定期点検を行います。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則 令和3年規則25号

(非常災害対策)

第29条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて前項に規定する計画を作成しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めなければならない。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則 再掲

(業務継続計画の策定等)

第27条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

3. 白寿園居宅介護支援事業所

令和4年度事業計画

介護保険事業所番号 2276600034



■ 令和4年度 事業コンセプト

『貴方』がいるから頑張れる。そんな『貴方』になりたい。

高齢になって、介護が必要となっても住み慣れたこの家でずっと過ごしたい…これは誰もが当たり前に持つ願いです。この当たり前の気持ちに寄り添い、利用者・家族の持っている力を十分に引き出しながら支援をする、そんな『貴方』になりたいと思います。

活動目標 ① 質の高い適正なケアマネジメントの実施

- ・ご利用者の立場に立って尊厳を守り、丁寧なアセスメントのもとに自立支援に向けた公正中立なマネジメントに努めます。
- ・特定事業所加算要件にもある、インフォーマルサービスを含めた多様な生活支援のサービスが提供されるようなケアプラン作成に努めます。
- ・サービス紹介状況をご利用者へ説明し公表していくと共に、必要なサービスの選択ができるよう、公正中立の基本姿勢のもとに対応していきます。
- ・適切なケアマネジメント手法に基づくケアマネジメントを各自1例以上実践します。

活動目標 ② 介護支援専門員の資質向上

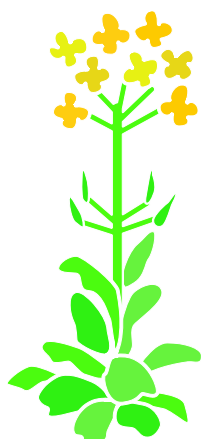
- ・白寿園研修センターや主任介護支援専門員の会、両居宅介護支援事業所と連携し、介護保険改正やテーマに沿った情報を的確にキャッチし伝えられるように、リモートによる介護支援専門員・相談員研修を充実させていきます。
- ・定例ケアマネ会議ではスーパービジョンの手法を取り入れ、個々のケアマネジャー、また事業所全体のスキルアップに努めていきます。
- ・5年目になる他法人との共同事例検討会では、Zoomを活用して、多様な事例を受け止め研鑽に努めます。
- ・新ケアプラン様式の使用、適切なケアマネジメント手法の試行的導入などを行いケアマネジメントの質向上を図ります。

活動目標 ③ 感染予防！ 仕事がしやすい環境をつくる。

- ・正しい知識のもとに感染症の予防策を講じ、各人が常に予防に心がけ、気持ちよく仕事がしやすいような環境を作っていきます。
- ・居宅の内部研修や法人全体においての感染予防の研修や会議に参加し、感染症の予防や蔓延防止のために努めていきます。
- ・感染症指針／BCPに基づく訓練の実施や必要に応じた見直しを行います。

I	質の高い適正なケアマネジメントの実施
	(1) 直近及び今後の介護保険制度改正について (2) 事業目的 (3) 援助方針 (4) 介護支援専門員の義務 (5) 業務内容
II	介護支援専門員の資質向上
	(1) 業務計画 (2) 会議・研修計画
III	地域包括ケアシステム推進にむけての地域貢献
IV	白寿園居宅介護支援事業所 経営計画

本事業計画では、法的根拠を「磐田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」(平成 30 年3月 22 日条例第1号)及び「磐田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則」(平成 30 年3月 22 日規則第4号)に求めることとします。なお、以下において上記規則は市条例／市規則と表記することとします。



I 質の高い適正なケアマネジメントの実施

当事業所の事業運営全般について制度改正を踏まえ、目的／援助方針／介護支援専門員の義務／業務内容について整理します。

(1) 令和3年度介護保険制度改正について

(1)－① 介護報酬の改定

居宅介護支援の介護報酬は、要介護1と2、要介護3～5の2段階で月額が設定され、要介護3～5のほうが高くなっています。そして、取扱件数が40件未満、40件以上60件未満、60件以上で異なる報酬が定められています。なお、令和3年度以降は、ICTの導入または事務職員を配置している事業所の取扱件数が、45件未満、45～60件未満、60件以上に変更されます。

(1) 居宅介護支援費 (1)－(I)／(2)－(II)	改定後単位数／増減	改定前単位数
(1) (→) (i) 要介護1／2 件数40未満	1,076 単位／月 (+19 単位)	1,057 単位
(2) (→) (i) 要介護1／2 要件適合45未満		
(1) (→) (i) 要介護3～5 件数40未満	1,398 単位／月 (+25 単位)	1,373 単位
(2) (→) (i) 要介護3～5 要件適合45未満		

(1)－② 介護保険制度改正

令和3年度の居宅介護支援の改正では、全サービス共通事項として、感染症対策の強化や業務継続計画の整備、ICTの活用などが行われます。介護報酬はプラス改定です。報酬の関係では、特定事業所加算や逡減性の見直しが行われました。介護予防支援の関係では、委託時に委託連携加算が新設されました。

特定事業所加算の見直しでは、新たな算定要件として、「必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること」が追加されました。逡減制の取り扱いに関しては、「一定のICT（AIを含む）の活用又は事務職員の配置を行っている事業者については、逡減制の適用（居宅介護支援費（II）の適用）を45件以上の部分からとする」改正が行われ、当事業所は後者要件を満たすことにより件数の上限が見直しとなります。なお、担当人数が45件を超えた場合は、従前よりも高い減算率となります。

(2) 事業目的

白寿園居宅介護支援事業所（以下「当事業所」と表記します）は、介護保険法（平成9年法律123号）第8条第23項に定められた事業で、「居宅サービス計画」（ケアプラン）の作成を通して、利用者の自立を助けるとともに、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的、効率的に提供されるよう介護保険サービスの有効かつ適切な利用を支援します（居宅介護支援）。なお、事業者指定については、前述のとおり、都道府県知事から市町村長に指定権者が移譲され、事業所の監督権限や指定更新の事務も磐田市において実施することとなり、令和元年7月には第1回目の実地指導を受けました。

また、地域包括支援センター（同法第115条の46）からの委託を受けて、介護予防支援（同法第8条の2第16項）を実施します。さらに、平成29年度から磐田市で開始されている介護予防・日常生活支援総合事業の第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）についても、地域包括支援センターから委託を受けて実施します。

(指定居宅介護支援事業者の指定) 介護保険法第79条第2項

第46条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第46条第1項の指定をしてはならない。



■ 磐田市居宅介護支援事業所 実地指導 令和元年7月

実地指導では、全国的にも有名な松川達也先生（神奈川県介護支援専門員協会副理事長）もお越しになり、ご助言をいただきました。

(3) 援助方針

当事業所の運営方針は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成し、適切な相談援助技術をもって、下記の方針により必要とするサービスを計画します。

(3)ー① 利用者の尊厳保持と自立支援

■介護保険法第1条 基準第1条

当事業所は介護保険法第1条に定められた法の目的を遵守し、利用者の尊厳の保持及びその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行います。また、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。なお、自立支援の促進と言う観点から、**区分支給限度基準額の利用割合が7割以上で、かつ、訪問介護が利用サービスの6割を占めるケアプランを保険者が介護度ごとに抽出し検証する取り組みが令和3年10月から実施されています（下表参照）。**

磐田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則

(指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針) 市規則 第13条第1項第21号

介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第四十三条第二項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

	居宅介護支援事業所単位の ケアプラン検証	高齢者向け住まい等対策の ケアプラン点検
法令上等の 根拠	・ ケアマネ基準省令	・ 自治体に対する指導徹底の通知 (介護保険適正化事業の一環)
抽出対象の ケアマネ事業 所の要件	①区分支給限度基準額の利用割合 が7割以上 ②その利用サービスの6割以上が 訪問介護が大部分を占める	・ 市町村ごとに設定。 ・ 要件設定項目は以下のとおり。 ①区分支給限度基準額の利用割合 ②利用サービス種類(注)とその利用割合 <small>(注) 区分支給限度管理対象サービスは全て選択可だが、 組合せは2つまで。</small> ※帳票上、各ケアプランの利用者について、要 介護認定時の居住地が高齢者向け住まい等で あるかどうかを確認する
検証・点検 対象のケアプ ランの指定	・ 要件①・②に該当するケアプラン のうち、市町村が介護度別に 1件ずつ以上を指定し、届出を 依頼	・ 要件①・②に該当するケアプランのうち、提出 すべきケアプランを市町村が指定し、提出 を依頼 (指定方法は、左記等を参照)
ケアプランの 検証・点検 の方法	・ 地域ケア会議や、行政職員やリ ハビリテーション専門職が参加 する形で行う会議等で検証	・ 市町村におけるケアプラン点検 (地域ケア会議等での検証も可)
検証・点検 結果の反映	・ 検証・点検結果を踏まえ、対象のケアプランを中心に、事業所内において同様・類 似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討 ※ケアプランを変更するためには、利用者の同意を得る必要があり、ケアプランの 変更を強制することはできないため、介護支援専門員や市町村は本人に十分説明 をする必要	

(3)一② 公正中立

■ 市条例第2条第3項

当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に指定居宅介護支援の提供を行います。特に、平成30年度以降は、サービスの選択についての説明義務が運営基準に位置づけられました。さらに、令和3年度の改正では、前6か月の訪問介護／通所介護／福祉用具貸与の紹介率を利用者に説明することが義務づけられました。

磐田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則

(内容及び手続の説明及び同意) 市規則 第4条第2項

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が
第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

(3)一③ 多職種協働（チームケアの展開）

■ 市条例第2条第2項・第4項

白寿園居宅介護支援事業所には、主任介護支援専門員、看護師、社会福祉士、介護福祉士、福祉住環境コーディネーターなどの資格を有する職員が配置されています。居宅介護支援の提供に際しては、これらの職員の有する知見や経験などを有効に活用した多職種協働的なサービスを展開します。また、居宅サービス事業所との連携については、サービス担当者会議等を通じて、市町村、地域包括支援センター、主治医、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定介護保険事業者、介護保険施設等関係機関との連携を図りながらチームケアを提供します。

平成27年度の介護保険制度改正においては、多職種協働に関して、特定事業所集中減算の見直し、個別サービス計画の提出の2点が改められました。また、平成30年度の介護保険制度改正では、入退院時・平時からの医療と介護の連携の強化が示されました。

(内容及び手続の説明及び同意) 市規則第4条 第3項

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 市規則第 13 条第 1 項第 14 号

介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

ケアチームの要として介護支援専門員は、居宅サービス計画に記載した生活課題、目標、サービス、目標管理期間に沿った個別サービス計画が作成されているか否かを確認するとともに、各事業所から提案されるリスク等について居宅サービス計画に位置付けるようにします。また、試行的に「課題整理総括表」「評価表」等のツールを用いてケアチーム内での一層の情報共有・意識の統一を図ります。この他、訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションカンファレンスへの参加や通所介護・リハビリ等における送迎時の介護をサービス提供時間に含める場合はその旨を記載した居宅サービス計画を作成するなど、居宅介護支援事業所は、居宅サービス事業者とのより一層の連携が求められているところです。平成 30 年度以降は、共生型サービスが創設され、障害者関係の事業所、相談員との連携の強化も求められているところです。

(3)ー④ 事故防止・感染症の予防など

■ 市規則第 27 条

当事業所は、リスクマネジメントの手法を取り入れ、事故を未然に防ぐよう対策を講じます。また、感染症予防に心がけ、法人内で開催されている感染症予防委員会と常に連携を図り、感染防止に有効な対応を継続します。また、感染症発生時のサービスの調整等についても正しい知識のもと、事業者・施設と連携を図ります。事故防止については白寿会作業手順書に基づき、職員の意識の高揚を図ります。さらに防災計画を立案し、地震対応を含めた総合防災訓練の実施を計画します。個別的な対応としては前述のとおり、平成 27 年度から各居宅サービス事業者に対して個別サービス計画の提出を求めることとなりました。その際、事業所等がヒヤリハットの集積により把握しているリスクを居宅サービス計画にも位置付けることを心がけ、ケアチーム内でのリスクマネジメントを徹底します。令和 3 年度改正では、感染症対策が強化されました。当事業所では令和 3 年度に感染症対策指針の作成、感染症 B C P を策定するとともに、感染症に係るシミュレーションを実施しました。

磐田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置) 市規則 第21条の2

指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(3)ー⑤ 業務継続計画の作成

基準省令第19条の2

令和3年度の基準省令改正により、すべての事業所・施設を対象として、感染症及び自然災害への対応を想定した業務継続計画の策定が義務化されました。当事業所においては、法人の感染予防委員会、防災委員会との連携のもと、業務継続計画の策定を進め、令和3年1月に感染症BCPを策定しました。

磐田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則

(業務継続計画の策定等) 市規則 第19条の2

指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(3)ー⑥ 居宅介護支援サービスの質の向上

■ 市規則第12条第2項

当事業所は、自らの提供する指定居宅介護支援の質の評価を行うとともに、ご利用者を対象としたアンケート調査を実施し、常にその改善を図ります。令和4年度においては、5年前からはじめた他法人の居宅介護支援事業所と実施する事例検討会などを展開し、一層のケアマネジメントの質の向上を図ります。本検討会では、コロナ禍の中、参集式の会の開催が困難となっていることも踏まえ、Z o o mによる開催を継続します。また、事業所内でお互いのケアプランを助言しあえる体制を構築します。

(4) 介護支援専門員の義務

介護保険法では、下記の通り介護支援専門員に対する義務を定めています。当事業所においてもこれらの規定を遵守し、指定居宅介護支援の提供を行います。

(4)ー① 公正誠実・基準の遵守 ■ 介護保険法第 69 条 34

事業所の介護支援専門員はその担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスが特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行います。また、厚生労働省令で定める基準に従ってその業務を行います。

(4)ー② 資質向上義務 ■ 介護保険法第 69 条 34

平成 26 年 6 月の介護保険法改正により、同法に介護支援専門員の義務規定に「資質向上義務」が追加されました。当事業所においてもこの義務を遵守し、各種研修への参加、法人・職場内研修の開催、主任介護支援専門員の会主催の研修の開催、OJT の実施、及び職員各自が自己研鑽に努めます。なお、令和 4 年度は、主任介護支援専門員更新研修の受講を予定しています。

(4)ー③ 介護支援専門員証の不正使用の禁止 ■ 介護保険法第 69 条 35

当事業所の介護支援専門員は介護支援専門員証の不正使用及び名義貸しを行いません。

(4)ー④ 信用失墜行為の禁止 ■ 介護保険法第 69 条 36

当事業所の介護支援専門員は介護支援専門員の信用を傷つけるような行為を行いません。

(4)ー⑤ 秘密保持義務 ■ 介護保険法第 69 条 37 ■ 市規則第 23 条

当事業所は、社会福祉法人白寿会の定める「個人情報保護に対する基本方針」及び「社会福祉法人白寿会個人情報管理規程」を遵守し、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者または家族の情報・秘密を保持する義務を負います。またその義務は、当事業所の職員でなくなった場合も同様とします。

(4)ー⑥ 法令遵守 ■ 介護保険法第 69 条 34

当法人ではこれらの義務に加え、各種法令を遵守することを職員誓約書に追加し、社会福祉法人白寿会の法人理念でもあるコンプライアンスの徹底を図ります。

(5) 業務内容

(5)ー① インテーク

居宅介護支援（ケアマネジメント）の利用についての紹介経路は様々です。主要なルートとしては、地域包括支援センターからの紹介、医療機関、介護保険サービス事業所からの紹介、利用者の家族・親族からの申請などとなっています。初回の相談場面を専門用語で「インテーク」と言いますが、ここでは、利用者・家族の主訴の傾聴、介護保険制度全般の説明、当事業所の機能の説明などを行います。その際、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ」（令和元年 12 月）などで示されている「断らない相談支援」の考え方を踏まえ、的確に対応します。

(5)ー② アセスメント

■ 市規則第 13 条第 1 項第 6 号・第 7 号

当事業所では、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。また、全国社会福祉協議会の居宅サービス計画ガイドライン、静岡県介護支援専門員協会の基本情報・アセスメントシートなどを可能な限り活用し、課題分析の可視化を推進します。さらに、平成 26 年 6 月に国から示された「課題整理総括表」などを有効に活用し、当事業所のケアマネ会議、法人内研修、サービス担当者会議の場面で同総括表を試行的に使用します。加えて、適切なケアマネジメント手法に基づくアセスメント等も順次取り入れていきます。

(5)ー③ 居宅サービス計画の作成とサービスの調整

■ 市規則第 13 条第 1 項第 3～5 号

当事業所では、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って、専門的見地に基づき実現可能な居宅サービス計画を作成します。作成に当たっては、現在国が進めているケアマネジメントの標準化の試みについてもその知見を取り入れ、利用者自身がサービスを選択し、自立した生活が送れるように援助します。

(5)ー④ サービス担当者会議の開催

■ 市規則第 13 条第 1 項第 9 号

当事業所では、各サービスが共通の目標を達成する為に居宅サービス原案に位置付けた指定居宅サービスの担当者からなるサービス担当者会議を開催し、利用者の情報を当該担当者と共有するとともに、専門的見地から意見を求めていきます。平成 26 年度の改正により、サービス担当者会議の参加者として、「利用者やその家族」が追加されました。当事業者ではこの新基準に従い、「利用者やその家族」を含めたサービス担当者会議を開催していきます。その結果、「利用者やその家族」「サービス担当者」の皆様のご都合を勘案して、場所や日

時を調整していきます。開催場所は自宅又は当該事業所での開催となります。令和4年度は、前述の課題整理総括表をサービス担当者会議において試行的に活用します。

サービス担当者会議については、平成30年度の基準改正により、居宅介護支援においてターミナルケースの場合の会議の省略が示されています。また、介護予防支援においては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正により、同会議に「本人・家族の参加を基本とすること」が盛り込まれています。

なお、令和3年度の基準改正により、テレビ電話を用いたサービス担当者会議の開催が可能となりました。現在、コロナ禍の中、県境をまたぐ移動が制限されている中、他県在住の家族等の訪問が困難となっている事例も散見されます。こうした中、改正により可能となったテレビ電話による会議の開催等を試行的に取り入れます。

磐田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則

(指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針) 市規則 第13条第1項第9号
九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行う事が出来るものとする。ただし、利用者及びその家族（以下この条において「利用者等」という。）が参加する場合にあつてはテレビ電話装置などの活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ）の開催により、利用者の状況等に関する像法を担当者と共に共有するとともに、居宅サービス計画の原案について担当者から、専門的な見地から意見を求めるものとする。



ケアマネジャー

(5)ー⑤ 計画の交付

■ 市規則第 13 条第 1 項第 10 号／第 11 号

当事業所では、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るとともに、当該計画を利用者、事業者に対してすみやかに交付します。また、基準改正により医療系サービスの意見を求めた医師に居宅サービス計画を交付することとなりました。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 市規則第 13 条第 22 号

前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

なお、令和 3 年度の基準省令の改正により、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、「利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する」という旨の見直しがありました。しかし、国に照会したところ、同意を得たことの担保として、署名または捺印が必要とのことで、こちらは従来どおりの形式で同意を得ることを継続しています。

(5)ー⑥ 個別サービス計画の提出の依頼

■ 市規則第 13 条第 1 項第 12 号

当事業所では居宅サービス計画の作成後、計画に位置づけた居宅サービス事業所等に個別サービス計画の提出を求めます。なお、平成 30 年度の「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営基準」の改正により、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画書を介護支援専門員に交付することが義務づけられました。

(5)ー⑦ モニタリング

■ 市規則第 13 条第 1 項第 13 号／第 15 号

当事業所では、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。加えて、適切なケアマネジメント手法に基づくモニタリング項目なども担当するケースの状況に合わせて順次取り入れていきます。

(5)ー⑧ 介護予防支援

■ 磐田市条例 (※) 第 30 条第 2 項

当事業所では、要支援者に対して、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定します。※ 磐田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例。

(5)ー⑨ 第一号介護予防支援事業

介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ

当事業所では、要支援者及び事業対象者を対象に、地域包括支援センターから委託を受けて、第一号介護予防支援事業を実施します。当該事業は、介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニにおいて、以下のように規定されています。

居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（以下「第一号介護予防支援事業」という。）

当該事業は地域支援事業実施要綱においてさらに、ケアマネジメントA、B、Cの3つの類型に区分されています。磐田市においては、このうち、ケアマネジメントAとCを実施する予定で、これらの業務は、地域包括支援センター及び地域包括支援センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業所が行います。介護報酬にあたる「第一号事業支給費」は、ケアマネジメントAは従前の介護予防支援と同じ、ケアマネジメントCは、300 単位のみ 1 回限り算定可能となっています。

磐田市の第 1 号介護予防支援事業の類型

ケアマネジメント類型	内容	対象となる方が利用するサービス
ケアマネジメントA (原則型ケアマネジメント)	現行の介護予防支援と同様のプロセスを実施	訪問型サービス (現行相当/緩和A) 通所型サービス (現行相当/緩和A/短期集中)
ケアマネジメントC (初回のみ型ケアマネジメント)	初回のみ簡略化したケアマネジメント	一般介護予防事業/地域の資源

当該事業について、白寿園居宅介護支援事業所では、主に以下の点に留意しながら事業の展開を図ります。

① 利用者への説明

総合事業は磐田市において、平成 29 年度から実施されたのですが、その開始時期は、既に要支援認定を受けている方の認定有効期間満了日の翌日となります。そのため、利用者にとってもわかりづらく、また、サービスの名称も、介護予防訪問介護から現行相当サービスなどと変更になりました。このため、対象となる利用者及び家族への十分な説明が不可欠です。

② 適正なケアマネジメント業務の実施

上記ケアマネジメントAは従前の介護予防支援と同様の基準で運営されますが、磐田市においては二次アセスメントシートなどを作成し、さらに的確なケアマネジメント過程の確保に努めます。当事業所においても、担当するケースについて、磐田市の定める手順・様式により適正なケアマネジメントを行います。

③ 通減制等利用者人数の的確な管理

上述のケアマネジメントAについては、居宅介護支援費における「通減制」に含まれることが磐田市から示されています。通減制とは、介護支援専門員の担当定員の超過を示すもので、この通減制が適用となると減算が適用されるとともに、特定事業所加算の算定もできなくなります。「地域支援事業交付金の交付額の算定について」という会計検査院の意見などもあり、地域包括支援センターとして、新規の介護予防支援、第一号介護予防支援事業の利用者の受入が難しい現状もありますが、当事業所が減算の対象とならず、所定の加算を算定できることを優先し、利用者人数の的確な管理を行います。

(5)⑩ 住宅改修理由書の作成

■ 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について 2-(1)-② 住宅改修が必要な理由書

当事業所では、利用者が安全で健康的な在宅生活が継続できるよう、身体状況に即した生活しやすい環境と介護者の負担軽減を考慮し、住宅改修に必要な理由書を作成します。加えて、平成 28 年 12 月に公表された「介護保険制度見直し意見」において言及されている「複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、ケアマネジャーが利用者に対し説明する」(同資料 P36) という提言についても法改正を前倒しして実施します。

(5)⑪ 説明と同意

■ 市規則第 13 条第 10 号

居宅介護支援(ケアマネジメント)等の全過程において、介護支援専門員は利用者の自己決定をサポートする観点から「説明と同意」の徹底を図ります。ここでは規則に定められている利用料金について、居宅サービス計画第 7 表(料金表)に基づき説明を行います。また、平成 29 年度

未までに移行された介護予防訪問介護、介護予防通所介護については、平成 29 年 3 月に開催の合同説明会をはじめ、各自の総合事業移行のタイミングとなる要支援更新認定時に個別に説明を行い、利用者・家族が必要なサービスを選択できるよう支援を行いました。

令和 3 年度の基準省令の改正では、「質の高いケアマネジメントの推進」という視点から、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、基準省令の改正により、事業所に対して、以下の内容を利用者に説明し、介護サービス情報公表制度でも公表することを求める見直しを行います。

- 01—前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- 02—前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

この改正について、当事業所では、契約書／重要事項説明書に追加し、公平中立性の確保について利用者、家族に説明を実施します。これらを含め、令和 3 年度に介護保険制度改正について、当事業所では、制度改正に関する情報を収集するとともに、白寿会在宅サービスと連携して利用者、家族への説明を行っていきます。

磐田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則

(内容及び手続の説明及び同意) 市規則 第 4 条第 2 項

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス

計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。



Ⅱ 介護支援専門員の資質向上

活動目標②として掲げた「介護支援専門員の資質向上」について、介護支援専門員が力を発揮できるための職場環境や、資質向上のための会議、研修について整理します。

(1) 業務計画

当事業所は、磐田市規則に基づき業務を遂行します。

(1)–① 担当区域

当事業所の担当区域は、磐田市全域です。なお白寿園ケアハウス等に入居されている方については、住所地特例（介護保険法第 13 条）により磐田市以外の保険者となることを付言します。

(1)–② 職員配置・業務分担

■ 市規則第 2 条・第 3 条

当事業所は、介護支援専門員の業務独占である旨が介護保険法で定められています。そこで、当事業所では介護支援専門員である管理者を含め、5名の介護支援専門員を常勤専従にて配置し、業務を担当します。なお、担当件数の上限は原則として1人当たり介護給付35人と定められていますが、令和3年度の報酬告示の見直しにより、事務職員を配置している居宅介護支援事業所は、逡減制の適用が45件を超えない範囲に拡大されたことを付記します。事業所の職員の業務は下表の通りです。

※令和4年4月1日現在

職種	業務内容	勤務形態／配置人数
管理者 (主任介護支援専門員)	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の全体の総括 事業所の従業者及び業務の一元的管理 事業所の従業者に対する法令順守の指示 職員教育 下記に記載する介護支援専門員業務 	常勤・介護支援専門員兼務／1人
主任介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員に対する助言、指導 下記に記載する介護支援専門員業務 	常勤・兼務／1人 常勤・専従／1人以上
介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談援助業務 居宅サービス計画の作成と調整 住宅改修理由書の作成 利用者の要支援、要介護認定に関する必要な協力 介護予防サービス支援計画の作成と調整 給付管理業務 	常勤・専従／2人以上
事務員	<ul style="list-style-type: none"> 実績の集計 議事録作成等の事務全般 サービス提供票の送付 ファイル管理等の事務処理 	非常勤・専従／1人

担当介護支援専門員が不在時は協力体制をとります。また、当事業所は特定事業所加算を算定していることもあり、24 時間対応を実施します。具体的には介護支援専門員が輪番制で専用の携帯電話を持つこととします。

質の高いケアマネジメントを推進する目的で、居宅介護支援事業所の管理者を「主任介護支援専門員」とすることを基準に位置づけ、令和2年1月に基準省令の改正がありました。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

(管理者) 基準第3条第2項

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。）

(管理者に係る経過措置) 附則 第3条

令和九年三月三十一日までの間は、令和三年三月三十一日までに介護保険法第四十六条第一項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかかわらず、引き続き、令和三年三月三十一日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。

(1)ー③ 働きやすい職場の実現

当事業所では、一般的に介護・福祉関係の職員の定着率が低いことなどを鑑みて、事業所の職員が働きやすい環境を整えていきます。具体的には、職員間での支援・助言・心配りを重視し、職員が支え合って、困難事例などに向き合っていきます。特に、当事業所には4名の主任介護支援専門員が配置されていることから、スーパービジョンの手法を用いて、介護支援専門員の課題解決を行います。また、24時間の連絡体制を確保しながら、利用者のニーズに対応しつつ、残業等を行わなくても業務を行うことができ、介護休暇なども十分に取得できる環境を、整えていきます。なお、平成29年度の就業規則の改正により、フレックス制を見直し、出勤時間を7時から22時までとし、1か月の勤務時間を168時間（2月のみ152時間）として実際の勤務に合わせた労働形態とします。

(2) 会議・研修計画

(2)-① 会議

当事業所において開催する会議は下記の通りです。

会議の名称	開催予定	内容
-------	------	----

◆社会福祉法人白寿会関係◆

社会福祉法人白寿会理事会	年3回程度	予算・事業計画等の説明
運営会議	第3金曜日	経営層の方針伝達、経営層・事業所主任により課題の検討
在宅合同会議	第2木曜日	事業の進捗報告、事業所の課題等の確認
職員会議	隔月の最終水曜日	経営層からの伝達事項、研修報告

◆居宅介護支援事業所主催会議◆

ケアマネ会議 (事業所内研修)	毎週火曜日	(1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 (2) 過去に取り扱ったケースの問題点及びその改善方策 (3) 地域における事業者や活用できる社会資源の情報共有 (4) 保健医療及び福祉に関する諸制度の勉強 (5) ケアマネジメントに関する技術 (6) 利用者からの苦情の内容及び改善方針の確認 (7) その他必要な事項/職員教育/外部研修報告
他法人居宅介護支援事業所との事例検討会	年3回	事例検討及び関連知識の修得 Z o o m
サービス担当者会議	随時	サービス提供事業所との協議及び情報共有

◆居宅介護支援事業所参加会議◆

ケアプラン会議	年数回	介護・予防プランの検討
地域ケア会議(包括)	随時	情報交換・研修
サービス事業者連絡会議		情報交換・連絡事項

(2)ー② 研修

■ 市規則第 19 条第 3 項

当事業所の職員は常に専門知識の習得と技術の向上に努め、事業所内での勉強会や各種研修会に積極的に参加します。また、介護支援専門員法定研修等にも参加をします。新任職員の研修は別に定めます。なお、平成 24 年度以降、特定事業所加算（Ⅱ）の算定要件に「計画的な研修の実施」が追加されました。そこで、事業所全体の計画に加え、介護支援専門員ごとの研修計画についても作成しています。さらに、平成 28 年度からは上記加算の算定要件に「法定研修等における実習受入等人材育成への協力体制整備」が追加されたことから、単に法人の職員だけでなく、地域の介護支援専門員の研修・実習等についてもサポートできる体制を整えています。令和 3 年度の基準省令の改正により、高齢者虐待防止、感染症予防等の研修が義務づけられました。当事業所では、従前からこれらのテーマについても事業所内研修で取り上げられていて、次年度も研修開催を継続します。

②ー① 白寿会全体 内部研修・・職員会議・・研修センターの項目を参照

②ー② 居宅介護支援事業所 内部研修

No.	開催日	内容	場所	参加人数	備考(義務等)
1	毎週火曜日一年 48 回	事業所内勉強会	居宅事業所	7 人	事務員を含む

令和 4 年度白寿園居宅介護支援 研修計画案

月	白寿園居宅
4 月	居宅介護支援 感染症 B C P の作成
5 月	各種根拠となる記録の残し方
6 月	各種根拠となる記録の残し方
7 月	居宅介護支援 感染／虐待防止指針の作成
8 月	居宅介護支援 感染／虐待防止指針の作成
9 月	社会資源の活用 使える生活保護制度
10 月	社会資源の活用 使える生活保護制度
11 月	プラン新様式と適切な CM 手法
12 月	プラン新様式と適切な CM 手法
1 月	介護保険部会審議報告
2 月	介護保険部会審議報告
3 月	介護保険部会審議報告



②-③ 外部研修の予定(市内・西部地区のエリアで開催される研修)

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考(義務等)
1		磐田ケアマネ	研修×年6回	磐田市役所等	1～2人	総会・内容により全員

②-④ 白寿会主任介護支援専門員の会

白寿会では法人内の6人の主任介護支援専門員による「白寿会主任介護支援専門員の会」を作り、平成26年度から、地域の介護支援専門員、生活相談員を対象とした研修を展開しています。

■令和4年度 介護支援専門員・生活相談員研修計画

開催時期	研修テーマ	研修内容	主任コード
4月	居宅介護支援 感染症BCPの作成	居宅感染BCPの作成ワーク	05
6月	各種根拠となる記録の残し方	支援経過/算定根拠	08
8月	居宅介護支援 感染/虐待防止指針の作成	居宅感染指針の作成ワーク	04
10月	社会資源の活用 使える生活保護制度	生活保護の活用/事例とCP	16
12月	プラン新様式と適切なCM手法	新様式と適切なCM過程	07
2月	介護保険部会審議報告	次年度法改正のシナリオ	01

※ 主任介護支援専門員の更新について、同研修に参加できる者の要件の一つに「地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者」が定められました。当該研修受講の要件を満たすという観点から、静岡県介護支援専門員協会に加入し協会開催の法定外研修などにも進んで参加できる体制を整備します。



Ⅲ 地域包括ケアシステム推進にむけての地域貢献

「地域包括システム推進にむけての地域貢献」について、当事業所の地域との関係や地域貢献の取り組みについて整理します。

(1) 地域包括ケアの推進／地域ケア会議への協力

- 介護保険法第 115 条の 44／市規則第 13 条第 1 項第 30 号

当事業所では、介護保険制度が目指す地域包括ケアの実現に向けて地域包括支援センターと連携を図り新たに介護保険法に位置付けられた「地域ケア会議」に積極的に参加し主体的役割を果たすとともに、地域の関係機関とのより一層の連携強化を図ります。

(2) 地域の介護支援専門員等専門職の資質向上

今後地域包括ケアシステムを構築する上で、介護支援専門員は重要な役割を担うこととなります。わけても主任介護支援専門員は、地域包括支援センターとともに、地域課題の把握やその解決に向けたコミュニティワークを展開することが期待されています。当法人では、平成 27 年度に法人内の 7 名の主任介護支援専門員による「白寿会主任介護支援専門員の会」を発足させ各種研修活動を通じて地域貢献を行ってきました。今年度も磐田市と協働して「介護支援専門員・生活相談員研修」を隔月で開催します。ここでは、介護支援専門員等の研修ニーズに応えるとともに、法令遵守などの徹底を図り、地域の人的資源である介護支援専門員の資質向上に貢献します。

(3) タクシー券／紙おむつ券交付に係る訪問調査

当事業所では、磐田市から委託を受けて、高齢者福祉サービスの一つである「高齢者等紙おむつ購入費助成事業」及び「高齢者等タクシー利用料金助成事業」の申請者の自宅を訪問する調査事業を行います。

IV 白寿園居宅介護支援事業所 経営計画

活動目標①～③に共通の関連として、加算要件と事業所の利用担当者数について整理します。

(1) 居宅介護支援・介護予防支援の介護報酬構造

当事業所は、介護給付の報酬と地域包括支援センターより受託を受けた予防給付の2本立てとなります。介護給付等は、前述のとおり介護度別に報酬が設定されています。

介護給付の標準担当件数を一人 35 件とし、39 件を一定程度超過する場合、40 件以降から通減制が導入されます。予防給付の介護予防支援事業業務に係る受託を受けた場合は、当該件数に1/2を乗じて得た件数を含めて算定されます。また、平成 24 年度以降は介護予防支援の担当上限(介護支援専門員ごとに8件)が廃止となりました。なお、平成 30 年度改定では、磐田市の地域区分、1単位単価(10.21 円)の変更はありません。

特定事業所加算区分	単位数	主な算定要件
特定事業所加算 (I)	505 単位/月	①常勤専従の主任介護支援専門員を 2 人以上配置 ②常勤専従の介護支援専門員を 3 人以上配置 ③中重度の利用者の占める割合が 40%以上 ④法定研修等の実習受入等人材育成への協力体制整備 ⑤他法人との事例検討会等の開催
特定事業所加算 (II)	407 単位/月	①常勤専従の主任介護支援専門員を 1 人以上配置 ②常勤専従の介護支援専門員を 3 人以上配置 ③法定研修等の実習受入等人材育成への協力体制整備 ④他法人との事例検討会等の開催 ⑤地域包括支援センターの行う事例検討会への参加
特定事業所加算 (III)	309 単位/月	①常勤専従の主任介護支援専門員を 1 人以上配置 ②常勤専従の介護支援専門員を 2 人以上配置 ③法定研修等の実習受入等人材育成への協力体制整備 ④他法人との事例検討会等の開催 ⑤地域包括支援センターの行う事例検討会への参加

※ 当事業所は特定事業所加算 (II) を算定予定

(2) 令和4年度以降の磐田市のニーズ予測

磐田市第7期介護保険事業計画における居宅介護支援及び介護予防支援の利用者数の予測値は下表のとおりです。高齢化の進展に伴う自然増を見込んだ数値であり、居宅介護支援事業所数も増加していることから新規利用者の確保が今後も大きな課題となります。

		実績		見込		計画		推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	居宅介護支援 自然体	38,815	39,112	39,852	40,956	42,228	41,772	44,400	56,592
	居宅介護支援 施策反映後				40,512	40,896	39,612	40,332	50,136
	介護予防支援 自然体	7,474	8,523	9,600	10,596	11,040	11,268	11,724	13,044
	介護予防支援 施策反映後				10,944	11,568	12,120	13,320	16,068

(3) 令和4年度の白寿園居宅介護支援事業所の経営計画

平成30年度に当事業所は1名の介護支援専門員を追加配置し、令和2年度末の1名の退職をもって、現在の人員体制を確保しています。令和4年度も、特定事業所加算Ⅱ等を引き続き算定することができるよう、追加要件である他法人の居宅介護支援事業所との事例検討会や地域包括支援センターが行う事例検討会への参加を確保します。また医療と介護の連携に関する加算が創設されているので介護支援専門員としての資質向上のために、また、事業所の経営の安定化に資するためにこれらの加算も積極的に算定していきます。

利用者の確保については、令和4年度においても、サービスの質の向上、困難事例への的確な対応、そして、ホームページをはじめとする広報活動を展開し、地域・利用者から選ばれる事業所となって、さらなる経営の安定を図りたいと考えています。

■ 令和4年度の利用見込

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
介護	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
予防	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47

4. 白寿園第二居宅介護支援事業所

令和4年度事業計画

介護保険事業所番号 2276900723



■ 令和4年度 事業コンセプト

『つなぐ、つなげる、あなたと共に…』

年をとっても、病気を持って、介護が必要になっても、自分らしく、住み慣れた家で馴染みの地域で暮らしていきたいものです。

コロナ感染症等の蔓延に伴い、高齢者の生活にも大きな影響が出ている事も踏まえ、より一層、つながりのある暮らしを支援していく。介護保険のプロとして、社会と人と気持ちを『つなぐ、つなげる、あなたと共に…』お手伝いできるように努めていきます。

活動目標 ① 感染症や災害に負けない支援を行う。

- ・ 基準省令の改正により感染症対策の強化推進をすることとなりました。
- ・ コロナ感染症等の蔓延に伴い、生活様式が変化し高齢者を取り巻く環境も大きく変化しています。状態を把握する事と共に、新たな生活様式を取り入れながら生活する事は心身ともに負担が掛かることと認識し、認知症やフレイル等が重症化しないように予防する事、精神的な不安等から孤立する事が無いように支援していきます。
- ・ 法人内で開催されている感染症予防委員会に参加、感染症や災害に対して正しい情報、知識を修得し、その結果について職員に周知徹底を図ります。感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。また防災訓練や災害時の対応等の研修にも参加し意識を高めていきます。
- ・ 感染症や災害時でも、ケアマネジメント業務が滞らないように ICT 等を活用しリモートで対応できるように体制、環境を整えていきます。
- ・ 利用者のみならず、職員自身も新たな生活様式を習慣化し、感染症を予防する意識を持ち健康管理に留意します。
- ・ 感染症指針／BCPに基づく訓練の実施や必要に応じた見直しを行います。
- ・ 災害BCPを策定し、当該計画に基づく教育や訓練を実施します。

活動目標 ② 根拠に基づいたケアマネジメントの展開

- ・ 令和3年度介護保険制度が改正されたことから定例のケアマネ会議や、ケアマネ相談員研修、磐田ケアマネ連絡会などで介護保険法、磐田市の基準省令等の関係法令を遵守出来るように、学習、理解できるように努めていきます。
- ・ 疑問に思う事等も、関係法令を確認し、確実なケアマネジメントを展開できるように努め適正に書類を整えていきます。
- ・ ケアマネ会議で年12回法令遵守の研修を開催します。
- ・ ケアマネジメントの根拠として適切なケアマネジメント手法を導入します。

活動目標 ③ 介護支援専門員の一人ひとりの資質向上

- ・静岡県介護支援専門員の法定に参加し（専門Ⅰ研修、主任介護支援専門員研修）ケアマネジメント力を向上させ、組織にフィードバックしていきます。リモートでの研修体制にも参加・対応できるように努めていきます。
- ・基礎資格（看護師・社会福祉士・介護福祉士・歯科衛生士）の専門性を生かした研修を行い、組織全体の力を向上させていきます。
- ・話しやすい職場環境を作り、ご利用者様の情報をチームで共有します。また、スーパービジョンの手法を用いて、相談、指導を行います。
- ・白寿園相談員研修、磐田ケアマネ連絡会、磐田市主任ケアマネの会等の研修に参加し、自己研鑽に努め、組織にフィードバックします。
- ・ケアマネジメント業務の中に ICT を活用。苦手意識を失くし、操作に慣れるように学習し、また研修会等にも参加していきます。
- ・適切なケアマネジメント手法に基づくケアマネジメントを各自 1 例以上実践します。

活動目標 ④ 地域に根差した事業所作り（地域の中の“顔”になる）

- ・基準省令の改正に伴い、特定事業所加算の要件にインフォーマルサービスを取り入れたケアプランを作成する事が新たな要件に加わりました。管轄エリアの交流センター、社会福祉協議会等が展開するサロンなどから情報を収集し、地域高齢者の特徴や実態を把握し、磐田南部地区エリアの居宅介護支援事業所とも連携し、地域の社会資源を把握できるように努めていきます。また南部地域の地域課題を確認し、課題に向けた解決を検討します。
- ・支援困難ケースを受託する事や、地域ケア会議等に年 2 回程度参加するなど、地域包括支援センターとの連携強化に努めていきます。（受託後の支援報告、認知症カフェ等の参加協力）
- ・高齢者虐待の防止のための研修を定期的実施します。また、管轄包括支援センターと連携し、対応していきます。
- ・ほっとタイムを年 2 回に発行し、白寿園第二居宅介護支援事業所の活動等を情報発信していきます。
- ・結の会（磐田市南部地域事業所間の事例検討会の実施）を定期的に行い、磐田市南部地域のケアマネジャー資質向上を目指します。
- ・医療と介護の連携ができるように、ICT を活用しタイムリーな情報共有、切れ目ないサービスが提供できる様に取り組んでいきます。
- ・障害者福祉制度の事業所や地域の民生委員など他制度の資源と協働できる会議に参加します。

※ 本計画の根拠となる磐田市条例については、白寿園居宅介護支援事業所の計画において掲載したものと同様であることから掲載を省略しています。

I	感染症や災害に負けない支援を行う
II	根拠に基づいたケアマネジメントの展開
	(1) 事業目的 (2) 援助方針 (3) 介護支援専門員の義務 (4) 業務内容
III	介護支援専門員一人ひとりの資質向上
	(1) 業務計画 (2) 会議・研修計画
IV	地域に根差した事業所作り（地域の”顔“になる）
V	白寿園第二居宅介護支援事業所 経営計画

本事業計画では、法的根拠を「磐田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」(平成 30 年3月 22 日条例第1号)及び「磐田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則」(平成 30 年3月 22 日規則第4号)に求めることとします。なお、以下において上記規則は市条例／市規則と表記することとします。



I 感染症や災害に負けない支援を行う

令和3年度介護保険制度改正から、介護サービス事業者に感染症の発生及び蔓延等に関する取組みの徹底を求める観点から、基準省令に委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付けています。その際は3年の経過措置期間を設けています。

(1) 感染症対策の強化

居宅介護支援の場合は、従来は基準第21条の2「従業員の健康管理」が設けられていて、感染症対策の定めはなかったのですが、今回、基準第21条の2に加え、介護保険施設の感染症対策と同等の取り組み義務付けました。

(2) 新型コロナへの特例的な評価

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて令和3年9月末までの間、基本報酬に対して0.1%の上乗せが行われます。

(3) 新型コロナへの取り組み

法人内で開催されている感染症対策委員会と常に連携を図り、感染防止に有効な対応を継続します。また、感染症発生時のサービスの調整等についても正しい知識のもと、事業者・施設と連携を図ります。また、新しい生活様式を習慣化させ自分自身の健康管理にも努めていきます。

新しい生活様式に伴う利用者様の身体的、精神的な負担感を鑑みた支援ができるよう努めていきます。

(4) 業務継続計画の整備

基準省令第19条の2

令和3年度の基準省令改正により、すべての事業所・施設を対象として、感染症及び自然災害への対応を想定した業務継続計画の策定が義務化されました。当事業所においては、法人の感染予防委員会、防災委員会との連携のもと、業務継続計画の策定を進めます。



Ⅱ 根拠に基づいたケアマネジメントの展開

当事業所の事業運営全般について制度改正を踏まえ、目的／援助方針／介護支援専門員の義務／業務内容について整理します。

(1) 事業目的

白寿園第二居宅介護支援事業所（以下「当事業所」と表記します）は、介護保険法（平成9年法律123号）第8条第23項に定められた事業で、「居宅サービス計画」（ケアプラン）の作成を通して、利用者の自立を助けるとともに、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的、効率的に提供されるよう介護保険サービスの有効かつ適切な利用を支援します（居宅介護支援）。なお、事業者指定については、前述のとおり、都道府県知事から市町村長に指定権者が移譲され、事業所の監督権限や指定更新の事務も磐田市において実施することとなり、

また、地域包括支援センター（同法第115条の46）からの委託を受けて、介護予防支援（同法第8条の2第16項）を実施します。さらに、平成29年度から磐田市で開始される介護予防・日常生活支援総合事業の第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）についても、地域包括支援センターから委託を受けて実施します。

(2) 援助方針

当事業所の運営方針は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成し、適切な相談援助技術をもって、下記の方針により必要とするサービスを計画します。

(2)-① 利用者の尊厳保持と自立支援

■介護保険法第1条 市規則第1条

当事業所は介護保険法第1条に定められた法の目的を遵守し、利用者の尊厳の保持及びその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行います。また、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。なお、自立支援の促進と言う観点から、**区分支給限度基準額の利用割合が7割以上で、かつ、訪問介護が利用サービスの6割を占めるケアプランを保険者が介護度ごとに抽出し検証する取り組みが令和3年10月から実施されています。**

(2)ー② 公正中立

■ 市条例第2条第3項

当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に指定居宅介護支援の提供を行います。特に、平成30年度以降は、サービスの選択についての説明義務が運営基準に位置づけられています。事業所としては、それらの義務を忠実に実施していることを示す根拠を整えていきます。さらに、令和3年度の改正では、前6か月の訪問介護/通所介護/福祉用具貸与の紹介率を利用者に説明する事が義務づけられました。

(2)ー③ 多職種協働（チームケアの展開）

■ 市条例第2条第2項・第4項

白寿園第二居宅介護支援事業所には、主任介護支援専門員、看護師、社会福祉士、介護福祉士、歯科衛生士、精神保健福祉士などの資格を有する職員が配置されています。居宅介護支援の提供に際しては、これらの職員の有する知見や経験などを有効に活用した多職種協働的なサービスを展開します。また、居宅サービス事業所との連携については、サービス担当者会議等を通じて、市町村、地域包括支援センター、主治医、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定介護保険事業者、介護保険施設等関係機関との連携を図りながらチームケアを提供します。平成27年度の介護保険制度改正においては、多職種協働に関して、特定事業所集中減算の見直し、個別サービス計画の提出の2点が改められました。また、平成30年度の介護保険制度改正では、入退院時・平時からの医療と介護の連携の強化が示されました。

ケアチームの要として介護支援専門員は、居宅サービス計画に記載した生活課題、目標、サービス、目標管理期間に沿った個別サービス計画が作成されているか否かを確認するとともに、各事業所から提案されるリスク等について居宅サービス計画に位置付けるようにします。また、試行的に「課題整理総括表」「評価表」等のツールを用いてケアチーム内での一層の情報共有・意識の統一を図ります。この他、訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションカンファレンスへの参加や通所介護・リハビリ等における送迎時の介護をサービス提供時間に含める場合はその旨を記載した居宅サービス計画を作成するなど、居宅介護支援事業所は、居宅サービス事業者とのより一層の連携が求められているところです。平成30年度以降は、共生型サービスが創設され、障害者関係の事業所、相談員との連携の強化も求められているところです。

(2)ー④ 事故防止・感染症の予防など

■ 市規則第21条

当事業所は、リスクマネジメントの手法を取り入れ、事故を未然に防ぐよう対策を講じます。また、感染症予防に心がけ、法人内で開催されている感染症予防委員会と常に連携を図り、感染防止に有効な対応を継続します。また、感染症発生時のサービスの調整等についても正しい知識のもと、事業者・施設と連携を図ります。事故防止については白寿会作

業手順書に基づき、職員の意識の高揚を図ります。さらに防災計画を立案し、地震対応を含めた総合防災訓練の実施を計画します。個別的な対応としては前述のとおり、平成 27 年度から各居宅サービス事業者に対して個別サービス計画の提出を求めることとなりました。その際、事業所等がヒヤリハットの集積により把握しているリスクを居宅サービス計画にも位置付けることを心がけ、ケアチーム内でのリスクマネジメントを徹底します。令和 3 年度改正では、感染症対策が強化されました。当事業所では令和 3 年度に感染症対策指針の作成、感染症 B C P を策定するとともに、感染症に係るシミュレーションを実施しました。

(2)ー⑤ 業務継続計画の作成

市規則第 19 条の 2

令和 3 年度の基準省令改正により、すべての事業所・施設を対象として、感染症及び自然災害への対応を想定した業務継続計画の策定が義務化されました。当事業所においては、法人の感染予防委員会、防災委員会との連携のもと、業務継続計画の策定を進め、令和 3 年 1 月に感染症 B C P を策定しました。

(2)ー⑥ 居宅介護支援サービスの質の向上

■ 市規則第 12 条第 2 項

当事業所は、自らの提供する指定居宅介護支援の質の評価を行うとともに、ご利用者を対象としたアンケート調査を実施し、常にその改善を図ります。令和 4 年度においては、他法人の居宅介護支援事業所と実施する事例検討会（結の会）などを展開し、一層のケアマネジメントの質の向上を図ります。本検討会は、コロナ禍の中、参集式の会の開催が困難となっていることも踏まえ、Z o o m による開催を継続します。

(3) 介護支援専門員の義務

介護保険法では、下記の通り介護支援専門員に対する義務を定めています。当事業所においてもこれらの規定を遵守し、指定居宅介護支援の提供を行います。

(3)ー① 公正誠実・基準の遵守

■ 介護保険法第 69 条 34

当事業所の介護支援専門員はその担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスが特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行います。また、厚生労働省令で定める基準に従ってその業務を行います。

(3)ー② 資質向上義務

■ 介護保険法第 69 条 34

平成 26 年 6 月の介護保険法改正により、同法に介護支援専門員の義務規定に「資質向上義務」が追加されました。当事業所においてもこの義務を遵守し、各種研修への参加、法人・職場内研修の開催、主任介護支援専門員の会主催の研修の開催、O J T の実施、及び職員各自が自己研鑽に努めます。なお、令和 4 年度は、当事業所職員の法定研修受講は、主任介護支援専門員研修 1 名、専門Ⅱ研修 2 名、が受講する予定です。

(3)ー③ 介護支援専門員証の不正使用の禁止

■ 介護保険法第 69 条 35

当事業所の介護支援専門員は介護支援専門員証の不正使用及び名義貸しを行いません。

(3)ー④ 信用失墜行為の禁止

■ 介護保険法第 69 条 36

当事業所の介護支援専門員は介護支援専門員の信用を傷つけるような行為を行いません。

(3)ー⑤ 秘密保持義務

■ 介護保険法第 69 条 37

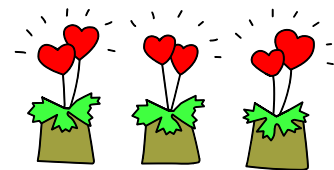
■ 市規則第 23 条

当事業所は、社会福祉法人白寿会の定める「個人情報保護に対する基本方針」及び「社会福祉法人白寿会個人情報管理規程」を遵守し、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者または家族の情報・秘密を保持する義務を負います。またその義務は、当事業所の職員でなくなった場合も同様とします。

(3)ー⑥ 法令遵守

■ 介護保険法第 69 条 34

当法人ではこれらの義務に加え、各種法令を遵守することを職員誓約書に追加し、社会福祉法人白寿会の法人理念でもあるコンプライアンスの徹底を図ります。



(4) 業務内容

(4)ー① インテーク

居宅介護支援（ケアマネジメント）の利用についての紹介経路は様々です。主要なルートとしては、地域包括支援センターからの紹介、医療機関、介護保険サービス事業所からの紹介、利用者の家族・親族からの申請などとなっています。初回の相談場면을専門用語で「インテーク」と言いますが、ここでは、利用者・家族の主訴の傾聴、介護保険制度全般の説明、当事業所の機能の説明などを行います。その際、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ」（令和元年 12 月）などで示されている「断らない相談支援」の考え方を踏まえ、的確に対応します。

(4)ー② アセスメント

■ 市規則第 13 条第 1 項第 6 号・第 7 号

当事業所では、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。また、全国社会福祉協議会の居宅サービス計画ガイドライン、静岡県介護支援専門員協会の基本情報・アセスメントシートなどを可能な限り活用し、課題分析の可視化を推進します。さらに、平成 26 年 6 月に国から示された「課題整理総括表」などを有効に活用し、当事業所のケアマネ会議、法人内研修、サービス担当者会議の場面で同総括表を試行的に使用します。加えて、適切なケアマネジメント手法に基づくアセスメント等も順次取り入れていきます。

(4)ー③ 居宅サービス計画の作成とサービスの調整

■ 市規則第 13 条第 1 項第 3～5 号

当事業所では、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って、専門的見地に基づき実現可能な居宅サービス計画を作成します。作成に当たっては、現在国が進めているケアマネジメントの標準化の試みについてもその知見を取り入れ、利用者自身がサービスを選択し、自立した生活が送れるように援助します。



(4)④ サービス担当者会議の開催

■ 市則第 13 条第 1 項第 9 号

当事業所では、各サービスが共通の目標を達成する為に居宅サービス原案に位置付けた指定居宅サービスの担当者からなるサービス担当者会議を開催し、利用者の情報を当該担当者と共有するとともに、専門的見地から意見を求めています。平成 26 年度の改正により、サービス担当者会議の参加者として、「利用者やその家族」が追加されました。当事業者ではこの新基準に従い、「利用者やその家族」を含めたサービス担当者会議を開催していきます。その結果、「利用者やその家族」「サービス担当者」の皆様のご都合を勘案して、場所や日時を調整していきます。開催場所は自宅又は当該事業所での開催となります。前述の課題整理総括表をサービス担当者会議において試行的に活用します。

サービス担当者会議については、平成 30 年度の基準改正により、居宅介護支援においてターミナルケースの場合の会議の省略が示されています。また、介護予防支援においては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正により、同会議に「本人・家族の参加を基本とすること」が盛り込まれています。

なお、令和 3 年度の基準改正により、テレビ電話を用いたサービス担当者会議の開催が可能となりました。現在、コロナ禍の中、県境をまたぐ移動が制限されている中、他県在住の家族等の訪問が困難となっている事例も散見されます。こうした中、改正により可能となったテレビ電話による会議の開催を試行的に取り入れます。

(4)⑤ 計画の交付

■ 市規則第 13 条第 1 項第 10 号／第 11 号

当事業所では、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るとともに、当該計画を利用者、事業者に対してすみやかに交付します。また、基準改正により医療系サービスの意見を求めた医師に居宅サービス計画を交付することとなりました。当事業所では、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るとともに、当該計画を利用者、事業者に対してすみやかに交付します。また、基準改正により医療系サービスの意見を求めた医師に居宅サービス計画を交付することとなりました。

なお、令和 3 年度の基準省令の改正により、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者への説明・同意について、「利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する」という旨の見直しがありました。しかし、国に照会したところ、同意を得たことの担保として、署名または捺印が必要とのことで、こちらは従来どおりの形式で同意を得ることを継続しています。

(4)ー⑥ 個別サービス計画の提出の依頼

■ 市規則第 13 条第 1 項第 12 号

当事業所では居宅サービス計画の作成後、計画に位置づけた居宅サービス事業所等に個別サービス計画の提出を求めます。なお、平成 30 年度の「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営基準」の改正により、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画書を介護支援専門員に交付することが義務づけられました。

(4)ー⑦ モニタリング

■ 市規則第 13 条第 1 項第 13 号／第 15 号

当事業所では、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。加えて、適切なケアマネジメント手法に基づくモニタリング項目なども担当するケースの状況に合わせて順次取り入れていきます。

(4)ー⑧ 介護予防支援

■ 磐田市条例（※）第 30 条第 2 項

当事業所では、要支援者に対して、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるように、目標志向型の介護予防サービス計画を策定します。※ 磐田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例。

(4)ー⑨ 第一号介護予防支援事業

■ 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ

当事業所では、要支援者及び事業対象者を対象に、地域包括支援センターから委託を受けて、第一号介護予防支援事業を実施します。当該事業は、介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニにおいて、以下のように規定されています。

居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（以下「第一号介護予防支援事業」という。）

当該事業は地域支援事業実施要綱においてさらに、ケアマネジメント A、B、C の 3 つの類型に区分されています。磐田市においては、このうち、ケアマネジメント A と C を実施する予定で、これらの業務は、地域包括支援センター及び地域包括支援センターから委託を受けた指定居宅介

護支援事業所が行います。介護報酬にあたる「第一号事業支給費」は、ケアマネジメントAは従前の介護予防支援と同じ、ケアマネジメントCは、300 単位のみ1 回限り算定可能となっています。

磐田市の第1号介護予防支援事業の類型

ケアマネジメント類型	内容	対象となる方が利用するサービス
ケアマネジメントA (原則型ケアマネジメント)	現行の介護予防支援と同様のプロセスを実施	訪問型サービス（現行相当／緩和A） 通所型サービス（現行相当／緩和A／短期集中）
ケアマネジメントC (初回のみ型ケアマネジメント)	初回のみを簡略化したケアマネジメント	一般介護予防事業／地域の資源

当該事業について、白寿園第二居宅介護支援事業所では、主に以下の点に留意しながら事業の展開を図ります。

① 利用者への説明

総合事業は磐田市において、平成 29 年度から実施されるのですが、その開始時期は、既に要支援認定を受けている方の認定有効期間満了日の翌日となります。そのため、利用者にとってもわかりづらく、また、サービスの名称も、介護予防訪問介護から現行相当サービスなどに変更になります。このため、対象となる利用者及び家族への十分な説明が不可欠です。

② 適正なケアマネジメント業務の実施

上記ケアマネジメントAは従前の介護予防支援と同様の基準で運営されますが、磐田市においては二次アセスメントシートなどを作成し、さらに的確なケアマネジメント過程の確保に努めます。当事業所においても、担当するケースについて、磐田市の定める手順・様式により適正なケアマネジメントを行います。

③ 通減制等利用者人数の的確な管理

上述のケアマネジメントAについては、居宅介護支援費における「通減制」に含まれることが磐田市から示されています。通減制とは、介護支援専門員の担当定員の超過を示すもので、この通減制が適用となると減算が適用されるとともに、特定事業所加算の算定もできなくなります。「地域支援事業交付金の交付額の算定について」という会計検査院の意見などもあり、地域包括支援センターとして、新規の介護予防支援、第一号介護予防支援事業の利用者の受入が難しい現状もありますが、当事業所が減算の対象とならず、所定の加算を算定できることを優先し、利用者人数の的確な管理を行います。

(4)ー⑩ 住宅改修理由書の作成

■ 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について 2-(1)ー② 住宅改修が必要な理由書
当事業所では、利用者が安全で健康的な在宅生活が継続できるよう、身体状況に即した生活しやすい環境と介護者の負担軽減を考慮し、住宅改修に必要な理由書を作成します。加えて、平成28年12月に公表された「介護保険制度見直し意見」において言及されている「複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、ケアマネジャーが利用者に対し説明する」(同資料P36)という提言についても法改正を前倒しして実施します。

(4)ー⑪ 説明と同意

■ 市規則第13条第10号
居宅介護支援(ケアマネジメント)等の全過程において、介護支援専門員は利用者の自己決定をサポートする観点から「説明と同意」の徹底を図ります。ここでは規則に定められている利用料金について、居宅サービス計画第7表(料金表)に基づき説明を行います。令和3年度の基準省令の改正では、「質の高いケアマネジメントの推進」という観点から、ケアマネジメントの公平中立性の確保を図る観点から、基準省令の改正により、事業所に対して、以下の内容を利用者に説明し、介護サービス情報公開制度でも公表も追加されました。

○01ー前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

○02ー前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

この改正について、当事業所では、契約書/重要事項説明書に追加し、公平中立性の確保について利用者、家族に説明を実施します。これを含め、令和3年度に介護保険制度改正について、当事業所では、制度改正に関する情報を収集するとともに、白寿会在宅サービスと連携して利用者、家族への説明を行っていきます。

磐田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則

(内容及び手続の説明及び同意) 市規則 第4条第2項

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

Ⅲ 介護支援専門員の一人ひとりの資質向上

活動目標②として掲げた「介護支援専門員の一人ひとりの資質向上」について、介護支援専門員の専門性を生かし力を発揮できるための職場環境や、資質向上のための会議、研修について整理します。

(1) 業務計画

当事業所は、磐田市規則に基づき業務を遂行します。

(1)ー① 担当区域

当事業所の担当区域は、磐田市全域です。なお白寿園ケアハウス等に入居されている方については、住所地特例（介護保険法第 13 条）により磐田市以外の保険者となることを付言します。

(1)ー② 職員配置・業務分担

■ 市規則第 2 条・第 3

条

当事業所は、介護支援専門員の業務独占である旨が介護保険法で定められています。そこで、当事業所では介護支援専門員である管理者を含め、4名の介護支援専門員を常勤専従にて配置し、業務を担当します。なお、令和3年度の報酬告示の見直しにより、事務職員を配置している居宅介護支援事業所は、通減制の適用が45件を超えない範囲に拡大されたことを付記します。事業所の職員の業務は下表の通りです。

令和4年4月1日現在

職種	業務内容	配置人数 (人)
管理者 (事業所主任)	<ul style="list-style-type: none"> 職員の一元的管理・総括 サービス事業者・他機関との連携 法人内の調整／職員教育／その他必要な援助 	1
主任介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内のスーパービジョンの実施 主任介護支援専門員の会による研修の主催 他法人との事例検討会の主催 以下の介護支援専門員業務 	1 (管理者を含む)
介護支援専門員 (主任介護支援専門員を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談援助業務 居宅サービス計画の作成と調整 住宅改修理由書の作成 利用者の要支援、要介護認定に関する必要な協力 介護予防サービス計画の作成と調整 給付管理業務 	4
事務員	<ul style="list-style-type: none"> 実績の集計／サービス提供票の送付 議事録作成等の事務全般 ファイル管理等の事務処理 	1

担当介護支援専門員が不在時は協力体制をとります。また、当事業所は特定事業所加算を算定していることもあり、24 時間対応を実施します。具体的には介護支援専門員が輪番制で専用の携帯電話を持つこととします。

質の高いケアマネジメントを推進する目的で、居宅介護支援事業所の管理者を「主任介護支援専門員」とすることを基準に位置づけ、令和2年1月に基準省令の改正がありました。

根 拠	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
<p>(管理者) 基準第3条第2項 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</p>	

<p>(管理者に係る経過措置) 附則 第3条 令和九年三月三十一日までの間は、令和三年三月三十一日までに介護保険法第四十六条第一項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかかわらず、引き続き、令和三年三月三十一日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。</p>
--

6-3 働きやすい職場の実現

当事業所では、一般的に介護・福祉関係の職員の定着率が低いことなどを鑑みて、事業所の職員が働きやすい環境を整えていきます。具体的には、職員間での支援・助言・心配りを重視し、職員が支え合って、困難事例などに向き合っていきます。特に、当事業所には4月現在1名の主任介護支援専門員が配置されていることから、スーパービジョンの手法を用いて、介護支援専門員の課題解決を行います。また、24時間の連絡体制を確保しながら、利用者のニーズに対応しつつ、残業等を行わなくても業務を行うことができ、介護休暇なども十分に取得できる環境を、整えていきます。なお、平成29年度の就業規則の改正により、フレックス制を見直し、出勤時間を7時から22時までとし、1か月の勤務時間を168時間（2月のみ152時間）として実際の勤務に合わせた労働形態とします。



(2) 会議及び研修

(2)-① 会議

当事業所において開催する会議は下記の通りです。

会議の名称	開催予定	内容
-------	------	----

◆社会福祉法人白寿会関係◆

社会福祉法人白寿会理事会	年3回程度	予算・事業計画等の説明
運営会議	第3金曜日	経営層の方針伝達、経営層・事業所主任により課題の検討
在宅合同会議	第2木曜日	事業の進捗報告、事業所の課題等の確認
職員会議	隔月の最終水曜日	経営層からの伝達事項、研修報告 リモートでの参加も可能

◆居宅介護支援事業所主催会議◆

ケアマネ会議 (事業所内研修)	毎週金曜日	(1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 (2) 過去に取り扱ったケースの問題点及びその改善方策 (3) 地域における事業者や活用できる社会資源の情報共有 (4) 保健医療及び福祉に関する諸制度の勉強 (5) ケアマネジメントに関する技術 (6) 利用者からの苦情の内容及び改善方針の確認 (7) その他必要な事項/職員教育/外部研修報告
結の会	6. 9. 2 月	事例検討及び関連知識の修得
サービス担当者会議	随時	サービス提供事業所との協議及び情報共有

◆居宅介護支援事業所参加会議◆

ケアプラン会議	年3回程度	介護予防プランの検討
ケアプラン点検	月1回程度	介護ケアプランの適正事業
地域ケア会議(包括)	随時	情報交換・研修
サービス事業者連絡会議	年8回	情報交換・連絡事項

(2)ー② 研修

■ 市規則第19条第3項

当事業所の職員は常に専門知識の習得と技術の向上に努め、事業所内での勉強会や各種研修会に積極的に参加します。また、介護支援専門員法定研修等にも参加をします。新任職員の研修は別に定めます。なお、平成24年度以降、特定事業所加算(Ⅱ)の算定要件に「計画的な研修の実施」が追加されました。そこで、事業所全体の計画に加え、介護支援専門員ごとの研修計画についても作成しています。さらに、平成28年度からは上記加算の算定要件に「法定研修等における実習受入等人材育成への協体制整備」が追加されたことから、単に法人の職員だけでなく、地域の介護支援専門員の研修・実習等についてもサポートできる体制を整えます。令和3年度の改正からは「必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している事を要件として求める」が追加され地域の社会資源を活用したケアマネジメントを展開できるように求められています。

②ー④ 白寿会全体 内部研修・職員会議・研修センターの項目を参照

②ー⑤ 居宅介護支援事業所 内部研修

No.	開催日	内容	場所	参加人数	備考(義務等)
1	毎週金曜日一年48回	事業所内勉強会	居宅事業所	6人	事務員を含む

令和4年度白寿園第二居宅介護支援 研修計画案

月	白寿園居宅
4月	居宅介護支援 感染症BCPの作成
5月	各種根拠となる記録の残し方
6月	各種根拠となる記録の残し方
7月	居宅介護支援 感染/虐待防止指針の作成
8月	居宅介護支援 感染/虐待防止指針の作成
9月	社会資源の活用 使える生活保護制度
10月	社会資源の活用 使える生活保護制度
11月	プラン新様式と適切なCM手法
12月	プラン新様式と適切なCM手法
1月	介護保険部会審議報告
2月	介護保険部会審議報告
3月	介護保険部会審議報告

*保健医療福祉……当該月の研修テーマである制度・社会資源を活用している事例を提供
 *ケアマネジメント…当該月のケアマネジメントテーマの事例を示し、アセスメントやモニタリング等、ケアマネジメント手法の確認やケアプランチェック等を行う。
 ※ 半期を目途に本研修計画の進捗管理(評価・修正)を行う。



②-③ 外部研修の予定(市内・西部地区のエリアで開催される研修)

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考(義務等)
1		磐田ケアマネ	研修×年6回	磐田市役所等	1～2人	総会・内容により全員
2	偶数月	磐田市主任ケアマネの会	情報共有 地域課題について	磐田市役所等 リモート会議	1～2人	

②-④ 白寿会主任介護支援専門員の会

白寿会では法人内の5人の主任介護支援専門員による「白寿会主任介護支援専門員の会」を作り、平成26年度から、地域の介護支援専門員、生活相談員を対象とした研修を展開しています。

■令和4年度 介護支援専門員・生活相談員研修計画

開催時期	研修テーマ	研修内容	研修コード
4月	居宅介護支援 感染症BCPの作成	居宅感染BCPの作成ワーク	05
6月	各種根拠となる記録の残し方	支援経過/算定根拠	08
8月	居宅介護支援 感染/虐待防止指針の作成	居宅感染指針の作成ワーク	04
10月	社会資源の活用 使える生活保護制度	生活保護の活用/事例とCP	16
12月	プラン新様式と適切なCM手法	新様式と適切なCM過程	07
2月	介護保険部会審議報告	次年度法改正のシナリオ	01

※ 主任介護支援専門員の更新について、同研修に参加できる者の要件の一つに「地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者」が定められました。当該研修受講の要件を満たすという観点から、静岡県介護支援専門員協会に加入し協会開催の法定外研修などにも進んで参加できる体制を整備します。



Ⅳ 地域に根差した事業所作り（地域の中の“顔”になる）

活動目標③の関連で、「地域包括システム推進にむけての地域貢献」について、当事業所の地域との関係や地域貢献の取り組みについて整理します。

(1) 地域包括ケアの推進／地域ケア会議への協力

■ 介護保険法第 115 条の 44／市規則第 13 条第 1 項第 30 号

当事業所では、介護保険制度が目指す地域包括ケアの実現に向けて地域包括支援センターと連携を図り新たに介護保険法に位置付けられた「地域ケア会議」に積極的に参加し主体的役割を果たすとともに、地域の関係機関とのより一層の連携強化を図ります。

(2) 地域の介護支援専門員等専門職の資質向上

今後地域包括ケアシステムを構築する上で、介護支援専門員は重要な役割を担うこととなります。わけでも主任介護支援専門員は、地域包括支援センターとともに、地域課題の把握やその解決に向けたコミュニティワークを展開することが期待されています。当法人では、平成 27 年度に法人内の 7 名の主任介護支援専門員による「白寿会主任介護支援専門員の会」を発足させ各種研修活動を通じて地域貢献を行ってきました。今年度も磐田市と協働して「介護支援専門員・生活相談員研修」を隔月で開催します。ここでは、介護支援専門員等の研修ニーズに応えるとともに、法令遵守などの徹底を図り、地域の人的資源である介護支援専門員の資質向上に貢献します。

(3) タクシー券／紙おむつ券交付に係る訪問調査

当事業所では、磐田市から委託を受けて、高齢者福祉サービスの一つである「高齢者等紙おむつ購入費助成事業」及び「高齢者等タクシー利用料金助成事業」の申請者の自宅を訪問する調査事業を行います。

V 白寿園第二居宅介護支援事業所 経営計画

活動目標③「地域の“顔”になる」から、利用者はもとより、地域から信頼され、選ばれる事業所を目指します。また、事業所の経営の安定化を確保するために、特定事業所加算を積極的に算定する取り組みについて整理します。

また、昨年度は医療・介護の連携を強化し、今年度は新たに特定事業所医療介護連携加算（旧：特定事業所加算Ⅳ）の要件を満たすことができた為、新たに追加算定していきます。

令和3年度の改正から適切なケアマネジメントの実施を確保しつつ、経営の安定化を図る観点から介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上の場合40件目から、60件以上の場合60件目からそれぞれ評価が低くなる逓減性において、ICTの活用や事務職員の配置を行っている事業者については逓減性の適用（居宅介護支援費Ⅱの適用）を45件以上の部分からとする見直しを行っています。当事業所も特定事業所加算を算定する観点からも逓減性に見合う様に対応していきます。

(1) 居宅介護支援・介護予防支援の介護報酬構造

当事業所は、介護給付の報酬と地域包括支援センターより受託を受けた予防給付の2本立てとなります。介護給付等は、前述のとおり介護度別に報酬が設定されています。

介護給付の標準担当件数を一人35件とし、39件を一定程度超過する場合、40件以降から逓減制が導入されます。予防給付の介護予防支援事業業務に係る受託を受けた場合は、当該件数に1/2を乗じて得た件数を含めて算定されます。また、平成24年度以降は介護予防支援の担当上限（介護支援専門員ごとに8件）が廃止となりました。なお、平成30年度改定では、磐田市の地域区分、1単位単価(10.21円)の変更はありません。

特定事業所加算区分	単位数	主な算定要件
特定事業所加算 (Ⅰ)	505 単位/月	①常勤専従の主任介護支援専門員を2人以上配置 ②常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置 ③中重度の利用者の占める割合が40%以上 ④法定研修等の実習受入等人材育成への協力体制整備 ⑤他法人との事例検討会等の開催
特定事業所加算 (Ⅱ)	407 単位/月	①常勤専従の主任介護支援専門員を1人以上配置 ②常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置 ③法定研修等の実習受入等人材育成への協力体制整備 ④他法人との事例検討会等の開催 ⑤地域包括支援センターの行う事例検討会への参加

(2) 令和4年度以降の磐田市のニーズ予測

磐田市第7期介護保険事業計画における居宅介護支援及び介護予防支援の利用者数の予測値は下表のとおりです。高齢化の進展に伴う自然増を見込んだ数値であり、居宅介護支援事業所数も増加していることから新規利用者の確保が今後も大きな課題となります。

		実績		見込	計画		推計		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	居宅介護支援 自然体	38,815	39,112	39,852	40,956	42,228	41,772	44,400	56,592
	居宅介護支援 施策反映後				40,512	40,896	39,612	40,332	50,136
	介護予防支援 自然体	7,474	8,523	9,600	10,596	11,040	11,268	11,724	13,044
	介護予防支援 施策反映後				10,944	11,568	12,120	13,320	16,068

(3) 令和4年度の白寿園第二居宅介護支援事業所の経営計画

令和4年度に当事業所は、現在の人員体制を確保していく予定です。令和4年度は、特定事業所加算Ⅱと共に特定事業所医療介護連携加算を追加算定することができるため、より一層、安定した経営が望めると考えます。特定事業所医療介護連携加算は、地域包括ケアシステムの推進に於ける大きな要であり、加算を算定できる事は、医療サービス事業所からの信頼関係が図れていると、評価できる事とも考えます。今後も、医療介護のサービス事業所はもとより、安心して当事業所でケアマネジメントを任せて頂けるように努めていきたいと思ひます。今後も特定事業所加算の算定条件(他法人の居宅介護支援事業所との事例検討会や地域包括支援センターが行う事例検討会への参加、インフォーマルサービスの活用したケアマネジメントの展開)を確保できるように、努めていきます。

利用者の確保については、令和4年度においても、サービスの質の向上、困難事例への的確な対応、そして、ホームページをはじめとする広報活動を展開し、地域・利用者から選ばれる事業所となって、さらなる経営の安定を図りたいと考えています。

■ 令和4年度の利用見込

(上段は日数/下段は人数)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
介護	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1440
予防	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	576

5. 磐田市竜洋地域包括支援センター

令和4年度事業計画

介護保険事業所番号 220690033



コロナに負けない生活様式への理解と行動が進むよう、認知症予防やフレイル予防、終活やACPに取り組む竜洋住民が増えることを目指します。

コロナ対策の新しい生活様式を日常的に実施する手立てに加えて、認知症やフレイルにならないための予防の手立て、認知症になっても進行を緩やかにする手立てを住民にお伝えしながら、認知症の人もその家族も安心して暮らせる地域、認知症の人とその家族と共に生きる地域を目指して活動します。また、人生の最期を地域で安心して暮らせるよう、住民の理解と行動が進むよう活動します。講座やカフェ、訪問により、延べ580名の高齢者に対して、周知・啓発活動を行います。

活動目標 ① コロナ対策の新しい生活様式の周知・啓発

- ・シニアクラブやサロンから依頼される出前講座、包括主催・共催のカフェ(ウエルカフェ・ふれあいカフェ)、総合相談の来所や訪問の機会に、地域高齢者がコロナ感染拡大防止の生活様式に理解を深め、行動変容できるよう周知・啓発活動を実施します。
- ・ワクチン接種などの対処法の情報収集につとめ、適切に情報提供ができるよう活動します。また、関係機関と協力して対応します。必要に応じて、自治回覧を利用します。

活動目標 ② 「終活・ACP(アドバンス・ケア・プランニング)」の周知啓発

- ・磐田版「私と家族のあんしんノート」の書き方や、相続、遺言、税金、保険、年金などの手続きの専門機関や担当部署への相談について、地域高齢者・家族が学習する機会を作ります。
- ・もしものときの自分が望む医療やケアについて、家族や友人、医師などと事前に考え、繰り返し話し合い、共有する取り組み(ACP)を、地域高齢者・家族が学習する機会を作ります。
- ・周知啓発の機会として新たに、今年度は、竜洋交流センターでの「終活おうえん講座」を5月に予定しています。

活動目標 ③ 認知症フォーラム、認知症フェア、認知症の人との交流会の実施、フレイル予防の周知啓発

- ・地区社協と専門職の会との共催でフォーラムを企画するほか、認知症の人とその家族と地域の支援者らとの会を企画します。コロナ感染の状況で実施はその都度検討されます。
- ・シニアクラブやサロンから依頼される出前講座、包括主催・共催のカフェ(ウエルカフェふれあいカフェ)、総合相談の来所や訪問の機会に、地域高齢者が認知症やフレイルについて理解を深めともに地域で生きることや、認知症やフレイルの予防活動ができるよう周知・啓発を実施します。
- ・認知症理解・予防として、今年度も、11月の交流センター講座で認知症講座を実施します。
- ・フレイル予防として、今年度も、ノルディックウォークの普及啓発に取り組みます。9月の交流センター講座、10月11月の公民館講座を予定しています。
- ・ウエルカフェ・ふれあいカフェは多機能のカフェですが、認知症支援目的のオレンジカフェ仕様での企画も実施します。

(8) 日常生活圏域の高齢者数・認定者数

本市の日常生活圏域は中学校区の10圏域とします。高齢者数・認定者数は城山中学校区が最も多くなっていますが、高齢化率は豊岡中学校区が32.2%と最も高く、認定率は神明中学校区が最も高く17.2%となっています。

	総人口	高齢者数	高齢化率	認定者数	認定率
磐田第一中学校区	20,072	5,526	27.5%	894	16.2%
城山中学校区	29,500	7,403	25.1%	969	13.1%
向陽中学校区	10,324	3,139	30.4%	473	15.1%
神明中学校区	13,866	3,471	25.0%	597	17.2%
南部中学校区	18,326	5,213	28.4%	759	14.6%
福田中学校区	17,520	5,435	31.0%	839	15.4%
竜洋中学校区	18,685	5,805	31.1%	951	16.4%
豊田中学校区	13,461	3,595	26.7%	535	14.9%
豊田南中学校区	16,932	4,591	27.1%	623	13.6%
豊岡中学校区	10,987	3,538	32.2%	588	16.6%
市全体	169,673	47,716	28.1%	7,228	15.1%

資料：庁内調べ（令和2年4月1日現在）

磐田市竜洋地域包括支援センター 令和4年度事業計画 目次

I	令和3年度介護報酬改定について
II	地域包括支援センターの目的
III	地域包括支援センターの事業
	(1) 地域支援事業 (包括的支援事業)
	(2) 地域支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)
	(3) 地域支援事業 (多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築)
	(4) 指定介護予防支援事業
IV	感染症対策の強化に向けて
V	地域包括支援センターの業務計画
	(1) 担当区域
	(2) 職員配置
	(3) 会議
	(4) 職員の資質の向上
VI	磐田市竜洋地域包括支援センター 経営計画
	(1) 地域包括支援センターの運営に係る経費(委託料)
	(2) 令和4年度の介護予防支援事業の経営計画
	(3) 介護予防支援・第一号介護予防支援の介護報酬構造

- 事業計画において「基準」とあるのは「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を指します。

I 令和3年度 介護報酬改定について

令和3年度の介護予防支援の改正では、全サービス共通事項として、感染症対策の強化や業務継続計画の整備、ICTの活用などが行われます。介護報酬は7単位上がりました。報酬の関係では、委託時に委託連携加算が新設されました。以下に、介護予防支援の改正の12のポイントを示します。

①介護予防支援等の基本報酬

	改定後単位数/増減	改定前単位数
介護予防支援費(1月につき)	438単位/月 (+7単位)	431単位

②感染症対策の強化/新型コロナへの特例的な評価 共通事項

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、基準省令に委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づけます。その際、3年の経過措置期間を設けます。

③業務継続に向けた取組の強化 共通事項

感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づけます。その際、3年の経過措置期間を設けます。

④人員配置基準における両立支援への配慮 共通事項

⑤ハラスメント対策の強化 共通事項

⑥高齢者虐待防止の推進 共通事項

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めることを義務づけます。その際、3年の経過措置期間を設けます。

⑦会議や多職種連携におけるICTの活用 共通事項

⑧利用者への説明・同意等に係る見直し 共通事項

⑨記録の保存等に係る見直し 共通事項

⑩員数の記載や変更届出の明確化 共通事項

⑪運営規定等の掲示に係る見直し 共通事項

⑫介護予防支援の充実 (委託連携加算)

告示改正により、介護予防支援事業所が居宅介護支援事業所に外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点から、介護予防支援事業所が委託する個々のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業者との適切な情報連携等を評価する新たな加算を創設しました。

Ⅱ 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものです。

（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項）。

竜洋地域包括支援センターは、1号被保険者及び介護保険サービスが必要となることが想定される2号被保険者を対象に、上記の目的に沿って、次の業務を行います。

- (1) 地域支援事業における包括的支援事業
 - 1) 地域包括支援センターの運営（地域ケア会議を含む）
 - ① 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
（法第115条の45第1項第1号ニ（居宅要支援被保険者に係るものを除く））
 - ② 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
 - ③ 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
 - ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
 - 2) 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）の一部
 - 3) 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）の一部
- (2) 地域支援事業における介護予防・日常生活支援事業
 - 1) 介護予防・生活支援サービス事業
・ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
（法第115条の45第1項第1号ニ）
 - 2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）
- (3) 多職種協働による地域包括支援ネットワーク（法第115条の46第7項）
- (4) 指定介護予防支援事業：介護予防給付（要支援1～2）
- (5) その他厚生労働省が定める事業



Ⅲ 地域包括支援センターの事業

下記は、令和4年度磐田市地域包括支援センター運営業務委託仕様書に基づいて計画したものです。

(1) 地域支援事業(包括的支援事業)

① 地域包括支援センターの運営

1) 介護予防ケアマネジメント 第1号介護予防支援事業

(介護保険法第115条の45第1項二(居宅要支援被保険者に係るものを除く))

「基本チェックリスト該当者」に対して介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるような必要な援助を行います。

2) 総合相談支援業務 (介護保険法第115条の45第2項第一号事業)

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関および制度の利用につなげる等の支援を行います。

- ア. 初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援
- イ. 相談実施に当たって必要となるネットワークの構築
- ウ. 地域の高齢者の状況の実態の把握
- エ. 複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応
- オ. 他の相談支援を実施する機関との連携及び地域生活課題全体の把握

3) 権利擁護業務 (介護保険法第115条の45第2項第二号事業)

地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題解決できない等の困難の状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

地域包括支援センターは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)において、高齢者虐待の対応機関の一つと位置づけられていることから、行政との連携のもと必要な対応を行います(希望施設については虐待対応機能の評価を検討します)。

- ア. 成年後見制度の活用促進
- イ. 老人福祉施設等への措置の支援
- ウ. 高齢者虐待への対応
- エ. 困難事例への対応
- オ. 消費者被害の防止に関する諸制度の活用

4) 包括的継続的ケアマネジメント業務（介護保険法第115条の45第2項第三号事業）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、多職種相互の協働等により連携・協働の体制づくりを行います。介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるよう支援等を行います。

ア. 「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援

※開催前に課題や会議における論点を整理するなどの事前準備を行う

※市が主催するケアプラン会議への協力、モニタリング、継続支援

イ. 包括的・継続的なケア体制の構築

ウ. 地域における介護支援専門員のネットワーク構築・活用

エ. 介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談

オ. 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言

カ. 障害者相談支援センターと連携した支援体制の構築

② 認知症総合支援事業（介護保険法第115条の45第2項第六号事業）

認知症の本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう認知症地域支援推進員を中心として、相談業務、医療・介護等の連携強化による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

以下の事業を地域の実情に応じた方法で実施します。

ア. 住民への周知啓発事業

イ. 認知症カフェ等の開催支援または介護者家族の交流会等ケア向上支援

ウ. 認知症初期集中支援チーム活動への参画（総合相談支援業務等によりチームの介入が必要なケースはチームと連携しながら早期診断・早期対応に努める。）

③ 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号事業）

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等により、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築の促進や地域住民への在宅医療・介護の必要性について周知・啓発を行います。

以下の事業を地域の実情に応じた方法で実施します。

ア. 住民への周知啓発事業

イ. 医療・介護関係者からの相談、連携支援

ウ. 「シズケア*かけはし（静岡県地域包括ケア情報システム）」の運用

(2) 地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

ア 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防ケアマネジメント 第1号介護予防支援事業(介護保険法第115条の45第1項二)

※要支援者等に対して介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効果的に実施されるよう支援します。

※適切なアセスメントの実施により利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解し、主体的に目標達成に向けて取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討しケアプランを作成します。

※心身機能の改善だけでなく地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような「心身機能」「活動」「参加」の視点を持ち、本人が地域で役割を担う活動に参加継続することができるよう支援します。

なお、事業支給費は、磐田市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱(平成29年3月29日 磐田市告示第55号)によるものです。

イ 一般介護予防事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)

※市民への「自助」「互助」を促す介護予防の取り組みに向けた啓発、支援をします。

※介護予防の効果が高い住民主体の通いの場の取り組み等、介護予防事業の普及啓発に努めます。

(3) 地域支援事業

(多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築(法第115条の46第7項))

包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備及び多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築に向けた取り組みを行います。

(4) 指定介護予防支援事業(介護保険法第8条の2第18項)

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連携調整などを行います。

指定介護予防支援業務を実施するため、介護保険法第115条の22の規定に基づき市の指定を受ける必要があります。また、事業の実施に当たっては、「磐田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年3月24日条例第1号)」を遵守します。

なお、指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費は支援センターの収入とし、その収入で、指定介護予防支援事業を行います。

Ⅳ 感染症対策の強化に向けて

(1) 感染症対策の強化

介護予防支援の場合は、従来は、基準第20条に「従業員の健康管理」が設けられていて、感染症対策の定めはなかったのですが、今回、基準第20条の2を加え、介護保険施設の感染症対策と同等の取り組み義務づけました。

指定居宅介護支援事業所等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置) 基準第20条の2

指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(2) 新型コロナへの取り組み

指定介護予防支援事業としては、法人内で開催されている感染症対策委員会と常に連携を図り、感染防止に有効な対応(「対応の手引き」参照)を継続します。また、感染症発生時のサービスの調整等についても正しい知識のもと、事業者・施設と連携を図ります。また、新しい生活様式を習慣化させ自分自身の健康管理にも努めていきます。

包括的支援事業としては、地域高齢者がコロナ感染拡大防止の生活様式に理解を深め、行動変容できるよう周知・啓発活動を実施します(活動目標①)。行政や市社協・介護事業所などからの感染対策情報を、インフォーマルサービスや地域の活動団体(サロン・シニアクラブなど)につなぐ役割を果たすとともに、感染対策情報をもとに地域包括支援センターが主催・共催する会議や講座・講演などの企画や運営を適宜検討します。

V 地域包括支援センターの業務計画

(1) 担当区域

当センターの担当区域は、磐田市竜洋地域（磐田市竜洋中学校区）です。

(2) 職員配置

当センターには、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師、事務員を各1名配置します。各職種の業務分担は表1のとおりです。

■ 表1 磐田市竜洋地域包括支援センターの業務分担表

職 種	共 通 的 業 務		担 当 業 務
	介護予防支援 (担当件数目安)	その他業務	
主任介護支援専門員	19件	総合相談 総合支援 (実態把握 含む) 会 議 ・ 研 修 の 運 営 ・ 参 加 、 諸 記 録 、 等	ケアマネ支援 介護予防支援関係(給付管理含む)
社会福祉士	9件		権利擁護業務 (成年後見・消費者 被害・虐待・困難事例対応含む)
保健師	15件		在宅医療・介護連携推進事業 認知症総合支援事業、介護予防事業
事務員			給付管理関係・総務関係 その他事務関係

※ 介護予防支援・第一号介護予防支援（要支援者・事業対象者に対するケアマネジメント）は月の件数を想定。

(3) 会議

当センターにおいて提供されるサービス等は原則として関係職員の協議によって決定します。当センターの主催または出席する会議は表2のとおりです。

■ 表2 磐田市竜洋地域包括支援センターの会議について

会議の名称	開催予定	内容
◆社会福祉法人白寿会関係◆		
社会福祉法人白寿会役員会	年3回+随時	予算・事業計画・実績等の説明
管理運営会議	毎月 第3金曜日	経営層の方針伝達、経営層・事業所主任による課題の検討

職員会議	隔月の最終水曜日	経営層からの伝達事項、研修報告
感染症対策委員会	第2木曜日	コロナ感染拡大防止、その他感染症対策の検討
虐待防止委員会	第2月曜日	施設・在宅における虐待防止、対策の検討
優先入所検討会	年4回開催	特養優先入所順位の決定
苦情解決委員会	毎年12月上旬	間接・直接苦情の報告と検討
◆地域包括支援センター関係◆		
包括会議	毎日 8:30～9:00	前日業務の報告、当日業務の確認、連絡等
	月1回	各会議・研修等の報告、ケース検討、業務の確認等(法人部門会議に準じての進行)
年間業務検討会議	年3回	業務の進捗確認、情報共有、新規ケースの確認、困難事例の検討、意見交換等
地域ケア会議(個別)	適宜	個別事例の課題解決に向けて地域関連機関を含む会議
地域ケア会議(小地域)	適宜	小地域の課題解決に向けて地域関連機関を含む会議
磐田市ケアプラン会議	月1回	総合事業新規ケースを中心に、行政と専門職とケース担当者でプラン検討など。
包括合同研修会、多職種連携会議	適宜	介護・福祉・医療の関係機関、介護サービス事業所による情報交換、研修会等
包括センター長連絡会議	第1金曜日 9:15～	包括全般における市からの連絡、業務の検討、各包括の連携等
主任ケアマネ会議	第4火曜日 10:00～	主任ケアマネ業務の確認、各包括の連携
社会福祉士会議	第3木曜日 13:30～	高齢者虐待の判定、権利擁護事業、日常生活自立支援事業の報告等
保健師会議	第2木曜日 13:30～	一般介護予防事業など的高齢者施策に対する進捗確認等
高齢者虐待防止ネットワーク会議	年 回開催	磐田市の施策の確認、事例報告等
地域包括支援センター運営協議会(市地域ケア会議含む)	年3回開催	業務進捗、実績計画報告、機関との連携等
磐田市ケアマネ連絡会	年8回開催	研修・事例検討等
磐田市介護サービス事業者連絡会	年6回開催	介護保険最新情報、意見交換等
サービス担当者会議	随時	利用者、家族、介護予防支援担当者との協議・情報共有
民生児童委員協議会 竜洋地区定例会	第2木曜日 9:30～	ネットワーク作りにおける連携強化 情報共有、業務理解、包括最新情報提供
グループホーム地域推進会議 2ヶ所	隔月第4日曜日 11:00	地域密着型施設との連携、地域との連携
	隔月第3金曜日 14:00	
地域密着型 DS 地域推進会議 2ヶ所	年2回開催	地域密着型施設との連携、地域との連携
高齢者・障害者情報共有会	隔月第3水曜日 13:30	竜洋地域の連携体制づくり、情報共有等

(4) 職員の知識・技術の向上

当センターの職員は常に専門知識の習得と技術の向上に努め各種研修会に積極的に参加します。

また、主任介護支援専門員、介護支援専門員資格更新研修(法定研修)等にも参加をします。

■01 白寿会全体 内部研修・職員会議・研修センターの項目を参照

■02 白寿会主催 外部研修・介護支援専門員・相談員研修・研修センターの項目を参照
・介護支援専門員研修「事例検討会」

■03 外部研修の予定(市内・西部地区・静岡県内のエリアで開催される研修)

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考 (義務等)
1		静岡県ケアマネ協会	更新研修		名	法定研修
2		磐田ケアマネ連絡会	研修(年5回)	iプラザ	各3名	
3		磐田ケアマネ連絡会	事例研究(年1回)	iプラザ	各3名	不定期
4		西部健康福祉課	西部管内包括連絡会 難病・精神疾患などに関する研修	西部健康福祉センター	各1名	不定期
		静岡県健康福祉部	認知症地域支援推進員研修	静岡市	各1名	予定
		静岡県司法書士会	消費者問題シリーズ研修	静岡市	各1名	シリーズ開催予定
		静岡県、静岡県社会福祉協議会	成年後見制度・虐待防止に係る実務研修	静岡市	各1名	予定
		磐田市健康福祉部	介保サービス提供事業者説明会(集団指導)	磐田市	各1名	予定
		静岡県地域包括在宅介護支援センター協議会	介護支援専門員リーダー養成研修	オンライン	各1名	予定
		静岡県介護支援専門員協会	介護支援専門員スキルアップ研修	静岡市	各1名	予定
		静岡県健康福祉部	介護予防・日常生活支援総合事業に関する研修	静岡市	各1名	予定
		静岡県健康福祉部	在宅医療・介護連携の推進に関する研修	静岡市	各1名	予定
		静岡県	地域ケア会議活用推進研修	静岡市	各1名	予定
		静岡県、静岡県社会福祉協議会	生活支援コーディネーターに関する研修	静岡市	各1名	予定

■04 外部研修の予定（静岡県外エリアで開催される研修…全国研修）

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考(義務等)
1		長寿社会開発センター	地域包括支援センター職員研修（実践能力向上研修）	県外	0名	不定期

VI 磐田市竜洋地域包括支援センター 経営計画

(1) 地域包括支援センターの運営に係る経費(委託料)について

磐田市は、磐田市地域包括支援センター募集要項の運営財源として、地域包括支援センターの業務に係る経費(委託料)を下記のように示しています。

委託料(運営費) 20,044,000 円

内訳 地域包括支援センター運営業務、他

「貴法人(社会福祉法人白寿会)を委託妥当と判断し、令和4年度から令和6年度の磐田市地域包括支援センター運営業務の随意契約の優先交渉権者とする。」と、磐田市地域包括支援センター運営業務委託法人選定委員会から通知を受けています。

(2) 令和4度の介護予防支援・第一号介護予防支援事業の経営計画

竜洋包括支援センターは、今年度、介護予防支援・第一号介護予防支援(予防プラン作成)のプラン数は月185件前後と予測しております。その内、月43件程度を地域包括支援センターが直接担当する予定です。介護予防支援・第一号介護予防支援(予防プラン作成)の報酬額を増やすことは、本来業務である地域包括支援センターの運営にかかる経費(委託料)の交付基準を減らすことになり、前年度の実績と今年度の支出予測より、直接担当数を導き出しています。

■ 表2 介護予防支援・第一号介護予防支援の直接担当数の目安

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
介護予防支援	30	30	30	30	30	30	30	30	31	31	31	31
ケアマネジメントA	12	12	12	12	13	13	13	13	13	13	13	13
ケアマネジメントC				1				1				
合計 C除く	42	42	42	42	43	43	43	43	44	44	44	44

■ 収入予測

介護予防支援費

直担(4,471円) 月 30件 × 12か月 = 1,609,560円

介護予防ケアマネジメント費

介護予防ケアマネジメント費(事業対象者)

直担(4,471円) 月 13件 × 12か月 = 697,476円

委託 (269円) 月 140件 × 12か月 = 37,660円

初回加算

加算(3,063円) 年 15件 = 45,945円

小計 2,390,641円

委託料(運営費) 20,044,000円

内訳 地域包括支援センター運営業務、他

合計 22,434,641円

「第一号介護予防支援(ケアマネジメントC)」サービスは、地域包括支援センターまたは、地域包括支援センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業所がサービスを提供します。その介護報酬は、地域包括支援センターが直接担当する場合は300単位、居宅介護支援事業所に業務を委託する場合に地域包括支援センターが算定する手数料は、183円となります。初回加算は300単位です。

6. 白寿園 短期入所生活介護

令和4年度 事業計画

介護保険事業所番号 2276600034



■ 令和4年度 事業コンセプト

「心に届く」「心に残る」温かいケア

ご利用者様の要望・思いを尊重し、ご家族様の身体的・精神的な負担を軽減して在宅生活の継続を支える事ができるように援助します。

活動目標 ① 専門職による適切なケアの実施

- ・ご利用者の受け入れから施設内のケアそしてお帰りまでをショート職員が関わり、ご利用者様の尊厳の保持及びその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、忠実にその職務を遂行します。
- ・ご利用者様一人ひとりの人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ち、ご利用者様及びそのご家族様のニーズを的確に捉え短期入所介護計画書に沿って、専門職としてサービスの提供を行います。
作成時には、ご利用者やご家族の意向を組み込み、より意向に沿った計画書を作成できるよう努めます。ご家族のご意見等があった場合には、備考欄へ記入します。
- ・送迎時には、ご家族・ご本人に応じた対応を心がけ、ご家族との会話を大切にします。ご利用者だけでなく、ご家族とも信頼関係を築きます。
- ・事業所アンケートに、安心して利用できているかとの項目を入れ調査を行います。満足度と共に 90%以上の方が安心して利用できている・満足やや満足と回答頂けるように努めます。
- ・「緊急短期入所受入」では、ケアマネジャーからの相談を受け、積極的に対応致します。相談件数と緊急受け入れ件数に違いがない件数になるよう努めます。
- ・受け入れまでの短時間で可能な限り情報を収集し、収集した情報は個人記録に入力して職員間で情報の共有を行います。出来る限り速やかに面接表を作成し周知を図り、ご利用者が安全で安心できる状態を確保します。また、他のサービス事業所・多職種との協力を図ります。
- ・急な環境変化や身体的変化への不安が、緊急受入を行う事で安心に変わり、緊急利用終了後も住み慣れた自宅で過ごし在宅生活が継続できるよう努めます。
- ・緊急受入後のサービス担当者会議にてご利用者、ご家族からのサービス評価の確認を行い、緊急利用終了後も定期的にご利用いただけることを目指したサービス対応に努めます。事故が無く過ごして頂けるようご利用中は状態把握・情報の共有に努めます。

活動目標 ② 介護職員の資質向上

- ・ICTの活用として、「テレビ電話装置等」を使用して外部研修・法人内研修等に参加します。
- ・毎月のケア会議ではテーマに沿った研修を行い、介護職員の技術向上に努めます。その他、利用者の状況に応じた疾病や症状について随時、専門職やインターネットを活用し情報の収集を行います。収集した情報は速やかに閲覧できるように努め、介護職員の資質向上を目指します。
- ・介護計画書は、作成後に全員が目を通し、適切な援助を行えるようにします。また、利用者に適さないケアや介護技術が自己流にならないよう主任・副主任が定期的に確認し個別に指導をしていきます。
- ・利用者はおお客様である事を念頭におき、清潔な身だしなみ、適切な言葉、居住空間の整理整頓、清潔を心がけます。快適に過ごし、気持ちよくご利用頂く為に毎月のケア会議内で議題にあげ主任・副主任が確認や指導を行います。また、ケア会議への参加率が前年度より上回るように努め、人材育成を進めていきます。
- ・ハラスメントの予防として、職員同士が上下関係や雇用の形態の隔てなどを気にせずお互い利点欠点を言い合えるような環境づくりを行います。
- ・申し送りノート、介護記録を活用し情報の共有を継続して行います。
- ・基準省令に基づいた各種指針の整備、法人内で開催されている委員会へ参加。その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ・新型コロナウイルス等の感染症予防に心がけ、法人内で開催されている感染症対策委員会と常に連携を図り感染防止に有効な対応を継続します。感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
- ・ご利用者様の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じ、ご利用者様の人権の擁護に努めるように研修等を行います。また、年に2回、職員が虐待チェックシートを行い包括社会福祉士による虐待調査に参加します。

活動目標 ③ チームケアの充実

- ・通常は退所連絡表を活用するが、他のサービスと情報の共有の為に依頼があった際には共有ノートを使用する。利用中の様子や変化、処置内容、対応方法など詳細な情報を記載できるように、個人記録の充実を図ります。
- ・利用中の変化は、その都度ケアマネジャーへ報告し情報の共有を行う。状態変化や急変時には、関係部署と連携し対応を行う。チームケアの一員として適切な対応・速やかな連携に努めます。
- ・事故発生時には、速やかに介護計画書の見直しを行い、ケアマネジャーと連携し作成します。
- ・長期利用者の受診や往診時には、適切な治療や薬の処方ができるように、利用中の様子を書面にしてご家族へお渡しします。
- ・サービス担当者会議への参加、速やかな照会の回答を行う。日々、利用者個々の状態を把握し中身のある記録を心がけ、適切な情報共有、照会回答になるよう努めます。



I	専門職による適切なケアの実施
	(1) 事業目的
	(2) 利用対象
	(3) 援助方針
	(4) 業務内容
II	介護職員の資質向上
	(1) 業務計画
	(2) 会議研修計画
III	チームケアの充実
IV	白寿園短期入所生活介護事業所経営計画

- 事業計画において「規則」とあるのは「静岡県規則9号 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則」を「予防規則」とあるのは「静岡県規則13号 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則」を指します。

I 専門職による適切なケアの実施

当事業所の事業運営全般について制度改正を踏まえ、目的／援助方針／提供サービスについて整理します。

(1)事業目的

■規則9号 第145条 規則13号 第127条

白寿園ショートステイ(以下、当事業所と省略)は静岡県知事の指定を受けて、短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護を実施します。当事業所では、介護保険法の趣旨に従い利用者が尊厳を保持しその有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(2)利用対象

■介護保険法第7条

当事業所の実施する事業は、要介護1以上に認定された方を対象とする「短期入所生活介護」と、要支援1、2の方を対象とする「介護予防短期入所生活介護」の2類型に大別されます。2つの事業で提供するサービスは以下の通りです。また、利用の期間は原則として介護度別に規定された「居宅サービス区分」に基づくものとします。但し特別の事情がある場合は、個別の相談に応じる余地を認めます。

(3)援助方針

■介護保険法第1条 老人福祉法第2条

介護保険法における基本理念

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

老人福祉法における基本理念

老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

当事業所では、居宅を生活の拠点とし、可能な限り居宅での生活を継続していく為にご利用者一人ひとりの人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、ご利用者及びそのご家族のニーズを的確に捉え個別に（介護予防）短期入所介護計画を作成し、適切な介護技術をもって、下記の方針により一人ひとりが現に必要とするサービスを的確に提供します。また、継続的改善を図り、質の高い介護サービスを確保します。

(3)ー① 一人ひとりの誇りを護る (利用者の尊厳保持・忠実義務と自立支援)

■介護保険法 第1条 規則9号 第145条 規則13号 第127条

事業所は、介護保険法第1条に定められた法の目的・規定等を遵守し、ご利用者の尊厳の保持及びその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、忠実にその職務を遂行します。また、当事業所は地域における介護予防の拠点として、利用者個々の能力・希望に応じた生活リハビリを実施し、要介護状態の軽減を図ります。要介護状態になった場合においても、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようサポートします。

(3)ー② 自己決定(自己選択)の尊重

■介護保険法 第2条

当事業所は、サービスの利用についてご利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、ご利用者本人、ご家族の意向を尊重します。特に、援助方法に関わる内容(食事・送迎等)についてはご利用者等の要望・自己決定(自己選択)を重視します。

(3)ー③ 介護計画書の作成

■規則9号 第154条 規則13号 第143条

(介護予防) 短期入所生活介護計画は、ご利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びにご家族介護者の状況を十分に把握し、居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書に沿って作成します。また、(介護予防) 短期入所生活介護計画の作成・変更の際には、ご利用者またご家族に対し計画の内容を説明し同意を得る事とします。当事業所で提供するサービスは(介護予防) 短期入所介護計画に基づいて実施されるものとします。

また、事故発生時には速やかに介護計画書の見直しを行い、ケアマネジャーと連携し作成します。

(介護予防) 短期入所介護計画は運営基準解釈通知により、連続4日間以上の利用をする方を対象に作成するものと定められていますが、当事業所では1日利用から作成いたします。

(介護予防) 短期入所生活介護計画は、担当ケアマネジャーに提出することとなっています。

(3)ー④ 短期入所受入れの開始

■規則9号 第151条 規則13号 第133条

当事業所の利用対象は、要介護状態並びに要支援状態となった介護保険被保険者であって、ご利用者の心身の状況により、若しくはそのご家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又はご利用者のご家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある方を対象とします。また、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第1項第20号の規定により、短期入所生活介護の利用日数は、その方の要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないことを原則とします。なお、当事業所の1日当たりの利用定員は20名とします。

(3)ー⑤ 緊急短期入所受入の開始

■規則9号 第163条 2

緊急短期入所受入「緊急短期入所受入」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない方が対象となります。なお、新規の利用者に限られるものではなく既に当該事業所でご利用のある方も対象となります。

(4) 業務内容

■介護保険法第8条 介護保険法第8条2

短期入所生活介護 居宅要介護者等について、老人福祉法第五条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと

介護予防短期入所生活介護 居宅要支援者について、老人福祉法第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うこと

(4)ー① 利用者受入れ

介護支援専門員と当事業所との調整を経て、利用者との契約を締結した後、サービスの提供が行われます。懇切丁寧に支援を行うとともに、利用者又はそのご家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明します。

(4)ー② 送迎サービス

ご利用者については個々の状態により専用車両で送迎を行います。また、必要に応じて送迎車両への昇降（移乗）および移動の介助を行います。送迎時間については、迎え時間と体調確認の為、前日に連絡し確認を行います。送りの送迎は、夕食前と夕食後に実施し、ご家族の希望する時間に沿うように選択して頂きます。安全に送迎を行います。

(4)ー② 健康状態の確認

■規則9号 第158条 規則13号 第147条

ご利用前日には、ご本人・ご家族の健康状態（発熱・嘔吐・下痢等）の確認を行い、外部からの感染予防に努めます。また、ご利用者の健康状態をチェックして、疾病予防と早期発見の手がかりとします。疾病を有するご利用者に対しては、不安なく在宅での生活ができよう、ご家族や医療機関等との連携を図り、個別の援助を実施します。感染症等の予防のため、職員はマスク、手袋、予防衣等を着用して介護を行います。また、手洗いやうがい、消毒を行います。新型コロナウイルス感染症については、当法人が定める「新型コロナウイルス感染症に対する対応の手引き」に従って対応を行います。

当事業所では口腔内のたんの吸引及び胃瘻による経管栄養の手順が適切に行われる為の「看護職員と介護職員のケア連携協働研修」が終了し、介護職員が特定行為業務従業者の認定を受けました。これにより、痰の吸引や胃瘻による経管栄養の管理が看護職員と協力して実施できます。

(4)ー③ 日常生活上の援助

■規則9号 第155条 規則13号 第144条

短期入所生活介護のサービスは、ご利用者の日常生活動作能力の維持・向上を念頭に置きながら、その能力に応じた必要な援助を行います。介護予防短期入所生活介護に対しては、要介護状態になることの予防に資するよう支援を行います。

(4)ー④ 入浴サービス

■規則9号 第155条 規則13号 第144条

ご利用者の身体状況にあった入浴サービス(個浴、ミスト浴、ドーム浴)を週2回以上提供します。又は清拭を実施します。

(4)ー⑤ 食事サービス

■規則9号 第156条 規則13号 第145条

食事の様子を確認し、随時適切な食事形態・適切な食器や食具を確認します。出来る限りご利用者自身の残存機能を活かし食事が楽しめるよう検討します。食事の様子だけでなく、健康や栄養の状態に留意し必要時には、補助食品の提供を検討しご家族に提案をしていきます。管理栄養士と連携しご利用者の嗜好をかんがみ、行事食や毎日の食事の提供方法に趣向をこらす事でより食事の楽しみを広げていきます。また、衛生管理の徹底をはかり、安心して食べられる食事の提供をしていきます。

(4)ー⑥ 相談援助サービス

■規則9号 第159条 規則13号 第148条

ご利用者およびそのご家族の日常生活における介護などに関する相談・助言を行います。また疾病を有するご利用者およびそのご家族の在宅での自己管理などに関する相談・助言を行います。

(4)ー⑦ サービスプログラム及びスケジュール

■規則9号 第160条 規則13号 第149条

当事業所が提供するサービスにおけるプログラム及びスケジュールについては、別表1.2を基本とします。また、ご利用者の希望、心身の状況にあわせ個別の対応も実施いたします。年間行事については、同一法人内に所属する指定介護老人福祉施設と連携をとりご利用者に参加していただけるように援助していきます。当事業所独自の取り組みとして、日中は貼り絵や塗り絵・療育音楽・脳力トレーニング・園内散歩を実施いたします。年2回ショートステイの遠足を実施します。又、映画観賞やおやつ作りを計画し、ご利用者との関わりを大切にします。

別表1 白寿園ショートステイ入浴予定

日	月	水	木	土
午前	午前	午前	午前	午前

別表2-1 ご利用者様の1日の流れ(一例)

6	:	3	0	～	朝の整容・ティータイム	
7	:	3	0	～	朝食【水・日は、ご飯・パンをお選び頂けます】 口腔ケア	
9	:	0	0	～	入浴・レク活動等	
1	1	:	4	0	体操	
1	2	:	0	0	～	昼食 口腔ケア
1	3	:	3	0	～	レク活動等
1	4	:	0	0	～	おやつ・ティータイム
1	6	:	0	0	～	ティータイム・余暇活動
1	8	:	0	0	～	夕食 口腔ケア
1	9	:	0	0	～	就寝準備

* ご利用者の希望にあわせ随時の排泄介助を行います。

別表2-2 ご利用者様の入退所の流れ

入所者様					
8	:	1	0	～	送迎開始
9	:	0	0	～	健康チェック・荷物確認
9	:	3	0	～	看護職員へ家族からの連絡事項を報告

退所者様						
1	0	:	0	0	～	荷物チェック
1	6	:	0	0	～	①送迎開始
1	7	:	1	0	～	夕食・口腔ケア
1	8	:	0	0	～	②送迎開始

別表3 行事

月	行事予定	月	行事予定
4月	お花見・新茶サービス	10月	秋の遠足
5月	春の遠足	12月	ショートクリスマス会
6月	白寿園開園記念日	1月	ショートお楽しみ会1
7月	ショート七夕の会・白寿園納涼祭	2月	昼食会
8月	運動会	3月	ショートお楽しみ会2
9月	敬老会	毎月	防災訓練

* 上記項目以外に、映画観賞会・おやつ作りを実施します。
新型コロナウイルス感染症の発生状況により変更となる場合もあります。

II 介護職員の資質向上

活動目標②として掲げた「介護職員の資質向上」について、ショートステイ職員がより良いサービスを提供するための職場環境や、資質向上のための会議、研修について整理します。

(1)業務計画

当事業所は、基準・県規則に基づき業務を遂行します。

前記の援助計画を実施するために、当事業所では以下の業務分担を行い、円滑なサービス供給体制の確立を図ることとします。

(1)ー① 職員配置・業務分担

職種	業務内容	配置人数
管理者 (管理者・主任兼務)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の一元的管理 ・利用の受け入れ・調整及び関係機関との連携 ・(介護予防) 短期入所介護計画の作成等介護支援業務(サービス担当者会議・照会の実施) ・利用者の状況等の把握及び日常生活の可能性の検討 ・職員教育 ・苦情への対応及び受け付け、内容等の記録 ・事故対応及び対応等の記録 	1名
副主任	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の受け入れ・調整及び関係機関との連携 ・(介護予防) 短期入所介護計画の作成等介護支援業務(サービス担当者会議・照会の実施) ・利用者の状況等の把握及び日常生活の可能性の検討 ・職員教育 ・その他主任不在時の業務代行 ・下記介護職員の業務 	1名
生活相談員 (1名管理者・主任兼務) (1名副主任兼務)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び家族に対する相談援助業務 ・文書管理業務 ・体調不良等により欠員が出た際の人員の調整 ・居宅介護支援事業所等他機関との連携 ・(介護予防) 短期入所介護計画のとりまとめ ・その他必要な介護・送迎等の業務 	3名以上
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所介護計画に基づく各種介護業務の実施 ・行事、レクリエーション等の実施 ・記録物の作成 	7名
機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・生活機能の改善又は維持の為の機能訓練の実施 	1名
運転手	<ul style="list-style-type: none"> ・介護計画に基づく利用者の送迎及び必要な介助 	1名以上

■規則9号 第146条に基づき嘱託医を配置しています

(1)ー② 人員配置基準における両立支援への配慮

介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、見直しが行われました。

「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすことを認める。この場合において、常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、当該職員についても常勤職員の割合を含めることを認める。

員数の記載や変更届出の明確化

運営規定や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について

→「〇〇人以上と記載する事が可能であること及び運営規定における「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届けては年に1回で足りることとする。

(1)ー③ 働きやすい職場の構築

介護職員は一般に腰痛等のリスクを有しながら業務を行っています。当事業所では、腰痛予防のための事業所内研修を行うとともに、職員が十分な休養を確保することができるよう勤務割等に配慮して働きやすい職場、働き続けることができる職場を目指します。また有給休暇などを十分に取得できる環境を整えていきます。

令和4年度も産業医との連携のもと、労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」についても対応し、より働きやすい職場の実現を図っていきます。

(1)ー④ ハラスメントの対策の強化

■基準第30条第4項

基準省令の改正により、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとなりました。ハラスメントとは、意識的・無意識的に特定・不特定多数を問わず不快な想いをさせる、苦痛を与える、居心地の悪さを感じさせる行為のことを指します。ハラスメント行為は、嫌がらせ、いじめ、人権侵害に関与する恐れがあります。また、組織にとってのリスクとしては、従業員のメンタル不調、モチベーション低下などがあります。当事業所においては活動目標①暖かいケアの実施の為、職員同士が上下関係や雇用の形態の隔てなどを気にせずお互い利点欠点を言い合えるような環境づくりを行い

ます。ホッとできるような環境を提供しご利用者・ご家族に「白寿園を利用したい」「白寿園の職員なら任せられる」「白寿園なら安心」と心から思っただけのよう努め、事業所評価アンケートでは満足・やや満足と評価していただける援助していきます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (勤務体制の確保) 基準第 101 条 4 項 ◀ (準用) 第 106 条 4 項 通所介護を短期入所生活介護と読み替える 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。
--

(1)ー⑤ 個人情報の保護

■規則 9 号 第 33 条 規則 13 号 第 30 条

当事業所は、社会福祉法人白寿会の定める「個人情報保護に対する基本方針」及び「社会福祉法人白寿会個人情報管理規程」を遵守し、ご利用者又はご家族の個人情報の保護を義務として必要な措置を講じます。また、守秘義務は、当事業所の職員でなくなった後も同様とします。

利用者への周知・・・守秘義務は契約書第 9 条において以下のように規定しています。 事業者は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者または家族の情報、秘密を保持する義務を負います。また、情報の管理については、適切に管理し関係する者以外は閲覧できないこととします。 2 事業者は、従業者が在職中に知り得た、利用者又は家族の情報、秘密を退職後も保持するよう必要な措置を講じます。 3 事業者は、利用者と利用者の家族からの同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。同意については、文書（情報提供同意書）によって得ることを前提とします。
--

(2)会議・研修計画

会議

当事業所において提供される個別、または集団援助の種類、内容、方法及び職員の業務体制、サービスに関する全ての事項は、原則として関係職員の協議によって決定します。各種会議は次の通りです。

No.	会議の名称	開催予定	出席者	内容
①	運営会議	第 3 金曜	主任	業務の進捗確認・情報共有
②	在宅合同会議	第 3 木曜	主任 副主任	事業の進捗報告、事業所の課題等の確認

③ 施設合同会議	第3火曜	主任 副主任	施設部門の運営進捗の確認
④ 職員会議	隔月最終水曜	全職員	法人職員の業務連絡
⑤ 特養・ショート会議	4.8.11.3月 第2火曜	全職員	特養・ショート事業所内の情報共有・勉強会
⑥ リーダー会議	第1月曜	主任 副主任	特養とショート事業所内の情報共有 行事等の企画
⑦ ショート会議	第1火曜	全職員	ショート事業所内の情報共有・ケース検討・勉強会
カンファレンス			短期入所生活介護計画書作成・評価
⑧ サービス担当者会議	随時		居宅介護支援担当者・介護予防支援担当者 との協議・情報共有
⑨ 給食会議	隔月最終水曜		食事・栄養に関すること

*ショート会議は、毎月非常勤職員も参加します。また、必要により他部署・他事業所の職員の参加を呼びかけます。

研修

当事業所職員は常に専門知識の習得と技術の向上に努め各種研修会に積極的に参加します。

01 白寿会全体 内部研修・職員会議・研修センターの項目を参照

02 短期入所生活介護内部研修下表となります。

No.	月	主催	内容	場所	参加者
1	4	事業所	事業計画及び契約書・重要事項 説明書の読み合わせ	ショート	可能な限り全員
2	5	事業所	観察・記録・多職種との連携	ショート	可能な限り全員
3	6	事業所	面接表・介護計画	ショート	可能な限り全員
4	7	事業所	接遇	ショート	可能な限り全員
5	8	事業所	虐待防止・ハラスメント	ショート	可能な限り全員
6	9	事業所	疾患について	ショート	可能な限り全員
7	10	事業所	満足度評価の結果について	ショート	可能な限り全員
8	11	事業所	急変時の対応について	ショート	可能な限り全員
9	12	事業所	感染症	ショート	可能な限り全員
10	1	事業所	活動目標の評価見直し	ショート	可能な限り全員
11	2	事業所	業務の反省と見直し	ショート	可能な限り全員
12	随時	事業所	親任職員研修	ショート	可能な限り全員

■ 外部研修の予定(市内・西部地区のエリアで開催される研修)

No.	月	主催	内容	場所	人数	備考(義務等)
1		磐田市	事業所連絡会		1人	
2		中東遠施設連絡会	中東遠研修(ショート)		1人	

安全管理体制の確保（災害）

■規則9号 第108条 規則13号 第103条

当施設は、遠州灘から2kmの位置に立地しています。建物は、平成3年に建築された本館（鉄筋2階建）と平成12年に増設された新館（鉄筋3階建）から構成されています。新館3階屋上には、磐田市から補助を受けて設置された避難スペースが整備され、外階段からの避難が可能となっています。入所者の生活スペースは本館・新館とも2階に位置しており、想定される火災、地震及び津波、風水害などに対応する為の取り組みを行っています。別途定める「社会福祉法人白寿会消防計画」により、非常災害時の対応を行います。

災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められます。訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととなりました。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する規則

（非常災害対策）基準第103条の第2項

- ◀（準用）第140条 通所介護を短期入所生活介護と読み替える
- 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならない。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する規則

（業務継続計画の策定等）基準第30条の第2項

- ◀指定短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

当事業所は基準に基づき、事故の発生又はその再発を防止するため、「介護・医療事故等の防止・対応指針」を定めています。

事故防止委員会を設置し、危機管理責任者（施設長）及び危機管理責任者補助者（各部門長）を定め、安全管理体制の強化推進を図ります。

「事故防止委員会」は、毎月開催し、事故に関する分析を通じた改善策を検討し、それを従業者に周知徹底するために、内研修を行い職員の意識の向上を図ります。

事故発生に際しては、速やかにご利用者様の保証人様に報告するとともに、必要な措置を講じます。重大な事故が発生した場合には、速やかに市へ報告書を提出します

短期入所生活介護の送迎時の事故防止については、運転手の健康確認の実施並びに送迎時作業手順書に基づき職員の意識向上を図ります。

また、防犯対策として、平成 28 年度に作成した「社会福祉法人白寿会不審者対応マニュアル」に基づく実地訓練を行います。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則 県規則第 38 条

（事故発生時の対応）

指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び講じた措置を記録しなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

当事業所では感染症、食中毒の防止を図るため、毎月、「感染症予防委員会」を開催すると共に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。また、「白寿園感染症・食中毒の予防・蔓延防止に関する指針」、及び感染症に対するマニュアルを整備して、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施します。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則	県規則第 31 条
(衛生管理等)	
<p>◀指定短期入所生活介護事業者は、介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定短期入所生活介護事業所において、介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	

高齢者虐待防止の推進

基準省令の改正により、全てのサービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付けました。利用者の人権の擁護に努めます。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則	県規則 第 38 条の 2
(虐待の防止)	
<p>指定短期入所生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定短期入所生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定短期入所生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定短期入所生活介護事業所において、介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	

高齢者虐待防止法 第5条に基づき、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めること。また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止の為の啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要がある。入浴時には皮膚状態の確認を実施し、虐待を疑う内出血等の皮膚トラブルを発見した際は、速やかに施設長、担当のケアマネージャー、市町村、地域包括支援センターへの報告を行います。

Ⅲ チームケアの充実

(1) チームケア（関係者・関係機関との連携）

■規則9号 第13条 規則13号 第13条

当事業所は、ご利用者が過ごしやすいサービスを円滑に実施するために磐田市地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・白寿会（特別養護老人ホーム白寿園・第二白寿園、ショートステイ、デイサービスセンター一般型、ケアハウス）・磐田市社会福祉協議会・民生委員・主治医及び関連事業所等との連携を図ります。情報の共有・的確な役割分担を行うことで、利用者に対して多職種共働によるチーム実践を行います。

(2) 家族との連携

■規則9号 第160条 規則13号 第149条

連絡帳・送迎時のコミュニケーションなどを活用して、ご利用者様のご家族との連携を図り、ご利用者様が自宅での生活を継続できるよう支援していきます。ご利用者様がどのようにお過ごしにいただいているのかをお伝えすることで、安心してご利用いただけるようにします。また、また、介護の専門職として、介護者の相談に応じ、各種助言を行うことで、家庭における要支援・要介護者の在宅介護を支援します。

(3) 地域等との連携

■基準第139条

指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

■規則9号 第164条 規則13号 第139条

地域行事への参加 当事業所は、併設の介護老人福祉施設白寿園と一体的に運営を行うなかで、利地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。防災対策としては地域との連携を重視し、3月12月実施予定の地域防災訓練における津波避難の訓練（ケアハウス屋上への避難）を共同で行うことができるよう計画します。

ボランティアの開拓 当事業所は、併設の介護老人福祉施設白寿園と連携して、積極的にボランティアの受け入れ、育成に力を入れます。外部の社会資源を活用当事業所では、近隣の理髪店と連携し希望者への散髪を実施しています。

IV 白寿園短期入所生活介護事業所経営計画

(1) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の介護報酬構造

当事業所は、要介護認定を受けた方を対象とする「短期入所生活介護」と要支援認定を受けた方に対する「介護予防短期入所生活介護」を行い、介護報酬の基本単位は各介護度別に1日あたりの介護報酬が設定されています。

要介護 加算料金		要支援 加算料金	
サービス提供体制強化加算	22 単位/日	サービス提供体制強化加算	22 単位/日
夜勤職員配置加算	15 単位/日	送迎加算	184 単位/片道

※01 緊急短期入所受入加算	90 単位/日
※02 長期利用者に対する短期入所生活介護	▲30 単位/日 (介護度基本単位より)

※01 緊急短期入所受入加算：利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を行った場合。(短期入所生活介護を行った日から起算して7日を限度として算定可能。

※02 長期利用者に対する短期入所生活介護：

長期間の利用者(自費利用などを挟み実質連続 30 日を超える利用者)については、基本報酬の評価を適正化する。

居住費・食費に関わる利用者の自己負担限度額

■ 短期入所生活介護事業における介護報酬 滞在費・食費について 単位 (円/日)

負担段階	滞在費		食費
	従来型個室	多床室	
1 段階	320 円	0 円	300 円
2 段階	420 円	370 円	600 円
3 段階	820 円	370 円	① 1000 円
			② 1300 円
4 段階	1,171 円	855 円	1,445 円

負担段階	預貯金要件
第1段階	・生活保護被保険者 ・世帯全員が市長村民税非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	・世帯全員が市長村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下 預貯金が650万円以下
第3段階	・世帯全員が市長村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超 ① 預貯金が550万円以下 ② 預貯金が500万円以下
第4段階	・世帯に課税者がいる／・本人が市長村民税課税

食費の設定

	朝食	昼食	夕食
食費	363 円	613 円	469 円

(2) 磐田市における短期入所生活介護利用者の動向

『第9次磐田市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画』による要介護（要支援）認定者数の推移をみると、令和4年度では認定者数は要支援1・2で1,512人、要介護1～5で6,052人、合計で7,564人となることが推測されます。認定率は上昇傾向となっており、令和4年度では15.6%となることが見込まれます。

令和7年度では、認定者数は要支援1・2で1,653人、要介護1～5で6,634人、合計で8,287人、認定率は16.8%となると予測されます。

磐田市第8期介護保険事業計画（案）		実績		見込	計画			推進	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和4年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 （人／年）	短期入所生活介護 自然体	5,927	6,120	5,688	5,736	5,976	5,940	6,336	8,412
	短期入所生活介護 施策反映後	/			5,700	5,856	5,700	5,916	7,764
	介護予防短期入所 生活介護 自然体	205	209	144	144	144	144	156	180
	介護予防短期入所 生活介護 施策反映後	/			144	144	156	165	204

(3) 令和4年度の白寿園短期入所生活介護事業所の経営計画

当事業所の令和4年度における経営展開を立案するにあたり、令和元年度の1月末現在の実績値を指標とする。実績値としては利用延人数累計4,709名、1日当たりの平均利用者数は、15.4名（稼働率76%）となっている。令和4年度は1日当たりの平均利用者数を16名（稼働率80%）とし、積極的な受け入れを行う。

その具体的手段として、外部ケアマネからの紹介率は18%ほどなので20%を目標に営業努力に努めます。

■令和4年度の利用見込

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
稼働	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
目標	490	490	490	490	490	490	490	490	490	490	450	490	5,840

上記の目標達成に向けて、特養生活相談員と連携を図り利用者が安心して生活を送ることができる受け入れ体制に努める。現行、算定している加算の継続的算定ができるように努める。

医療ニーズの高いご利用者も、安心して生活することができる体制整備に努める。(部署間の円滑な連携・協力体制の構築)

(4) 白寿園短期入所生活介護事業所の広報活動

【機関紙・ホームページへの掲載】

社会福祉法人白寿会の機関紙である「風のまちだより」、在宅部門で事業報告を紹介する「在宅通信」においてサービス提供内容の紹介をはじめ、新しく取り入れるサービスプログラム等について紹介していきます。また、法人のホームページ内にて事業所のPRコーナーを設け、活動の報告を紹介します。

【パブリシティの活用】

白寿園ショートステイにおける活動内容を明確にし、地域の人々に対して効果的な広報活動を推進していくために、情報公表制度の活用

【施設見学・相談等への対応】

サービスの利用を円滑に図るという目的から、施設見学への対応、介護保険サービスの問い合わせ、相談等には迅速かつ丁寧に対応します。



7. 老人デイサービスセンター白寿園（一般型）

令和4年度事業計画

介護保険事業所番号 2276600034



■ 令和4年度 事業コンセプト

今日も行こうよ デイサービス

デイサービスのニーズが多角化しています。身体機能の衰え、認知機能の衰え、核世帯・独居、日中独居等様々な心配を抱えた現実の中、「今日も白寿園のデイサービスに行って良かった」「デイサービスがあるからもうひと頑張りしよう！」と心も体も元気に生活していただける、楽しめるデイサービスの展開を目指します。

活動目標 ① その人らしさの尊重

- ・ご利用者様やご家族様のニーズを的確に捉え、通所介護計画に反映できるように努めます。
- ・定期的に評価し、ご利用者様やご家族様、ケアマネージャーと密に連携を図り、よりよいサービス提供の実現を目指します。令和4年度は認知症について、今までよりも詳細に評価していきます。
- ・ご利用者様の『生きてきた道』を大切に、お一人おひとりに合ったサービスを提供することで、『その人らしく』過ごせるよう努めます。

活動目標 ② 介護サービスの質の向上

- ・ワイズマンを活用し、記録に費やしていた時間を削減し、ご利用者様との交流の時間が持てるよう努めます。
- ・白寿園研修センターが実施する研修に参加、内容の周知を図ります。また、デイ会議内で2か月に1回内部研修を行い、専門的な知識と技術を身に付け、一人ひとりに合った適切な介助方法を共有するよう努めます。令和4年度は認知症について重点的に内部研修を行い、ご利用者様との関わりに活かしていきます。
- ・基準省令の改正により感染症対策の強化、高齢者虐待防止の推進をすることとなりました。
- ・法人内で開催されている感染症予防委員会及び虐待の防止のための対策を検討する委員会に参加、その結果について職員に周知徹底を図ります。感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。また、虐待の防止のための研修を定期的実施します。包括社会福祉士による虐待調査実施に参加します。
- ・月一回、防災訓練を実施し、防災の意識を高めます。
- ・請求書・領収書の手渡し時やうら紙使用時など、個人情報保護の徹底に努めます。

活動目標 ③ 安心・安全に過ごすために

- ・基準省令の改正により、感染症対策の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進が求められています。
- ・令和3年度に各種指針の整備、感染症BCPを作成しました。
- ・感染症指針／BCPに基づく訓練の実施や必要に応じた見直しを行います。

老人デイサービスセンター白寿園（一般型）令和4年度事業計画 目次

I	その人らしさの尊重
	(1) 直近及び今後の介護保険制度改正について (2) センターの目的 (3) 援助方針 (4) 提供サービス (5) 通所介護計画（介護予防通所介護計画）の作成
II	介護サービスの質の向上
	(1) 業務計画 (2) 会議・研修計画
III	安心・安全に過ごすために
IV	老人デイサービスセンター白寿園（一般型） 経営計画

本事業計画において「規則」とあるのは「静岡県規則第9号 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則」を、「磐田市規則」とあるのは「磐田市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則」を指します。



I その人らしさの尊重

当事業所の事業運営全般について制度改正を踏まえ、目的／援助方針／提供サービス／通所介護計画（介護予防通所計画）の作成について整理します。

(1) 令和3年度の介護保険制度改正について

(1)-① 介護報酬の改定

通所介護にかかる費用（介護報酬）については、①事業所の規模、②介護の所要時間、③要介護度別、によって設定され、送迎にかかる費用は利用料に含まれています。なお、日常生活費（食費・おむつ代など）は、利用者が別途負担します。所要時間については1時間ごとに設定されています。なお、当センターの通所介護（大規模1／提供時間7時間以上8時間未満）の介護度別の介護報酬は、下表左欄となります。

	改定後（令和3年4月以降）報酬	改定前（令和3年3月まで）報酬
要介護1	626単位／日	620単位／日
要介護2	740単位／日	733単位／日
要介護3	857単位／日	848単位／日
要介護4	975単位／日	965単位／日
要介護5	1,092単位／日	1,081単位／日

(2)-② 介護保険制度改正

令和3年度の通所介護の改正では、全サービス共通項として、感染症対策の強化や事業継続計画の整備、ICTの活用などが行われました。介護報酬はプラス改定です。加算の関係では、個別機能訓練加算や入浴介助加算の見直し、科学的介護推進体制加算の創設がありました。

(2) センターの目的

■ 規則第97条

老人デイサービスセンター白寿園（以下「当センター」と省略します）は、介護老人福祉施設白寿園に併設された定員40名のデイサービスセンターで、以下の体制により、通所介護（静岡県知事指定）、現行相当サービス（磐田市長指定）、通所型サービスA（磐田市長指定）の各事業を運営しています。当センターでは、介護保険法の趣旨である利用者の尊厳保持、自立支援に資する適切なサービスを実施するとともに、ご利用者様の生活機能の維持又は向上を目指し、仲間作り、生きがい感の獲得を支援する事業を展開します。

(3) 援助方針

当センターでは利用者一人ひとりの人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、ご利用者様及びそのご家族様のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画、介護予防通所介護計画、必要に応じ通所型サービス A 計画を速やかに作成します。また、適切な介護技術をもって、下記の方針により一人ひとりが現に必要とするサービスを的確に提供します。また、継続的改善を図り、質の高い介護サービスを確保していきます。

※ 通所介護計画等の詳細は、項目 5 をご参照ください。

(3)ー1 一人ひとりの誇りを護る (利用者の尊厳保持・忠実義務と自立支援)

■介護保険法第 1 条 第 9 2 条

当センターは介護保険法第 1 条に定められた法の目的・規定等を遵守し、利用者の尊厳の保持及びその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、忠実にその職務を遂行します。

また、当センターは地域における介護予防の拠点として、利用者個々の能力・希望に応じた生活リハビリを実施し、要介護状態等の軽減を図ります。要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるようサポートしていきます。

(3)ー2 あたり前を大切に (介護サービスの質の向上)

■ ノーマライゼーションの理念 第 1 条～第 13 条

当センターは、ノーマライゼーションの理念に基づき、常に「洗練されたあたり前のサービス」を実践します。また、介護サービスの質の向上を事業運営の主題に据えて、利用者にとって居心地の良い空間を創造し、利用者個々の地域における「あたり前の生活の実現」に貢献する有効な社会資源であることを目指します。

ノーマライゼーション

デンマークのバンクミケルセンが提唱した福祉の理念で、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方をいいます。

(3)ー3 個人情報の保護

■ 規則第 33 条

当センターは、社会福祉法人白寿会の定める「個人情報保護に対する基本方針」及び「社会福祉法人白寿会個人情報管理規程」を遵守し、ご利用者及びご家族様の個人情報の保護を義務として必要な措置を講じます。また、守秘義務は、当事業所の職員でなくなった後も同様とします。

<p>☑ 利用者への周知・・・守秘義務は契約書第9条において以下のように規定しています。</p> <p>事業者は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者または家族の情報、秘密を保持する義務を負います。また、情報の管理については、適切に管理し関係する者以外は閲覧できないこととします。</p> <p>2 事業者は、従業者が在職中に知り得た、利用者又は家族の情報、秘密を退職後も保持するよう必要な措置を講じます。</p> <p>3 事業者は、利用者と利用者の家族からの同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いませぬ。同意については、文書(情報提供同意書)によって得ることを前提とします。</p>

(3)ー4 チームケア (関係者・関係機関との連携)

■ 規則第103条

当センターは、連絡帳・送迎時のコミュニケーションなどを活用して、ご利用者様のご家族との連携を図り、ご利用者様が自宅での生活を継続できるよう支援していきます。ご利用者様がどのようにデイサービスでお過ごしいただいているのか、をお伝えすることで、安心してご利用いただけるようにします。また、ご家族様には見せない『意外な一面』を見出し、ご家族様にお伝えできるように努めます。その他、ご家族様(介護者)の負担軽減を視野に入れた相談援助、サービス紹介などを実施します。また、磐田市、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員の他に、磐田市に所在する介護保険事業所、介護保険施設等と、会議や日々の連絡などを通して連携を図り円滑なサービスの実施と援助のチーム実践を図ります。

(3)ー5 安全を守る (事故防止・感染症の予防など)

■ 規則第109条

当センターは、利用者の事故防止に心がけ、リスクマネジメントの手法を取り入れ、事故を未然に防ぐよう対策を講じます。また、感染症予防に心がけ、法人内で開催されている感染症対策委員会と常に連携を図り感染防止に有効な対応を継続します。通所介護の送迎時の事故防止については、運転手の健康確認の実施並びに送迎時作業手順書に基づき職員の意識の向上を図ります。また、防犯対策として、平成28年度に作成した「社会福祉法人白寿会不審者対応マニュアル」に基づく実地訓練を行います。また令和3年度改正では感染症対策が強化されました。当事業所では令和3年度に感染症対策指針の作成、感染症BCPを策定するとともに、感染症に係るシミュレーションを実施しました。

<p>静岡県 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則</p> <p>(衛生管理等) 県規則第109条第2項</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定通所介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定通所介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>

(3)ー6 防災対策の充実

■ 規則第 108 条

当センターは利用者の非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを職員に周知し意識の向上を図ります。さらに定期的な避難訓練、救出訓練、その他必要な訓練の実施をしていきます。

(3)ー7 高齢者虐待防止の推進

■ 規則第 111 条

基準省令の改正により、全てのサービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけました。3年の経過措置期間を設けています。

静岡県 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

(虐待の防止) 県規則第 38 条の 2 ◀ (準用) 第 111 条 訪問介護を通所介護と読み替える指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(4) 提供サービス

当センターの実施する事業は、要介護 1 以上に認定された方を対象とする通所介護と、平成 30 年度からは介護予防日常生活支援総合事業の実施に伴い、要支援者及び事業対象者が利用する第一号通所事業（現行相当サービス／通所型サービス A）となります。これらの事業において提供するサービスは、以下の通りです。

(4)ー1 日常生活上の援助

■ 規則第 103 条 - (1) ■ 磐田市規則第 54 条

ご利用者様の日常生活動作能力の維持・向上を念頭に置きながら、その能力に応じた必要な援助を行います。要支援者・事業対象者に対しては、自立に向けての支援を行います。

(4)ー2 健康状態の確認

■ 規則第 26 条 ■ 磐田市規則第 57 条

ご利用者様の健康状態をチェックして、疾病予防と早期発見の手がかりとします。また疾病を有するご利用者様に対しては、不安なく在宅で自己管理できるよう、個別の援助を実施します。

(4)ー3 安全管理体制の確保

■ 規則第 26 条 ■ 磐田市規則第 50 条 53 条

ご利用者様の体調が利用中に急変した場合は、適切な対応(ご家族様や医療機関との連携含みます)を実施するとともに、センター内においては、静養室を用いて安静が保てるよう体制を整えます。また、火災や地震などの自然災害が発生した場合も、手順書に従い適切な対応をします。

(4)ー4 機能訓練サービス

■ 規則第 103 条-(1)

ご利用者様の日常生活動作能力の維持・向上を目的とした機能訓練を行います。令和2年8月に柔道整復師等の資格を所有する機能訓練指導員が専従で配置されました。希望者に対しては介護予防を目的とした機能訓練を行い、日常的に継続できるプログラムを実施します。令和3年度改正では、通所介護における個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、加算の取得状況や加算を取得した事業所の機能訓練の実施状況を踏まえ、従来の個別機能訓練加算（Ⅰ）と個別機能訓練加算（Ⅱ）を統合し、人員配置基準等算定要件の見直しが行われました。

(4)ー5 口腔機能向上サービス

栄養摂取は介護予防の基本となります。おいしく御飯を召し上がっていただけるように、ご利用者様の口腔機能の維持・向上を目的とした口腔ケアや嚥下体操を行います。

(4)ー6 生き生きワクワク活動サービス

ご利用者様の心身の活性化を図るために、生き生きとした楽しい時間が過ごせるよう、各種活動を展開します。行事は「プチ夏祭り」「運動会」「敬老会」「クリスマス会」「お楽しみ会」を行う予定です。誕生月には誕生カードと全員でハッピーバースディの歌を歌いお祝いします。趣味活動では「カレンダー作り」「ぬり絵」「習字」「貼り絵」「カラオケ」「将棋」「刺し子」などを予定しています。創作活動では、全員で協力し玄関にある大きな壁面を春夏秋冬、季節に合ったものを制作していきます。完成後、作品を眺めては感動やお話が弾むことと思います。レクリエーションでは、頭の体操や体を使うゲームをチーム対抗や個人戦形式で、職員とともに楽しみながら

行う予定です。活動への参加を通じ、ご利用者様の生活意欲向上・仲間作り・生きがい感の獲得を支援していきたいと考えます。また、ペットボトルキャップのパズルや脳トレプリント等活動の時間以外の余暇活動を充実させていきたいとも思っています。地域社会との交流を大切に、現在は新型コロナウイルス感染症予防の為に中止していますが、ボランティアの方を積極的に取り入れていく予定です。

(4)ー7 送迎サービス

ご利用者様については、個々の身体状態に配慮し、専用車両にて送迎を行います。また、必要に応じて送迎車両への昇降および移動の介助を行います。平成 27 年度の介護保険改正に伴い、ご利用者様が自ら通う場合やご家族様が送迎をされた場合は減算の対象となっています。

＊ 送迎時における居宅内介助等の評価

送迎時に実施した居宅内介助等を通所介護の所要時間に含めることとなりました。

(4)ー8 入浴サービス

居宅における入浴が困難なご利用者様および、センターでの入浴を希望するご利用者様に対して、必要な入浴サービス(一般浴、個浴、リフト浴)を提供します。“のんびり・ゆったり”入浴できるよう環境を整え介助いたします。当センターをご利用いただいている方の大半が入浴サービスを求めているとされています。清潔保持だけが目的の入浴介助ではなく、精神の安定や気分転換、日々の活力につながるような入浴介助の実現に努めます。どこの施設にも負けない！日本一のお風呂がここにある！！そう認めていただけるように、ご利用者様の満足度向上を常に念頭に置き、よりよい入浴介助サービスの実現を目指します。なお第一号通所事業における通所型サービスAにおいては、入浴サービスの提供が想定されていないことを付言します。

また、令和3年度改正では、通所介護における入浴介助加算について、利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、見直しが行われました。

(4)ー9 食事サービス

旬の素材を活かし家庭料理の温かさを取り入れ、栄養バランスを考えた食事を提供します。敬老会やクリスマス会では、ちらし寿司等の特別食をご提供します。バイキングなども、季節の折々で企画していく予定です。また、ご利用者様個々の状態に合わせ、食事形態を考慮し、食事摂取の介助を行います。

(4)ー10 栄養改善サービス

管理栄養士が利用者様の健康に合った食生活の提案、改善を行うとともに健康管理をさせていただきます。管理栄養士を配置していることにより、独居高齢者の方の栄養改善の相談援助や嚥下障害等のあるご利用者様やそのご家族様に適切なアドバイスを行い、在宅での生活をより長く継続できるよう支援します。

(4)－11 ドリンクサービス

集団体操終了後を目安にコーヒー・紅茶サービスを実施しています。また、利用者個々の状態に合わせ、飲用量・飲用コップなどを考慮し、摂取の介助も行います。入浴やリハビリ後など、デイサービスでのお仲間との談笑の場をご提供していきます。夏、冬問わず脱水の危険性があるため、引き続き継続します。又飲水量の確保が必要なご利用者もいます。継続し様子観察を行います。

(4)－12 相談・助言サービス

ご利用者様およびそのご家族様の日常生活における介護などに関する相談・助言を行います。また疾病を有するご利用者様およびそのご家族様の在宅での自己管理などに関する相談・助言も行います。

(5) 通所介護計画（介護予防通所介護計画）の作成

■ 規則第 104 条

通所介護サービスの提供を開始する際には、ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている状況、並びにご家族様（介護者）の状況を十分に把握し、個別の通所介護計画、介護予防通所介護計画、必要に応じ通所型サービス A 計画を作成します。この計画は県規則の規定により、居宅サービス計画の内容に沿って作成するとともに、平成 30 年度実施指導において助言を受けた「通所介護独自の視点」を位置づけるように努めます。

また、通所介護計画等の作成・変更の際には、ご利用者様又ご家族様に対し、計画書の内容を説明し同意を得ます。ご利用者様に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスをご提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行います。

これら通所介護計画等に位置づけた目標やサービスは一定期間ごとに評価を行い、介護過程における PDCA を展開することとなっています。

なお、これら通所介護計画等は、平成 27 年度以降、指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準の変更より、介護支援専門員からの求めに応じて、担当介護支援専門員にも提出することとなっています。



II 介護サービスの質の向上

活動目標②として掲げた「介護サービスの質の向上」について、デイサービス職員がより良いサービスを提供するための職場環境や、資質向上のための会議、研修について整理します。

(1) 業務計画

以上のサービスを実施するために、下記の職員配置により、以下の業務分担の確立を図ることとします。なお、通所介護と第一号通所事業は混在型としますが、担当職員は明確に区分します。但し、職員体制や当日の出勤人数により、兼務することはあります。全職員が協力し合い、質の高いサービス提供に努めます。

(1)ー① 職員配置・業務分担

■ 規則第98条 ■ 磐田市規則第42条

職種	業務内容	勤務形態／配置
センター長	・デイサービスセンター全体の総括	常勤・兼務／1名
管理者 (センター主任兼務)	・通所介護計画等の作成 ・職員の一元的管理／苦情への対応 ・事業所・法人内のサービス、調整 ・居宅介護支援事業所等他機関との連携 ・職員教育	常勤・兼務／1名
生活相談員	・利用者及び家族に対する相談援助業務 ・体調不良等により欠員が出た際の人員の調整 (必要に応じて他部署への応援依頼など) ・通所介護計画等のとりまとめ ・その他必要な介護・送迎等の業務	常勤及び非常勤・兼務／3名以上
看護職員	・健康チェック…利用者の健康状態の把握 ・処置、健康に関する助言・家族への連絡 ・機能訓練 ・その他必要な介護・送迎等の業務	常勤・兼務／2名
機能訓練指導員	・利用者の機能訓練 ・上記の為のアセスメント、居宅訪問、個別機能訓練計画の作成、評価等の一連の業務 ・その他送迎等の業務	常勤・専従及び兼務／2名（1名は上記看護師が兼務）
介護職員	・通所介護計画等に基づく介護業務 ・行事・クラブ活動等の運営 ・記録物の作成、その他必要な援助	常勤・専従、兼務及び非常勤・専従及び兼務／10名以上
運転手	・通所介護計画等に基づく利用者の送迎・介助	非常勤・兼務／4名以上

※ 当センターでは上記の職員を配置するとともに各担当者の不在時は協力体制をとります。

(1)ー② 働きやすい職場の実現

通所介護職員は一般に腰痛等のリスクを有しながら業務を行っています。当事業所では、腰痛予防のための事業所内研修を行うとともに、職員が十分な休養を確保することができるよう勤務割等に配慮、また業務を見直すことにより、業務負担を軽減して働きやすい職場、働き続けることができる職場を目指します。その結果、利用者とのコミュニケーションが増え、より理解が深まり、職員間のコミュニケーションも豊かになるなどチームケアが促進され、明るい職場づくりにつながると考えます。また有給休暇や介護休暇なども十分に取得できる環境を整えていきます。令和4年度も産業医との連携のもと、労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」についても対応し、より働きやすい職場の実現を図っていきます。

(1)ー③ ハラスメント対策の強化

基準省令の改正により、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとなりました。

静岡県 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

(勤務体制の確保等) 県規則第106条4項

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(2) 会議及び研修

(2)ー① 会議

当センターにおいて提供されるサービスに関する全ての事項は、原則として関係職員の協議によって決定することとします。

会議の名称	開催予定	内容
◆社会福祉法人白寿会関係◆		
社会福祉法人白寿会理事会	年3回程度	予算・事業計画等の説明
運営会議	第3金曜日	経営層の方針伝達、経営層・事業所主任により課題の検討
在宅合同会議	第3木曜日	事業の進捗報告、事業所の課題等の確認
職員会議	隔月の最終水曜日	経営層からの伝達事項、研修報告

◆当センター主催会議◆

デイサービス会議	第1週の火曜日	通所介護事業所内の情報共有・内部研修・各委員会からの連絡事項・行事などの企画・ケース検討等
----------	---------	---

◆当センター参加会議◆

サービス担当者会議	参加依頼時	居宅介護支援担当者・介護予防支援担当者との協議・情報共有
-----------	-------	------------------------------

(2)② 研修

当センターの職員は常に専門知識の習得と技術の向上に努め、法人の研修センターが実施する研修をはじめとして各種研修会に積極的に参加をします。

②-① 白寿会全体 内部研修・職員会議・研修センターの項目を参照

②-② 通所介護内部研修

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考
1	4	事業所	事業計画読み合わせ	デイサービス	12人	
2	5	事業所	認知症について	デイサービス	12人	
3	6	事業所	守秘義務	デイサービス	12人	
4	7	事業所	入浴介助	デイサービス	12人	
5	8	事業所	認知症	デイサービス	12人	
6	9	事業所	介護体験	デイサービス	12人	
7	10	事業所	交通安全	デイサービス	12人	
8	11	事業所	認知症	デイサービス	12人	
9	12	事業所	感染症	デイサービス	12人	
10	1	事業所	認知症	デイサービス	12人	
11	2	事業所	事故防止	デイサービス	12人	
12	3	事業所	振り返り	デイサービス	12人	

②-③ 外部研修の予定(市内・西部地区のエリアで開催される研修)

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考
1		磐田市	事業者説明会 必要時	iプラザ	1人	
2	10	中東遠	中東遠特養通所介護研究会		1人	

Ⅲ 指針の整備

活動目標③として掲げた「指針の整備」について、整理します。

(1) 感染症対策の強化

通所介護の場合は、従来は基準第 109 条に設備・備品の衛生的管理と感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、必要な措置を講ずるように努めなければならない、とありました。今回、第 104 条第 2 項に三号を加え、介護保険施設の感染症対策と同等の取組みを義務づけました。

(2) 高齢者虐待防止の推進

基準省令の改正により、全てのサービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることしを義務付けました。

Ⅳ 老人デイサービスセンター白寿園（一般型） 経営計画

(1) 通所介護の介護報酬構造

当事業所は、要介護認定を受けた方を対象とする「通所介護」と要支援認定を受けた方、事業者に対する「第一号通所事業」を行い、介護報酬の基本単位は前述のとおりです。このうち、「通所介護」は、事業所規模（前年度の 1 ヶ月当たりの利用延人数）によって、規模が拡大するほど報酬が減少するシステムとなっていて、当センターは、大規模Ⅰに区分されています。この区分では 1 月当たりの受け入れ延べ人員の上限が 900 名となっており、この規模を超えない範囲内で事業運営を行うことが重要です。

(2) 令和4年度以降の磐田市のニーズ予測

『第 9 次磐田市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画』による要介護（要支援）認定者数の推移をみると、令和 3 年度では認定者数は要支援 1・2 で 1,555 人、要介護 1～5 で 6,215 人、合計で 7,770 人となることが推測されます。認定率は上昇傾向となっており、令和 4 年度では 15.9%となることが見込まれます。

令和 7 年度では、認定者数は要支援 1・2 で 1,653 人、要介護 1～5 で 6,634 人、合計で 8,287 人、認定率は 16.8%となると予測されます。

通所介護の推移

		実績		見込		計画		推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	通所介護 自然体	23,628	23,486	23,880	24,444	25,032	24,504	26,028	33,240
	通所介護 施策反映後				24,192	24,276	23,280	23,724	29,556

通所型サービス

		実績		見込		計画		推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	通所介護相当 サービス	5,795	6,037	6,574	6,903	7,248	7,610	8,390	17,443

(3) 令和4年度の経営計画

平成30年度における介護報酬改定では、サービス提供時間が2時間枠から1時間枠に変更となりました。当センターが区分されている大規模Ⅰは旧2時間枠の上位1時間枠に移行しても報酬が下がる厳しい改定となりましたが、平成28年度以降算定できなかった中重度ケア体制加算が令和1年6月より算定できるようになりました。令和4年度も中重度ケア体制加算を引き続き算定できるよう要介護3以上のご利用者様を積極的に受け入れます。

これらの要因を踏まえて当センターの稼働率の増加も含めて、令和4年度の利用目標を下表のように致します。平成28年度は総利用者数、平均利用者数ともに過去6年間で最も高い実績となっており、平均利用者数は34.2人でした。この数字に近づけるようにしていきます。

■ 令和4年度の利用見込

(上段は日数/下段は人数)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
稼働	26	26	25	26	27	26	26	26	26	24	24	27	309
目標	832	858	825	858	871	858	858	858	838	792	768	877	10,093

上記目標の達成に向けて、サービスの質の向上によりロコミによる利用者の拡大、在宅部門長とともに居宅介護支援事業所の定期的な訪問、ホームページや広報誌を通じた当センターのPR活動を展開します。また、第一号通所事業を積極的に展開することで、将来の利用者の安定的な確保に努めます。

8. 白寿園研修センター

令和4年度 事業計画

■ 令和4年度 事業コンセプト

身につけ、実を結ぶ。

白寿園研修センターでは、「介護職員の無資格者ゼロ」を目指し、白寿園内外の受講生が介護知識・技術を身につけ、多くの方が介護職員初任者研修を修了しました。さらに、介護支援専門員の資格取得に挑戦し、合格という実を結んでいます。今年度も各種研修の更なる充実を図ります。また、内部・外部講師による講義に加えて職員主導による研修を実施し、法令の遵守、基礎知識の伝達等、職員の資質向上に努め、職員一人ひとりが、大きな実を結ぶことができるよう研修事業を進めます。

活動目標 ① 福祉人材の育成・供給

- ・各種研修を通じて、白寿会職員の資質向上、キャリアパスを実現します。
- ・また、介護支援専門員の試験合格講座や介護支援専門員／生活相談員研修を開催し、個々・部署単位の資質向上を図ります。
- ・OJTの確立のため、主任等を対象とした研修会を行います。

活動目標 ② コンプライアンスの徹底

- ・各種サービス、介護報酬の根拠を確認し、法令に基づく支援を展開できるよう、コンプライアンスの向上を図ります。
- ・新人職員研修を通して職業倫理・介護保険制度の基礎を習得し資質向上を図ります。

活動目標 ③ 福祉人材のすそ野を広げる

- ・実務者研修、介護福祉士試験対策、リモートで開催可能な研修の開催の可能性について具体的に検討します。

I	人材育成の重要性
	(1) センターの目的 (2) センターの沿革 (3) 実施事業 (4) 業務計画 (5) 開催計画
II	各種基準を根拠とした職員研修事業の展開
	(1) 開催計画
III	新たな公的資格への対応
	(1) 開催計画

I 福祉人材の育成・供給

・白寿会では、令和4年度事業計画における運営の基本方針の一つに、「福祉を担う人材の安定的確保、人材の育成」を掲げています。質の高い介護サービスを提供するためには、優れた人材を育成することが必要です。当研修センターでは、社会福祉法人がかかえる福祉人材の確保、育成の課題に取り組みます。本節では、事業所の事業運営全般について、目的／沿革／実施事業について整理します。

(1) 白寿園研修センターの目的

白寿園研修センターは、白寿会職員の知識・技術の習得、社会福祉関連公的資格の取得のための支援を通して、法人全体の介護等サービスの質の向上を図ることを目的としています。また、当法人の31年にわたる各種事業の展開を通じて培われた高齢者介護分野における知識・技術を地域並びに磐田市内の介護施設・事業所等の職員に提供し、地域の福祉力の向上に寄与することを目指します。

(2) 白寿園研修センターの沿革

白寿園における研修事業は、従来から職員の有志により介護業務等に関する内部職員研修、資格取得のための勉強会等の形で開催されてきました。これらの実践を組織的・計画的に運営し、職員の資質の向上を図るとともに、社会問題となっている介護人材の確保・育成のために平成 19 年度に「白寿園研修センター」が設立されました。

静岡県規則第 10 号／

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない

その後、介護職員の人材育成事業の一環として静岡県知事の指定を受け「訪問介護員 2 級課程養成研修」を展開するとともに、社会福祉関連公的資格取得のための講習会として、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護福祉士等の講座を定期開催することとなりました。また、白寿園職員会議や相談員研修などを開催し法人における内部教育の中核部局としての役割を果たしてきました。

職員教育については平成 23 年度より外部事業所にも参加を呼びかけ、地域における職員教育の社会資源として機能しています。加えて平成 22 年度から、静岡県の委託を受け、「訪問介護計画作成・展開研修」、「訪問介護適正実施等研修」を開催し、県西部地区をエリアとする介護職員の資質向上のための研修を実施する公的な機関の一つに位置づけられるようになりました。さらに、平成 26 年度以降は施設等の中核職員とされながらも研修の機会が少ない生活相談員を対象とした研修を隔月で開催し一定数の参加を得ているところです。こうした取組みは、行政・関係機関をはじめとして、研修体制の充実が白寿園の看板として認知されるに至り、法人全体の知名度を高めることに貢献しています。

(3) 実施事業

当研修センターが実施する研修を (1)内部研修、(2)資格取得研修、(3)委託研修の 3 種類に分けて整理します。なお、(1)内部研修、(2)資格取得研修については、別表 01 に定める「白寿会職員教育の階層区分と教育目標」に基づき行うことといたします。

3-1 内部研修

■静岡県規則第 10 号（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則）第 29 条等

白寿園研修センターは、社会福祉法人白寿会職員の専門分野・関連分野に係る知識・技術の習得を通じて法人の介護等サービスの質の向上を図るため、下記指定基準に基づき内部研修を開催します。内部研修の総括的教育目標・研修項目については、別表 01、02 に定めます。

当研修センターが行う令和4年度内部研修は、①職員全体研修（別表 03）／②幹部職員研修（別表 04）／③相談援助専門職養成研修／④新人職員研修（別表 05）／⑤特別研修の5種類とします。内部研修の中核となる①職員全体研修は、原則として白寿会全正規職員（非常勤職員も必要により出席）を対象として奇数月最終水曜日に行われる職員会議において実施します。また、相談援助専門職養成研修については当研修の本来的意義を重要視しつつ、主任介護支援専門員更新研修受講要件を勘案し、磐田市高齢者支援課、白寿会主任介護支援専門員の会と連携を図りながら研修センターが事務局機能を発揮して当該研修を運営し、地域貢献を果たします。さらに、⑤特別研修については、他施設も含めて企画し、静岡県社会福祉協議会が行う「社会福祉事業の振興のための助成金」の交付等を申請します。

〔参考資料〕 指定基準等により実施が義務づけられている研修

No.	研修項目	研修開催の根拠	頻度	新人研修
①	法令遵守・倫理研修 (含プライバシー保護の研修)	静岡県規則第10号第24条第2項第33条第2項/介護サービス情報公表調査（以下情報公表と省略）	1/年	○
②	白寿会の規程・指針・手順書	静岡県規則第10号第22条第2項	1/年	○
③	事業計画の発表	情報公表（サービス間の情報共有）	1/年	
④	感染症研修	静岡県規則第10号第30条第2項第3号/情報公表	2/年	○
⑤	事故防止研修	静岡県規則第10号第38条第1項第3号/情報公表	2/年	○
⑥	褥瘡予防研修	静岡県規則第10号第15条第5項	1/年	○
⑦	認知症の研修	情報公表	1/年	○
⑧	身体拘束廃止に関する研修	静岡県規則第10号第13条第6項	1/年	○
⑨	防災関係の研修	静岡県規則第10号第29条第4項/情報公表	2/年	○

その他、交通安全研修（事故防止とタイアップする形で）、診療所として開催が義務づけられている研修（院内感染研修、医療安全管理研修、医薬品安全管理研修、医療機器安全管理研修）等の研修項目があります。後者については、当センターも企画・開催に協力します。

3-2 資格取得研修

■ 介護保険法施行令 第3条

白寿園研修センターでは、福祉関係の公的資格取得のための研修として、①介護支援専門員試験合格講座の開催を予定しています。

①介護支援専門員試験合格講座については26年度から試行的に導入した「通信教育」制度を発展させ、中東遠エリア以外の方々にも参加を呼び掛けます。また、介護福祉士受験資格のひとつである、実務者研修を白寿園で初めて開催するにあたり、準備をすすめます。

3-3 委託研修

平成30年度は、静岡県からの委託により、静岡県西部地区をエリアとして、訪問介護計画作成・展開研修（2日間）、訪問介護適正実施等研修（3日間）を開催いたしました。今年度も依頼があれば受託する予定です。

3-4 その他の事業

3-4-① 外部研修補助事業・公的資格受験の費用の補助

白寿園研修センターでは、従来法人が行う「介護支援専門員」「介護職員初任者研修」等の受験及び介護支援専門員等の更新研修、社会福祉主事研修等に要する費用について、5万円を上限として補助を行います。なお、介護福祉士、介護支援専門員の受験者に関しては、当センターの資格試験準備講習会に6割以上出席している法人職員を対象に、試験日を研修扱いとし、受験料については通算2回を上限として費用の補助を行います。また、各事業所の研修費の予算額を越えて研修に参加することを希望する場合に、当センターに申請を行い研修費の補助を受けることができるものとし、職員の資質向上のための研修の参加機会の確保に努めます。

3-4-② 地域貢献事業

社会福祉法第24条第3項

改正社会福祉法に基づき、社会福祉法人は地域貢献（地域における公益的な取組み）を行うことが義務づけられました。当法人においては、研修センターにおける福祉人材の育成（主任介護支援専門員の会による研修活動／家事援助ヘルパー養成研修に協力／民生委員対象の出前講座）などの取組みを中心とした活動を実践します。

これらの研修は、福祉人材のすそ野を広げるために実施されるものですが現在、社会的に問題となっている同時に引きこもり等の方に社会参加を促す機会の提供としても位置付けています。

3-5 新規研修の企画に向けた試行的取組み

当研修センターでは、将来的に、地域における退職前の世代を対象として、高齢期における健康づくり（介護予防）、就労、在宅介護、介護保険サービスなどの紹介を行う「老後の予習」的なセミナーを運営し、「地域包括ケア」を側面から支えたいと考えています。

3-6 現場職員のOJT（On-the-Job Training／職場内教育）の確立

今年度も、現場職員のOJT（On-the-Job Training／職場内教育）の取組みを行います。モデルとなる部署は、法人内の居宅介護支援事業所と介護老人福祉施設とし、新任職員の実地教育・評価を体系的に行い、教育の手法を確立することを目指します。主な展開としてはPDCAサイクルに基づき、①OJTに関する資料・データの収集、②当法人におけるOJTモデルの作成、③OJTの試行的展開、④取組みの評価、⑤OJTモデルの見直しを行います。今年度は、現場の主任・副主任を対象にOJTに関する研修を企画します。

3-7 研修センターが行う研修の受講料

No.	研修名	別表No.	受講料	備考	
1	介護職員初任者研修 生活援助従事者研修	別表 08	80,000 円 40,000 円	教科書代別	
2	介護支援専門員試験合格講座	別表 07	①基本コース	20,000 円	8 日間
			②模擬試験コース	10,000 円	4 日間
			③通信コース	20,000 円	自宅学習
			④夜学	申込 5500 円 参加 500 円	
			⑤夜学代替	申込 10000 円	3 回
3	総合研修事業（職員教育）	別表 03	—	—	—
			—	—	—
4	介護支援専門員／生活相談員研修	別表 06	1 回 参加費+送料代 1,000 円 (所属事業所負担)	全 12 回+ α	
5	新人職員研修	別表 05	1 人当たり 15,000 円 (所属事業所負担)	7 日	
6	実務者研修				
7	介護福祉士試験対策				

4. 業務計画

4-1 事務局の設置

白寿園研修センターの庶務を行う事務局を社会福祉法人白寿会の事務室に設置します。事務局は研修の円滑な運営のために以下の庶務を担当します。

- ① 研修の指定、静岡県への報告等に関する業務。
- ② 研修計画の策定・受講者募集・講師の調整等研修運営全般に関する庶務。
- ③ 職員全体研修の主催、関係する庶務。
- ④ 伝達講習会の主催、関係する庶務。
- ⑤ 講義に必要な備品の調達・資料の印刷・製本。
- ⑥ 施設等実習の受け入れと調整。
- ⑦ 研修に関する特別会計の設置と管理。
- ⑧ 講師に対する謝金、源泉徴収に関する事務。
- ⑨ その他研修の運営のために必要な庶務。

4-2 職員配置

当センターには、センター長（介護老人福祉施設白寿園園長と兼務）、事務員（白寿園事務員と兼務）、指導職員（白寿園生活相談員と兼務）、介護実技指導者（主任生活相談員、訪問介護管理者、統括主任と兼務）を配置します。また、講習等を担当する職員については、基本的に当法人の主任等の職員に兼務にて担当を依頼します。

4-3 会議

当センターにおいて提供されるサービス等は原則として関係職員の協議によって決定します。当センターの主催する会議は以下の2つです。

No.	会議の名称	開催	内容
1	白寿園研修センター会議	随時	業務の進捗確認・情報共有。セミナーの開催に向けた計画立案等
2	講師会議	随時	講座開催に先立ち必要な確認作業を行う。また、事務局から講師への依頼事項を伝達する。

(5) 開催計画

■別表 06 介護支援専門員／生活相談員研修

実施	テーマ	内容
4月	居宅介護支援 感染症BCPの作成	居宅感染BCPの作成ワーク
6月	各種根拠となる記録の残し方	支援経過／算定根拠
8月	居宅介護支援 感染／虐待防止指針の作成	居宅感染指針の作成ワーク
10月	社会資源の活用 使える生活保護制度	生活保護の活用／事例とCP
12月	プラン新様式と適切なCM手法	新様式と適切なCM過程
2月	介護保険部会審議報告	次年度法改正のシナリオ

■別表 01 職員教育の階層区分と教育目標

令和元年度に職員研修の見直しを行いました。

研修区分	新人研修	中級職員研修	上級研修	幹部職員研修
研修対象	新規採用職員	採用2年以上～10年未満	採用10年以上の職員	副主任以上の幹部職員
資格取得	生活援助研修 初任者研修	実務者研修 介護福祉士 社会福祉主事	介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員	介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員

教育目標	意欲と情熱をもって職務に従事し、基礎的な知識・技術を習得するとともに、職場内で良好な人間関係を築くことができる。また、社会人としての基本的な態度を身につける。	白寿会職員として誇りをもって職務に従事し、専門性の向上を図る。職場内では中堅職員として積極的に行動し、各種資格の取得に向け努力を続ける。	白寿会の中心的な職員として模範となる言動を心がけるとともに新任職員等の教育にも参画する。専門性のさらなる向上を目指し各種資格の取得のための勉強を行う。	各職場のリーダーとして職員教育、チームケアを実践する。職場内のスーパービジョンも実施する。法人の運営にも参画し、また、地域福祉に対しても視野を広げる。
そのための具体的な研修	研修センターが実施する職員全体研修、初任者研修などを通して職業倫理・介護保険制度・介護技術・医学的知識を習得する。	研修センターが実施する職員全体研修を通して法人事業計画、介護技術・医学的知識を習得する。また、研修センターが主催する介護福祉士等の講習を受け資格取得のための勉強を行う。	研修センターが実施する職員全体研修を通して法人理念・法令遵守・組織運営などの知識を習得する。また、研修センターが主催する介護福祉士・介護支援専門員等の講習を受け資格取得のための勉強を行う。	研修センターが実施する職員全体研修や管理運営会議における研修などを通じて、組織運営等の知識を習得するとともに、介護保険の制度の最新情報を把握し、法人運営に役立てる。

■別表 02 令和4年度白寿会研修体系

研修区分	新人研修	中級職員研修	上級研修	幹部職員研修
研修対象	新規採用職員	採用2年以上 ～10年未満	採用10年以上 の職員	副主任以上の 幹部職員

A	職員 研修	職業倫理	全職種	全職種		
		守秘義務	全職種	全職種		
		事業計画			全職種	全職種
		感染予防	全職種	全職種	全職種	全職種
		事故防止	全職種	全職種	全職種	全職種
		褥瘡予防	直接処遇職員	直接処遇職員	直接処遇職員	
		認知症知識		全職種	全職種	
		拘束廃止	直接処遇職員	直接処遇職員	直接処遇職員	
		防災知識			全職種	全職種
		交通安全	運転業務従事者	運転業務従事者	運転業務従事者	運転業務従事者
B	運営 会議	防災知識				全職種
		メンタルケア				全職種
		事業計画作成				全職種
		介護保険情報				全職種
C	初任者 研修	介護職の仕事	直接処遇職員			
		リスクマネジメント	全職種			
		チーム連携				全職種
		家族への支援			全職種	
		ターミナルケア		全職種		
D	新任 研修	社会保険	全職種			
		法人見学	全職種			
		介護実技講習	直接処遇職員			
		職員倫理・接遇	全職種			
		介護・医学知識	全職種			
		介護保険制度	全職種			
		フォローアップ	全職種			
E	職種別 研修	アセスメント		相談業務従事者	相談業務従事者	相談業務従事者
		介護保険改正			全職種	全職種

■別表 07 介護支援専門員試験合格講座

No.	日程		講義名	時間	
1	06月	日(日)	10:00~16:00	2021年試験の解説	5
2	06月	日(日)	10:00~16:00	支援分野 01	5
3	07月	日(日)	10:00~16:00	支援分野 02	5
4	07月	日(日)	10:00~16:00	医療分野	5
5	08月	日(日)	10:00~16:00	福祉分野	5
6	08月	日(日)	10:00~16:00	模試 01—中級コース (中間試験)	5
7	09月	日(日)	10:00~16:00	模試 02—応用コース (期末試験)	5
8	09月	日(日)	10:00~16:00	模試 03—総仕上げコース (卒業試験)	5

〔介護支援専門員試験準備講習—夜学〕

No.	日程		講義名	時間	
1	09月	日()	18:30~20:00	ケアマネ試験夜学 01	1.5
2	09月	日()	18:30~20:00	ケアマネ試験夜学 02	1.5
3	09月	日()	18:30~20:00	ケアマネ試験夜学 03	1.5
4	10月	日()	18:30~20:00	ケアマネ試験夜学 04	1.5
5	10月	日()	18:30~20:00	ケアマネ試験夜学 05	1.5
6	10月	日()	18:30~20:00	ケアマネ試験夜学 06	1.5
7	10月	日()	18:30~20:00	ケアマネ試験夜学 07	1.5

※ 通学の形式では、上記講義名に基づく解説や模擬試験を実施。また宿題資料として各月に等級試験問題を配付／通信コースでは、等級試験問題と講座資料を送付し自宅学習を実施。

II コンプライアンスの徹底

職員教育については、指定基準、報酬基準、介護サービス情報公表調査などにおいて法令遵守、感染症防止などの研修の開催が義務付けられています。平成 21 年度に創設された「介護従事者処遇改善交付金」は平成 24 年度以降「介護職員処遇改善加算」と名称を変更して介護報酬に組み込まれることとなりました。ただし、加算率・算定要件については、従来の「処遇改善交付金」の内容を踏襲することとなり「処遇改善キャリアパス要件」（当該要件を満たさない場合は交付金が減額されます）なども引き継がれることとなりました。当該要件の一つと位置付けられている「職員の資質向上のため研修・技術指導を実施して能力評価を行う、資格取得のため勤務シフトの調整、受講料の援助などの支援を行う」などの要件についても、「介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている」等の第 1 要件を満たさない場合の例外的要件としての継続されることとなりました。当研修センターでは、職員の資質向上のための研修が、上記キャリアパスを満たす要件に位置づけられていることも加味し、指定基準、報酬基準等も根拠とした研修事業の展開を図ります。活動目標①②として掲げた「職員の資質向上」について、会議、研修について整理します。

(1) 開催計画

■別表 03 内部研修・・隔月の職員会議において実施

No.	日	時	テ	マ	備	考
①	令和4年05月25日(水)	17:30～	白寿会の事業計画 委員会活動 法令遵守・職業倫理・守秘義務		白寿園研修センター	
②	令4年07月27日(水)	17:30～	身体拘束廃止の取り組み02 認知症の勉強01 介護事故防止について02		虐待防止検討委員会 事故防止委員会	
③	令和4年09月28日(水)	17:30～	交通安全教室 ターミナルケア 感染症について02		安全運転管理者 研修センター 感染症対策委員会	
④	令和4年11月30日(水)	17:30～	感染症について03 褥瘡予防について02 施設防災について02		感染症対策委員会 褥瘡予防委員会 防火管理委員会	
⑤	令和5年01月25日(水)	17:30～	感染症について04 介護事故防止について03 医療的ケア		感染症対策委員会 事故防止委員会 医務室	
⑥	令和5年03月29日(水)	17:30～	研修報告会		研修センター	

■別表 04 幹部職員研修・・管理運営会議において実施

No.	日	時	テ	マ	備	考
①	年月日(金)	17:30～	介護報酬改定・働き方改革		研修センター	
②	年月日(金)	17:30～	介護保険制度改正について		研修センター	

■別表 05 新人職員研修

No.	日	時	テ	マ
①	令和4年04月日()	13:00～16:00	白寿会の組織と沿革、紹介／職業倫理と接遇	
②	令和4年04月日()	09:30～16:00	各種規程／リスクマネジメント／拘束虐待／見学ツアー	
③	令和4年04月日()	10:00～14:10	交通安全／感染症／医学知識	
④	令和4年04月日()	09:30～16:30	介護専門職のための実技講習	
⑤	令和4年04月日()	09:30～16:30	コミュニケーション技術／個人情報・記録／ターミナル／介護保険制度	
⑥	令和4年06月日()	13:30～15:00	3ヵ月ミーティング (認知症サポーター養成講座)	
⑦	令和4年10月日()	13:30～16:30	フォローアップ研修／防災対策	

Ⅲ 福祉人材のすそ野を広げる

研修センターでは、法人、地域の介護人材の育成・確保のために、平成 28 年度から介護員養成研修の介護職員初任者研修の指定を受け、さらには、令和元年度には生活援助従事者研修の指定も受けました。新規採用職員育成ための必須研修事業として、また、介護人材の確保・育成のための手段として当該研修を積極的に開催します。介護員養成研修は、長期間の集合研修が必要なため、コロナ禍により休止しています。休止中に実務者研修、介護福祉士試験対策、その他リモートで開催可能な研修について準備をすすめます。

(1) 開催計画

■別表 08 介護員養成研修

No.	日	時	課 程	備 考
①	年 月 日～	年 月 日	介護職員初任者研修課程（通学）	
②	年 月 日～	年 月 日	生活援助従事者研修課程（通学）	

9. 軽費老人ホーム

白寿園ケアハウス 令和4年度事業計画



■ 令和4年度 事業コンセプト

一人ひとりの「人生計画 (life plan)」を話し合う。

私たちは、ケアハウス入居者がいつまでも当施設で生活を継続できるようにサポートを行います。一方で誰もが加齢や疾病に伴い、生活機能が低下する不安を有しています。当施設では、生活の継続を目標としつつ、併せて、医療や介護を要する状態となった時に備え、ACPの考えを踏まえ、「人生計画 (life plan)」を確認するための様式を整備し、本人・保証人と話し合い、またはアンケートなどを行って、施設における生活の継続、今後の医療、ケアの意向を確認し、その都度記録を作成することを目指します。

活動目標 ① 「人生計画 (life plan)」を話し合う

- ・生活の継続を目標として「家族面談」を実施して、医療や介護を要する状態となった時に備え、ACP (アドバンス・ケア・プランニング) の考えを踏まえ、人生計画を本人・保証人と話し合うための様式を整備します。
- ・当該様式に基づき、話し合い (個人面談)、アンケートなどを実施します。
- ・話し合い等で示された施設生活継続の意向、今後の医療、介護に関する希望等をその都度、記録にまとめます。

活動目標 ② 心の健康・体力づくりの実施

- ・コロナ禍のため、外部の講師を招いての介護予防教室の開催が困難となっている中、利用者の健康の維持・増進のために自らが実施できる体操等を紹介・奨励します。
- ・認知症予防のためのドリル等を用意します。
- ・体力測定のための取り組みを年2回程度計画します。

活動目標 ③ 保証人・関係機関との連携

- ・加齢や疾病に伴い、生活機能が低下した利用者には保証人や介護支援専門員、地域包括支援センター職員、医療機関、介護保険のサービス提供事業者と連携のもと、当ケアハウスでの生活を継続するために必要な医療・サービスを利用できるよう支援します。
- ・また、ケアハウスでの生活が困難になった場合は、本人の状態に合わせた医療機関や介護保険施設への入院・入所に資する「ケアパス」を作成し、活用します。

活動目標 ④ 入居者の確保／職員の資質の向上

- ・ケアハウス待機者の確保に努め、入居までの待期間を10日以内にします。
- ・衛生委員会と連携し、ハラスメント防止も含めた働きやすい職場を目指します。
- ・ケアハウス会議等の場を活用し、事業所内研修を展開します。

I	「人生計画 (life plan) を話し合う」	
	(1)	事業目的
	(2)	入居対象
	(3)	基本理念
II	保証人・関係機関との連携	
		援助方針
III	心の健康・体力づくりの実施	
		提供サービス
IV	入居者の確保／職員の資質の向上	
	(1)	業務計画・業務体制
	(2)	災害対策
	(3)	指針の整備
	(4)	業務継続計画
	(5)	電磁的記録等
V	白寿園ケアハウス経営計画	

令和3年度 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準改正

令和3年度の老人福祉法の改正では、軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備が行われます。職員に対しても、研修を実施する等の措置を講じることになりました。非常災害対策訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることになりました。

また、感染症や非常災害発生時に入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じ、その周知、必要な研修及び訓練を定期的実施することになりました。さらにその業務継続計画の定期的な見直し、必要に応じて業務継続計画の変更も行います。これらの新設された事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、関係者に自由に閲覧できるようにします。

軽費老人ホームは、虐待の発生または再発を防止するため、虐待防止の委員会を定期的開催し、対策を検討、その結果を職員に周知徹底を図り、虐待防止のための指針を整備します。虐待防止の研修を定期的実施し、担当者を置く等の措置を講じます。

雑測として、軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他において省令の規定において書面で行う事が規定、または想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことが出来ます。また、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法により行うことが出来ます。

I 「人生計画（life plan）を話し合う」

活動目標①として掲げた「人生計画を話し合う」について、当事業所の事業運営全般における事業目的／入居対象／基本理念について整理します。

(1) 事業目的

軽費老人ホーム白寿園ケアハウス(以下「当施設」と省略)は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(静岡県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則、以下県規則と省略)に基づき、入居者一人ひとりが、健康で明るい生活を送ることができ、市民としての豊かな生活を実現することができるよう必要な便宜を供与する施設です。

(2) 入居対象

■ [県規則第12条](#)

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準に基づく当施設の入居対象は、以下の①、②の要件を満たす方です。

- ① 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者。
- ② 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入居させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(3) 基本理念

当施設の基本理念は次のとおりとします。

- ① 入居者のプライバシーと人権を守り、また、入居者の尊厳を保持し、自立した生活を送ることができるよう必要な支援を行います。
- ② 身体的・精神的な健康の保持と状態変化への適切な対応を行います。
- ③ 健全な人間関係を築くことができるよう必要な援助を行います。
- ④ 入居者・家族・職員間の連携を強化します。
- ⑤ 社会資源としての自覚を持ち、地域福祉の拠点となるような施設作りを目指します。

Ⅱ 保証人・関係機関との連携

活動目標③として掲げた「保証人・関係機関との連携」について、ケアハウスの利用者が生活を継続できるための援助方針、入居者の尊厳の保持と自立支援、個人情報の保護・守秘義務、保証人・関係機関との連携について整理します。

援助方針

■ 老人福祉法第2条

当施設は、老人福祉法に定められた基本理念に基づき、入居者一人ひとりが「市民としての豊かな生活」を実現できるように援助を行います。業務の中に、白寿会作業手順書を取り入れ、質の高いサービスを確保します。この援助目標を達成するために以下の「援助方針」を定めます。

(1) 入居者の尊厳の保持と虐待防止、自立支援

■ 県規則第33条

当施設では、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めます。また、要介護状態等となった場合においても、介護保険サービス事業者等の連携のもと必要な介護サービスを受けることができるよう支援いたします。また職員による入浴、排泄、移動、食事等の介護を提供し可能な限りケアハウス内において日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。安心して明るく生活できるように「なんでも相談日」など開催し必要な援助を行います。また令和3年度改正では虐待の防止対策が強化されました。

静岡県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則

(虐待の防止) 県規則第33条

軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2) 個人情報の保護・守秘義務

■ 県規則第 28 条

当施設は、社会福祉法人白寿会の定める「個人情報保護に対する基本方針」及び「社会福祉法人白寿会個人情報管理規程」を遵守し、入居者の個人情報の保護を義務として職員に課し、情報の保護に関する必要な措置を講じます。また、守秘義務は当園の職員でなくなった後も同様とします。なお、提供するサービスを円滑に遂行するため、「個人情報の取り扱いに関する同意書」を作成し、サービス提供開始にあたり入居者個々に同意をいただくことにより、必要な情報を有効に活用することとしています。

<p><input checked="" type="checkbox"/> 利用者への周知…守秘義務は契約書第 15 条において以下のように規定しています。</p> <p>1 事業者及び職員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者または家族の情報、秘密を保持する義務を負います。</p> <p>2 事業者は、利用者、家族の個人情報を業務以外の目的で使用いたしません。また、情報は適切に管理し、関係者以外の閲覧・謄写を禁じます。</p> <p>3 事業者は、従業者が在職中に知り得た、利用者または家族の情報・秘密を退職後も保持するよう必要な措置を講じます。</p> <p>4 事業者は、利用者のサービス担当者会議等において利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、家族の情報をを用いる場合は家族の同意をいずれも文書(情報提供同意書)によって得ることを前提とします。</p>
--

(3) 保証人・関係機関との連携

■ 県規則第 11 条

当施設では、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結いたします。入居後においては、面会時や電話時、家族懇談会などにより、入居者の生活状況をお知らせし、サービス向上のための個人面談を企画し、入居者・保証人・施設の連携を図ります。開園記念食事会等、各種行事においては、入居者・家族等とのふれあいの時間を提供します。また、緊急時におきましては、保証人に連絡をし、適切な対応を実施します。また、介護等が必要となった場合は、保証人や介護支援専門員、地域包括支援センター職員、医療機関、介護保険のサービス提供事業所との連携のもと、当ケアハウスでの生活を継続するために必要な医療・サービスを利用できるようお手伝いします。

(4) 事故防止・健康管理・感染症の予防など

■ 県規則第 20 条/25 条/32 条

当施設は、入居者の事故防止に心がけ、リスクマネジメントの手法を取り入れ、事故を未然に防ぐよう対策を講じます。仮に事故が発生した場合には、県の介護保険課等とも連携をとりながら、迅速かつ適切に対応します。入居者一人ひとりの健康管理については、各入居者の主治医、協力医療機関等との連携のもと、施設として健康診断の奨励を図ります。感染症予防については、基準に基づいて感染症予防に心がけ、法人で策定した「白寿園感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針」に沿って法人内で開催されている感染症対策委員会と常に連携

を図り、感染防止に有効な対応を継続します。また、毎日検温を行い、入居者の体調が急変した場合は、適切な対応(家族や医療機関との連携含む)を実施します。従前より継続して寝具天日干しのお手伝いをします。運営懇談会などで感染症の情報をお伝えします。外出・外泊からの帰園時にうがい・手洗いの呼びかけなどの啓蒙をして、感染症に対する意識を高め、感染症ゼロを目指します。

(5) 他施設への入院・入所について

■ 県規則第13条

当施設で、医療・介護保険のサービスを利用しても生活が困難になった場合は、保証人、施設長、ケアマネージャー、ケアハウス職員で話し合い、本人の状態に合わせた医療機関や介護保険施設への入院・入所を考えて頂くためのケアパスを作成し、活用します。

Ⅲ 心の健康・体力づくりの実施

活動目標②として掲げた「心の健康・体力づくりの実施」について、ケアハウスの利用者が生活を継続できるための提供サービスについて整理します。

提供サービス

当施設では、高齢者の生活や心身機能の特性を考慮した住宅機能と、食事・入浴といった生活の基本となるサービスの提供を行うことで、在宅サービスの有効活用を図り、入居者個人の自主性を尊重した自立した生活を維持、継続ができるよう支援します。当施設で提供する具体的なサービスは、以下の通りです。

(1) 相談援助と家族面談について

■ 県規則第18条/22条

生活相談員を中心に、サービス利用前に、入居予定者の従来の生活状況、家庭状況および心身の健康状況を確認し、入居後においては各種相談に応じ適切な助言などに努めます。特に日常会話が不足している入居者への声かけなどを行います。また、月に1～2回「なんでも相談日」、年1回、生活の継続を目標として「家族面談」を実施しています。「家族面談」では、医療や介護を要する状態となった時に備え、ACPの考えを踏まえ、“人生計画(life plan)”を確認する書式を整備して、本人・保証人と話し合い、またはアンケートなどにより、現在の生活能力の維持と今後の施設利用、ターミナル期に受けたい医療や介護に関する意向を話し合い、その都度記録を作成します。

(2) 食事サービス ■ 県規則第 17 条

当施設では、管理栄養士による献立により、旬の素材を活かし家庭料理の温かさを取り入れ栄養バランスを考え、入居者に適した食事を提供します。選択メニュー・行事食メニューなども入れます。また、嗜好調査を実施し、誕生会食の用意など入居者個々の希望に配慮します。

(3) 入浴サービス ■ 県規則第 18 条第 5 項

当施設では、気持ちよく入浴ができるよう清掃と給湯の準備を行います。入浴日は毎日とします。ただし、土曜日はシャワー浴の提供のみといたします。入浴に関して介護を要する場合は、訪問介護等のサービスの紹介を行うとともに、特別な場合については、ケアハウス職員による入浴介助（特別浴、ドーム浴、その他）を行います。

(4) 緊急時の対応 ■ 県規則第 9 条第 4 項第 1 号

当施設には、それぞれの居室にはナースコールが設置されており、入居者の緊急時に対応できる職員体制の整備と関係機関（特別養護老人ホーム白寿園）との連携を図ります。

(5) 夜間の管理体制 ■ 県規則第 10 条第 13 項

夜間は、宿直者が定時に巡視します。発熱や体調不良など夜間の緊急時には上記のナースコールなどにより特別養護老人ホーム白寿園の夜勤者が対応し、必要に応じて、ケアハウス職員が対応を引き継ぎます。

(6) 居宅サービス等の利用 ■ 県規則第 13 条第 3 項

要支援や要介護などの認定を受け、居宅サービス等の利用を希望される方に対しては、居宅
介護支援事業者、介護予防支援事業者、各種居宅サービス事業者を紹介、連携を図り、円滑なサービスの利用を支援いたします。

(7) 健康管理 ■ 県規則第 20 条

当施設では、入居者一人ひとりの健康管理を図るため、健康診断の奨励をします。また、毎日の検温と、月に一度の血圧測定により平均値を把握することで、体調の変化に注意を払います。主治医等との連携を強化します。入院治療を必要とする場合は、ご家族との連携のもと適切な対応を行います。また、昼食前のラジオ体操、月に一度、口腔体操教室を実施、嚥下障害にならない様に口とその周りの筋肉を鍛えたり、地域ボランティアの皆様と介護予防体操教室を行いながら、皆で楽しく、健康・体力維持づくりをしていきます。

(8) 衛生管理

■ 県規則第 25 条

感染症・食中毒の防止については、法人内で開催されている感染症予防委員会に参加（テレビ電話装置等の活用も可能）、その結果について、職員の周知徹底を図り、研修並びに感染症の予
防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。その情報に基づき、感染症情報を運営懇談会等の場等で、感染症予防に対する情報をお伝えします。また、**コロナウイルス感染症**、インフルエンザの予防接種を奨励します。

さらに、施設内の清潔を保つために、共用部分の清掃・消毒を行います。加えて、年に1回の大掃除、バルサン消毒、年1回、各居室の窓の清掃、エアコンのフィルターの清掃を行います。感染症が蔓延する冬季においては、加湿器を稼働させます。寝具の天日干しのお手伝いをし、感染症に対する意識を高め、感染症ゼロを目指します。

(9) 入居者の活動への協力

■ 県規則第 18 条第 4 項／第 6 項

入居者が地域の住民として社会参加を行う機会の確保に努め、「ふれあい祭り竜洋」への参加等への出展、地区の行事への参加を奨励します。また、隔週の買い物日以外に買い物（ホームセンター・家電量販店・衣料品店）を兼ねた外出を実施、買い物場所には送迎・付き添い・見守りを行います。生きがい活動の一環として、小グループ単位にて各種クラブ活動・レクリエーションをはじめとする各種行事の実施、転倒予防教室への参加等の呼びかけなどを行います。さらに併設する特別養護老人ホームの敬老会、誕生会等の行事参加を促し、入居者の生きがいを高めます。ケアハウスの開園記念食事会ではご家族をお招きして入居者とご家族の交流が一層深まるよう支援を行います。尚、各種クラブ・レクリエーションについては利用者全員の希望を伺い、確認しながら実施しています。

(10) 入居者の安全の確保

■ 県規則第 32 条

当施設では、入居者の事故防止を図るため、以下の業務を行います。

1.	事故が発生した場合の対応、事故報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針の整備。
2.	事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制の整備。
3.	事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修の開催。（テレビ電話装置等活用可能）
4.	担当者を置く。 (新設 基準代 33 条第 4 項)

(11) 高齢者防止の取組み

■ 県規則第33条

下記基準の見直しにより、高齢者虐待防止の取組みを法人内の委員会に参加し、一体的に進めます。

静岡県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則

(虐待の防止) 基準第33条の2

軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(12) 地域との交流

■ 県規則第31条

当施設は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。具体的には、併設する介護老人福祉施設白寿園との連携のもと、地域ボランティアの受け入れ、実習生等の受け入れや育成などを行います。

(13) 生きがいのある暮らしの応援

■ 基準第18条/19条第6項

令和4年度も、入居者からの相談・個人面談などを通じて、入居者とのコミュニケーションを深める中で、生活、健康づくり、リハビリ、生きがい、家族や地域との交流、社会参加、などを通じて、生きがいのある暮らしの実現に向けてお手伝いを行って参ります。なお、これらの支援は、計画・記録・評価等の介護過程に基づき展開し、支援技術としてのノウハウの構築・蓄積を図ります。また、身体拘束廃止委員会の開催（テレビ電話装置その他の情報通信機の活用可能）、3か月に1回実施、その結果についても職員が周知徹底いたします。



〔介護予防体操教室〕



〔開園記念式〕

Ⅳ 入居者の確保／職員の資質向上

活動目標④として掲げた「入居者の確保／職員の資質向上」について、令和3年度の老人福祉法の改正「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正」により、職員の資質向上のための研修受講と、職場環境でのハラスメントの防止による改善を図り、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務計画の策定を加え、入居者の受け入れについての業務計画及び業務体制について整理します。

(1) 業務計画及び業務体制

以上の援助を実施するために白寿園ケアハウスでは、下記の業務分担を行い、円滑なサービス供給体制の確立を図ります。

(1)－① 入居者の受け入れ

当ケアハウスでは施設のPR等を行い、また、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携を強化し、待機者の確保に努めます。入居の申込みを受ける前に、面接を行い、本人の状況、家族の状況などの確認し、ケアハウスを見学していただきます。申込み後、入居の順番が近づいたときに、本人の状況を面接などにより確認し、健康診断書を提出していただいた後、入居受け入れの判断を行います。介護老人福祉施設の入所対象が要介護3以上になったことに伴い、介護老人福祉施設と連携をしながら、説明会の開催、入居申請などを行います。退去から新規入居までの空室期間を10日以内に短縮することを心がけます。

(1)－② 働きやすい職場の構築

■ 県規則第24条第4項

当施設は上記3名の職員配置であり、職員にかかる負担も大きくなっています。職員が健康で働くことができるよう利用者の生活の状況にも配慮しながら、職員の超過勤務を軽減できるよう業務日課の見直し、介護休暇・介護休業等の取得等を含め、業務の継続を可能とする体制を作ることを検討し、また、職場環境でのハラスメントの防止による改善を図り、働きやすい職場の実現を目指します。特に令和4年度には、BCPに基づく他部署の協力を受けやすくすることも視野に入れて、業務そのものをわかりやすくし、また、無理のないものに見直しを図ります。

(1)－③ 業務体制

業務の適正且つ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定並びに生活の充実を図り、円滑なサービス供給体制を確立するために、下記の職員を配置し業務を遂行します。

職種	業務内容	配置人数
○ 施設長	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の管理、業務の実施状況の把握 ・関連法令・基準等の遵守に関する指揮命令 ・職員教育 ・ケアハウス会議の開催 	1名
○ 生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者及び家族に対する相談援助業務 ・事業所・法人内のサービス、職員の調整 ・居宅介護支援事業者等との連携強化 ・事故及び苦情に関する記録の作成 ・記録の作成 ・関係会議への参加 ・その他必要な援助・外出時の付添等の業務 ・介護サービス 	1名
○ 事務員	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料の請求 ・記録の作成 ・関係会議への参加 ・その他必要な援助・外出時の付添等の業務 ・小口現金の管理 ・公的機関への各種届出 ・介護サービス 	1名

※ 職員が不在の時は、職種間でお互いの業務を補います。

(1)-④ 会議

当ケアハウスにおいて提供されるサービスに関する全ての事項は、原則として関係職員の協議によって決定します。

No.	会議の名称	開催予定	内容
①	管理運営会議	原則第3金曜日	業務の進捗確認・情報共有
②	施設合同会議	原則第3火曜日	各事業所間の情報共有
③	職員会議	隔月最終水曜日	法人職員の業務連絡
④	ケアハウス会議	毎月上旬	ケアハウス内の情報共有・入居申し込み確認
⑤	運営懇談会	入居者がそろう日に毎月開催	入居者・施設長・職員によりケアハウスの健全な運営と入居者の快適で心身共に充実した生活のために必要な事項について、意見を交換する場所として開催。
⑥	サービス担当者会議	随時	居宅介護支援担当者・介護予防支援担当者との協議・情報共有
⑦	給食会議	隔月第3水曜日	食事・栄養管理に関する事。

※ 上記の他に法人内の役員会、白寿園内の各委員会、給食会議等に出席する。

(1)-⑤ 委員会

当園の運営を側面的に援助する機関として、職員による委員会を設置運営しています。

(1)-⑥ 職員の知識・技術の向上

■ 県規則第 23 条第 3 項

ケアハウスの職員は常に専門知識の習得と技術の向上に努め各種研修会に参加します。その際、全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じます。

01 白寿会全体 内部研修・職員会議・研修センターの項目を参照

02 外部研修の予定 02 (静岡県エリアで開催される研修)

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考(義務等)
1	5	磐田市社会福祉協議会	ボランティア担当連絡会	磐田市	1	生活相談員
2	11	県西部健康福祉センター	福祉施設の総合防災訓練視察	静岡市	1	生活相談員

(1)-(7)0 行事及び日課

白寿園ケアハウス 年間行事予定・法人年間行事計画参照 ※コロナ等による変更もあり

月	行事予定	月	行事予定
4月	花見・苺狩り	11月	ケアハウス開園記念食事会
5月	新茶サービス	12月	クリスマス会・忘年会
7月	納涼祭	1月	初詣
9月	敬老会	2月	豆まき
10月	竜洋文化祭出展・見学	3月	ひなまつり

白寿園ケアハウス週間予定

定期行事予定

※コロナ等による変更もあり

曜日	日課
月曜	入浴・リハビリ体操・口腔機能向上体操
火曜	入浴
水曜	入浴・リハビリ体操・口腔機能向上体操
木曜	入浴・リハビリ体操・口腔機能向上体操
金曜	入浴・リハビリ体操・口腔機能向上体操
土曜	各種クラブ活動・転倒予防教室 リハビリ体操・口腔機能向上体操
日曜	入浴・リハビリ体操・口腔機能向上体操

曜日	日課
月曜	何でも相談日(隔週) 介護予防体操教室(第1)
火曜	買い物(隔週)・運営懇談会(第1)
水曜	
木曜	
金曜	
土曜	各種クラブ活動・転倒予防教室 口腔体操教室・映画観賞会
日曜	防災訓練(第1)

白寿園ケアハウス日課など

時 間	日 課	週及び月課
07:30～ 09:30～ 10:00～	朝食	買い物 (隔週火曜日) 防災訓練 (毎月第1日曜日) 料理クラブ (隔月第4土曜日) ボランティア体操 (毎月第1月曜・第3木曜)
11:30～	ラジオ体操・口腔機能向上体操	誕生会 (個人の誕生日に行う)
12:00～ 13:30～ 14:00～	昼食 入浴	運営懇談会 (毎月第1木曜日) 口腔体操教室 (毎月第1土曜日) 映画鑑賞会 (毎月第2土曜日) 手芸クラブ (毎月第4土曜日)
18:00～	夕食	

※コロナ等による変更もあり

(2) 災害対策

■ 県規則第7条

災害対策については、別に定める「白寿園防災規程」に従い、定例で毎月防災訓練を実施し、入居者の安全確保に対する体制を整備します。また、地元自治会と共同で防災訓練を行うことを計画しています。その他、防災設備関係業者に委託を行い、自動火災報知器、スプリンクラー、誘導灯などの設備器具の定期点検を実施します。防災設備については、食堂・各居室の戸口に飛散防止フィルムを設置して**います**。

(3) 指針の整備

■ 県規則第25条/第33条

(3)一① 感染症の指針

県規則第25条第1項第2号の規定に基づき、ケアハウスでは感染症対策の指針を整備します。また、当該指針は定期的に見直しをします。

(3)一② 高齢者虐待防止の指針

県規則第33条第1項第2号の規定に基づき、ケアハウスでは高齢者虐待防止に係る指針を整備します。また、当該指針は定期的に見直しをします。

(3) 業務継続計画

■ 基準第 23 条の 2

当施設では、感染症及び非常災害の発生時のサービスの提供体制を確保するために、業務継続計画の策定を感染症委員会及び防災委員会にて策定します。策定した計画に対しては、職員は周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。また、各委員会にて定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

静岡県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則

(業務継続計画の策定等) 基準第24条の2

軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(4) 電磁的記録等

■ 県規則第 34 条

令和3年度改正では電磁的記録等について新設されました。

静岡県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則

(電磁的記録等) 県規則第 34 条

軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが出来ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

V 白寿園ケアハウス 経営計画

当施設の地域との関係や地域貢献の取り組みについて整理します。

白寿園ケアハウス経営計画

(1) 令和3年度の稼働率について

令和3年度は、4月に1名入退去され、5月に1名入居・2名退去、6月に2名入居・1名退去、11月に3名退去、12月に3名入居しています。1日当たり15人で稼働率が月平均95.8%となり、1ヶ月の延べ利用件数が平均437件でした。令和4年度は、1日当たり15人で稼働率が月平均100%、1ヶ月の延べ利用件数目標を456件を目指し、実利用総数目標を5,475名と考えています。

■ 令和4年度の利用見込

(上段は日数/下段は人数)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
目標	450	465	450	465	465	450	465	450	465	465	420	465	5,475

(2) 入居者確保の方策

令和4年度も安定的な運営のため、また情報の開示と入居希望者の募集という観点から広告規定の範囲内での積極的な宣伝・広報活動が必要です。白寿園ケアハウスにおける広報活動は以下の通りです。

【パンフレットの発行と関係機関への配布】

社会福祉法人白寿会のパンフレット及び白寿園ケアハウスの案内パンフレットを発行し、関係機関に配布します。

【ホームページの開設と広報紙の作成】

当法人では白寿園開設20周年事業の一環として、平成23年度に法人のホームページを開設し、ケアハウスでも専用のコーナーを設け、事業所のPR活動に務め、利用者の確保につなげています。

【施設見学・相談等への対応】

ケアハウスを周知し理解していただくために、施設見学への対応、問い合わせ、相談等に迅速かつ丁寧に対応します。

【3 施設合同説明会の開催】

当施設では平成 22 年度から、入居待機者・包括支援センター及び居宅介護支援事業所などの関係機関に案内を出し、ケアハウス説明会を開催しています。ここでは、ケアハウスの生活・料金・入居のシステム等を説明した後、施設見学を行っています。尚、平成 29 年度から白寿園・第二白寿園・白寿園ケアハウスの3施設合同説明会として実施しています。令和3年度においても三施設合同説明会を開催し、ケアハウスの説明を行う予定です。また、法人で行う地域住民を対象とした「介護者教室」や、研修センター等が主催する職種別研修にも協力し、地域貢献を図りながら事業所のPRに務めたいと考えています。

(3) 特定施設への検討

『第9次高齢者保健福祉計画／第8期介護保険事業計画』（令和3年度～令和5年度）によると、本市の老年人口（65歳以上）は、平成2年現在で48086人、高齢化率は28.4%です。また、令和2年現在のひとり暮らし高齢者数は7218人となっています。同事業計画では、特定施設入居者生活介護のサービスについて、以下の予測を示しています。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	特定施設入居者生活介護 自然体	1,177	1,242	1,452	1,464	1,476	2,568	1,548	1,800
	特定施設入居者生活介護 施策反映後				1,476	1,488	1,500	1,524	1,776
	介護予防特定施設入居者 生活介護 自然体	107	122	156	156	156	168	168	192
	介護予防特定施設入居者 生活介護 施策反映後				156	180	180	192	240

(4) 当法人の考え方

介護保険サービスを利用できるケアハウス及び有料老人ホームは、「要介護者のみを対象とする「介護専用型」と「要介護者に加えて要支援者や自立も対象とする混合型」の2種類型になり、特定施設の対象範囲にケアハウスも含まれました。従来、介護サービスの提供者は特定施設の職員に限定にされていましたが、外部サービス利用型特定施設の新設により、他の訪問介護事業者や通所介護事業者が介護サービス業務を外部委託出来るようになりました。当園の入居者においても、ADLの低下とともに、要支援・要介護者が増え、今後も増加傾向が予測されるため、特定施設（外部サービス利用型）への移行の可能性を視野に入れ平成20年度に、特定施設入居者生活介護への転換を検討いたしました。

その結果、当施設は介護老人福祉施設白寿園との連携が保たれており、重度化への円滑な対応が可能であること、及び施設規模が15名と小規模であるため、特定施設入居者生活介護に転換した場合の採算（15名全員が要支援以上の認定を受け、サービスを利用するとは限らないため）の点でも課題を認め、県内の小規模のケアハウスと連携・情報交換などを行いながら、当面は現行のケアハウスの体制で事業展開を行うことが適当と考えます。

10. 特別養護老人ホーム 第二白寿園

令和3年度事業計画(案)

介護保険事業所番号 2276901036

■ 令和4年度 事業コンセプト

「その人らしい生活を援助し「ここで良かった」と思える居場所をつくる」

- [1] 令和3年度も引き続き「その人らしい生活を援助し、「ここで良かった」と思える居場所をつくる」という施設理念を職員間に浸透させ、個々のご入居者様の居場所づくりを推進していきます。
ユニットケア推進委員会を中心に『ご入居者様目線の暮らし』を実現していきます。
ハード、ソフト、システム、フォームの4つの観点から評価し改善案を提案していくことでユニットケアの原点である個別ケアを実践していきます。
- [2] 感染症予防委員会を中心に感染症予防の強化と感染症発生時の対応力を強化していきます。
- [3] 高齢者虐待防止の推進のために委員会を中心に体制を強化していきます。
- [4] 事故防止委員会を中心に事故防止のための体制を整備しリスクマネジメント体制を強化していきます。
- [5] 褥瘡予防委員会を中心に多職種協働で計画を立て、それを実践することで褥瘡0を目指します。
- [6] 歯科医師、歯科衛生士との連携を強化し、多職種協働でご入居様の口腔衛生管理、口腔機能低下の予防、誤嚥性肺炎の予防、感染症の予防に努めていきます。
- [7] ご入居者様がその人らしい最期の時を迎えられることができるようにACPについての話し合いを推進していきます。意向を叶える事ができるように医師と連携を強化し医療提供体制を整え、多職種協働のチームで質の高い看取り介護の実施ができるように努めていきます。
- [8] 介護職員のスキルアップを目指し、外部研修への参加促進、内部研修の充実を図ります。特に介護技術の向上、看取り介護についての知識を深め、介護サービスの質の向上を図ります。

- 事業計画において「規則」とあるのは「静岡県規則第10号 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則」を、また、「算定基準」については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」を指します。



■ 令和4年度 奏ユニット 活動コンセプト (案)

心地よい暮らしをかなでよう

奏ユニットでは「心地よい暮らしをかなでよう」をテーマに 2 本柱を立て、“当たり前
の生活” の提供を行っていきます。

活動目標 ① 清潔感のある住宅

- ・環境整備に力を入れ、常に清潔感のあるユニットを目指します。
- ・週に4日、ユニット内の掃除機掛け、モップ掛けを行います。
- ・毎日トイレ掃除、キッチン掃除、居室洗面台掃除、居室・リビングの換気を行います。
- ・月に1度、車いす、机、椅子の清掃を行います。

活動目標 ② 家での行事、家から外へ

- ・月に一度、半数以上が参加するレクリエーションの開催を行います。
- ・年3回の外出を計画します。

1月 正月遊び	2月 節分 ポッチャ	3月 雛祭り	4月 桜鑑賞	5月 ボーリング大 会	6月 遠足（花鳥 園）
7月 納涼祭	8月 ボール投げ	9月 敬老会	10月 法多山ドライ ブ	11月 紅葉ドライブ	12月 クリスマス会

■ 令和4年度 縁ユニット 活動コンセプト (案)

一人一人の縁を大切に、ここに居たいと思える笑顔溢れる一家団欒の場作り

ここで出会ったご縁を大切にたくさんの笑顔を引き出せるよう入居者様の生活に寄り添っていきます。

活動目標 ① 自分らしさを諦めない

- ・入居者様のしたい事の聞き取りを行う。
- ・入居者様の希望を多職種が協働し実現します。

活動目標 ② 残存機能を活かし、今出来る事の継続と出来る事を増やしていく為、レクリエーションの充実をしていきます

- ・定期的（月に1回）半数以上参加のレクリエーションを行います。
- ・個人的なレクリエーション・生活リハビリを重点的に行なっていきます。

活動目標 ③ サービスの質の向上を目指します

- ・接遇を身に着け、笑顔溢れる雰囲気作りを目指します。
- ・3か月に1回ユニット内で研修を行います。
- ・24Hシートを充実させ、入所者様のこだわりを共有していきます。

■ 令和4年度 和ユニット 活動コンセプト (案)

「和顔愛語」

和顔愛語とは・・・穏やかな顔つきで思いやりのある話し方で接すること。
和やかな笑顔と優しい言葉で接し、思いやりがにじむようなユニットにしたいと思います。

活動目標 ① 生活に彩を添える

- ・担当デイ毎月行い、日常でも残存機能を活かしたレクリエーションや認知機能の低下を防ぐレクリエーションを行います。
- ・ユニット内で季節を感じられるように春夏秋冬、最低4回模様替えし季節を感じられるレクリエーションを行います。

活動目標 ② 安全、快適な生活のための環境づくり

- ・週2日間は確実に整理整頓、清掃し、どなたでも気持ちよく生活できるよう整えます。
- ・毎月、住環境整備を行い、安全な環境づくりに努めます。

活動目標 ③ サービスの質の向上

- ・ユニット内研修を3か月に1回行い、知識や技術の向上に努めます。
- ・担当者が24シートの見直しを毎月、検討、評価をしていき、更新日には各職員が迅速な更新を行います。
- ・食事を毎月、検討、評価をしていき、安心、安全で楽しみを見出せるように努めます。

■ 令和4年度 雅ユニット 活動コンセプト (案)

「日々の暮らしを大切に、生活の中にくつろぎと・彩を」

雅ユニットでは「日々の暮らしを大切に、生活の中にくつろぎと・彩を」をテーマとし、以下の3本柱を中心に職員が一人一人考え相談し合い、安心して心地よい空間を提供できるように努めていきます。

活動目標 ① 身近に季節を感じられるレクリエーションの充実

- ・残存機能を活用し、認知機能低下を防ぐレクリエーションを行います。
- ・定期的（月1回）に行事やイベントを行い季節を感じられるレクリエーションを行います。

活動目標 ② 一人一人が穏やかに暮らせる支援

- ・残存機能を活用し、身体機能を維持できるレクリエーションを行います。
- ・入居者様の希望を多職種が共同し実現できるように努めていきます。

活動目標 ③ 清潔感のある環境づくり

- ・毎日環境整備を行い、環境づくりに努めます。
- ・毎日リビング、居室の換気、トイレ清掃を行います。
- ・日勤が出勤したら、入浴開始まで居室・廊下の掃除機掛け（但し水曜日は居室・廊下洗面台を掃除）を行います。
- ・四季を感じられる飾り付けを行います。

■ 令和4年度 医務 活動コンセプト (案)

「暮らしを支える看護」

ご入居者様の健康管理について努めていきます。介護が必要になっても暮らしの継続ができるように支援し、人生最後までその人らしく生ききることを支えていきます。

活動目標 ① 健康管理

- ・入居者の重度化に対し嘱託医との連携のもと、体調の変化に注意を払い、異常の早期発見に努めます。
- ・感染症、食中毒の防止に努めます。日々の健康チェック、手洗い・うがいの実施、換気、湿度、室温等の環境を整えていきます。また感染症を想定したシミュレーション訓練を委員会、全体会議等で実施していきます。
- ・ご入居者様の多くが抱える便秘を減らしていきます。適切な水分摂取を促したり、トイレへ長く座ってもらうなど介護職員と連携し、便秘解消に向けた取り組みを行います。
- ・看取り介護の充実を図るため、ご家族様への心理的支援を含めた職員教育の実施を行っていきます。またACPについて本人・家族との話し合う場を繰り返し設け、意見を共有し多職種との連携を図っていきます。

特別養護老人ホーム第二白寿園 令和4年度事業計画 目次

項目	タイトル	No.	小項目
(1)	介護保険制度について		
(2)	施設運営の目的		
(3)	入所対象		
(4)	基本理念		
(5)	援助方針	(5) -①	援助の在り方
		(5) -②	敬愛と専門性に立脚した援助
		(5) -③	入居者主体の援助
		(5) -④	生きがいのある生活
		(5) -⑤	健康管理と障害の軽減
		(5) -⑥	重度化を踏まえた援助
		(5) -⑦	経口摂取維持への援助
		(5) -⑧	個人情報の保護
		(5) -⑨	安全管理体制の確保
(6)	サービス計画	(6) -①	入居者の援助
		(6) -②	施設の社会化
(7)	業務計画及び業務体制	(7) -①	入居者の受入れ
		(7) -②	業務体制
		(7) -③	職員配置・業務分担
		(7) -④	会議
		(7) -⑤	委員会
		(7) -⑥	職員の知識・技術の向上
(8)	災害・防災対策		
(9)	感染症予防		
(10)	事故防止		
(11)	看取り介護の充実		
(12)	委員会活動	(12) -①	ユニットケア推進委員会
		(12) -②	褥瘡予防委員会
		(12) -③	事故防止委員会
		(12) -④	感染症予防委員会
		(12) -⑤	身体拘束廃止委員会
(13)	経営目標	(13) -①	介護老人福祉施設の介護報酬構造
		(13) -②	経営目標
		(13) -③	磐田市の動向

(1) 介護保険制度改正

介護職員の処遇改善については「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として収入の3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置「介護職員処遇改善支援補助金」を令和4年2月から前倒しで実施することとなった。

大臣折衝事項において令和4年10月以降について臨時的報酬改定を行い介護報酬に引き継ぐことを前提に必要な予算を令和4年度予算案に計上している。

(1)－① 介護報酬の改定

○介護報酬改定による処遇改善（案）新加算

◎加算額

- ・対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引き上げに相当する額
- ・対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の介護報酬にその加算額を乗じて単位数を算出

◎算定要件

- ・処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所
- ・賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等ベースアップ等の引上げに使用するを要件とする

◎対象となる職種

- ・介護職員
- ・事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を当てることができるよう柔軟な運用を認める

○加算率（案）

- ・現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の加算率を介護報酬に乗じる形で単位数を算出

介護老人福祉施設 1.6%

(2) 施設運営の目的

■介護保険法第39条

指定介護老人福祉施設第二白寿園（以下「当園」と省略）は、介護保険法令に従い、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいてご利用者が相互に社会的関係を築き、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿ってそれぞれ役割を持って自律的な日常生活を営むことができるように支援することを目的とする施設です。

(3) 入所対象

■介護保険法第7条

当園の入居対象は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方で、以下のいずれかの要件を満たす方です。

- ① 介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者であって、要介護認定を受けている方で要介護3以上の方。
- ② 要介護1及び要介護2の方で、特例入所が認められた方。

(4) 基本理念

当園の基本理念は次のとおりとします。

- ① その人らしい生活を援助し、「ここで良かった」と思える居場所をつくる。
- ② 家庭生活からの連続性を重要視し、個性に重んじたライフスタイルを形成する。
- ③ 個々の入居者における「普通・当たり前」に共感する。
- ④ 「ここで良かった」と思える居場所づくりに専念し、その人が望む生活の追及を諦めない。
- ⑤ 社会資源としての自覚を持ち、地域福祉の拠点となるような施設作りを目指します。

(5) 援助方針

■ 介護保険法第1条 ■ 老人福祉法第2条

入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援します。

介護保険法における基本理念	介護保険法第1条
この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	

老人福祉法における基本理念	老人福祉法第2条
老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。	

(5) -① 援助の在り方

■ 介護保険法 第1条

施設サービスの提供にあたっては、各ユニットにおいて、入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるように配慮します。また、すべての生活場面において、入居者のプライバシーの確保に配慮します。

入居者の自立した生活を支援することを基本とし、入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、入居者一人ひとりの心身の状況等を常に把握しながら適切に行います。

(5) -② 敬愛と専門性に立脚した援助

■ 老人福祉法 第2条

職員は、入居者一人ひとりに深い理解と愛情をもって接するとともに、社会福祉に従事する者として必要となる専門知識・技術の習得に努めます。また、社会福祉の理論を踏まえた援助を心がけ、入居者及び家族の秘密保持・プライバシーの保護等に充分配慮します。なお、援助を展開するにあたっては、社会福祉の専門性に基づく、個別的・集団的援助の計画、実施、評価を行い、効率的かつ質の高いサービスの提供を目指します。

(5) -③ 入居者主体の援助

■ 介護保険法 第87条

入居者の個々の特性、ニーズを把握し、また、残存機能の客観的評価を行いながら、精神的・身体的・社会的諸機能の維持または障害の軽減を図り、市民としての豊かな生活を実現できるよう援助を行います。特に、個々のニーズの充足を図る過程において、自己決定の機会をつくることに配慮し、自主的かつ積極的な生活意欲を育てることを重視します。

(5) ー④ 生きがいのある生活

■ 規則 第47条

入居者一人ひとりが、生きがいのある生活を送れるように、嗜好に応じた趣味や教養、娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行なうこれらの活動を支援します。

(5) ー⑤ 健康管理と障害の軽減（自立した日常生活）

■ 規則 第19条、第20条

入居者にとって、より健康であることは最大の願望です。従って、当園として医療機関との連携を密にするなど十分な配慮を行う他、残存機能の維持ができるように生活を通じた機能訓練の実施、福祉機器の導入により生活障害の軽減（自立した日常生活）にも力を入れます。なお、入居者一人ひとりが、自らの疾病、障害を意識し、かつ残存機能の重要性を理解し、健康管理に留意し、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する事ができるよう配慮します。

(5) ー⑥ 重度化を踏まえた援助

入居者の重度化等に伴う医療ニーズの増大に対応していくために、看護職員との24時間連絡体制を確保します。また、入居者や家族の意向を尊重した多職種協働のチームによる看取りに関するケアを実施し、特別養護老人ホームの将来像とされる「生活重視型の施設」としての機能を果たします。

(5) ー⑦ 口腔機能維持、経口摂取維持への援助

■ 算定基準 トチリ

食べ物を経口摂取することが、生活機能を維持するための重要な行為であるという認識から、当園においては経口摂取の維持継続を図る援助を提供します。経口摂取の維持継続を図るには、口腔内の健康の維持が重要と考えます。歯科医師や歯科衛生士の介入により、様々な口腔の問題を見逃すことなく、口腔機能の管理を図ります。歯科医師や歯科衛生士による施設職員への口腔ケアに関する助言・技術指導・評価等のマネジメントを目指し、多職種協働により実施するための体制の構築を図ります。

(5) ー⑧ 個人情報の保護

■ 規則 第33条1項～3項

当園は、「第二白寿園個人情報保護規程」に基づき、利用者及び家族の個人情報の保護を義務として職員に課し、情報の保護に関する必要な措置を講じます。また、守秘義務は当園の職員でなくなった後も同様とします。なお、提供するサービスを円滑に遂行するため、「個人情報の取り扱いに関する同意書」を作成し、サービス提供開始にあたり利用者個々に同意をいただくことにより、必要な情報を有効に活用することとしています。

<p><input checked="" type="checkbox"/> 利用者への周知・・・守秘義務は契約書第10条において以下のように規定しています。</p> <p>1 事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た入居者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。 この守秘義務は契約終了後も同様です。</p> <p>2 事業者は、入居者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入居者に関する心身等の情報を提供できるものとします。</p> <p>3 事業者は、入居者及びその家族の個人情報については、これを厳正かつ適切に管理し、あらかじめ、利用者及びその家族から同意を得た利用目的以外は使用しません。</p>

(5) ⑨ 安全管理体制の確保（事故防止・感染症の予防など） ■規則第30条、31条、38条

当園は、利用者の事故防止に心がけ、リスクマネジメントの手法を取り入れ、事故を未然に防ぐよう対策を講じます。また、「第二白寿園 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針」に基づき、感染症予防を心がけ、感染防止に有効な対応を継続します。利用者の体調が利用中急変した場合は、適切な対応(家族や医療機関との連携含む)を実施します。

(6) サービス計画

(6) -① 入居者の援助

入居者の援助については、ユニット毎に職員を固定配置することで馴染みの関係を築きながら、入居者にとって密度の濃い援助の展開を推進します。援助に関しては、個別の施設サービス計画に基づき、入居者の個々の生活習慣を大切に、24時間シートを作成し、以下の①～⑩の内容から構成される援助を行い、もって前記の援助目標である、「入居者個々の生活習慣に沿った自律的な日常生活」の実現を図ります。

① 施設ケアマネジメント

■ 規則第14条第1項～第12項

- 1) 当園における入居者への援助は、すべて計画担当介護支援専門員（生活相談員兼務）が作成する「施設サービス計画」に基づき実施します。
- 2) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たり、入居者及びご家族に面接を行う等の方法により、当該入居者の有する能力、環境等の評価を通じて当該入居者が自律した日常生活を営むための課題を把握します。
- 3) 計画担当介護支援専門員は、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びご家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成します。さらに、これらの課題分析（アセスメント）業務に関する技術向上を図るため、課題分析の本来的な意味であるところの、①情報収集し、②情報の解釈・分析・関連づけ・統合化、③生活課題の明確という3つのプロセスを確実に行うことができますようにします。
- 4) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入居者またはその家族が参加する場合にあたっては、テレビ電話装置等の活用について当該入居者またはその家族の同意を得なければならない。）の開催、または、担当者に対する照会等により、看護職員、介護職員等の担当者から、施設サービス計画原案の内容について、専門的見地に基づく意見を求めます。
- 5) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入居者またはそのご家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得て、施設サービス計画を交付します。
- 6) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況、入居者の状況の変化を継続的に把握・評価します。なお、入居1ヵ月後、および要介護認定の更新時等の施設サービス計画作成に関しては、原則としてご家族にも出席いただきサービス担当者会議を開催します。
- 7) 計画担当介護支援専門員は、入居者の状況が変化した場合、または、要介護認定の変更・更新認定の都度、上記2)～5)の業務を行います。
- 8) 課題整理総括表等によりの確なケアマネジメントの実現を図ります。また、24時間生活シートの情報を効果的にケアマネジメントに生かせるようにしていきます。

- ② 相談及び援助 ■ 規則第 17 条
当園では、計画担当介護支援専門員および生活相談員が、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

- ③ 生活介護 ■ 規則第 45 条

各職員は入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、24 時間シートを作成し日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、日常生活を支援をしていきます。

24 時間シートは、施設サービス計画の内容に沿って作成するとともに平成 30 年度の実地指導において助言を受けた「第二白寿園独自の視点」を位置づけるように努めます。

また、各ユニットに置いて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるように配慮していきます。それぞれの場面においてはプライバシーが確保できるように配慮します。

ふれあい、交流など生活介護の持つ心理的側面にも配慮しながら、質の高い介護サービスが提供できるよう努力します。

- 1) 当園では基準に基づき、入居者の意向に応じて、適切な方法により、入浴の機会の提供または清拭を行います。
- 2) 当園では基準に基づき、ご利用者様一人ひとりの心身状況に合わせて個別に対応し、排泄の自立について必要な支援を行いません。また、排泄介助にあたっては、人としての尊厳に心を配り、プライバシーに配慮し、身体機能に最も適した方法で行います。
- 3) 当園では基準に基づき、褥瘡が発生しないよう体位交換の必要なご利用者に対しては、脱臼・骨折の事故に留意したうえ、適切な介護を行うとともに、その発生を予防するために多職種協働の「褥瘡予防委員会」を設け、委員会を毎月開催し、定期的なアセスメントの実施、個別計画の作成、計画の推進、研修の計画、実行による知識・技術の向上を促し、褥瘡の発生を防止する体制を整備します。
- 4) 当園では基準に基づき、離床の実践、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援します。

- ④ 健康管理 ■ 規則第 20 条、第 30 条第 2 項

- 1) 当園では基準に基づき、入居者の重度化に対し嘱託医との連携のもと、看護職員及び介護職員は体調の変化に注意を払い、異常の早期発見に努めます。具体的には、年間計画に基づく入居者の健康診断・予防接種の実施、日々の血圧・体温・脈等の定期健康測定の実施、医師の指示などによる処置、投薬の管理と配薬の協力実施などを通じて、入居者の健康保持のための適切な措置を講じるとともに、必要な記録を作成します。予防接種については肺炎球菌ワクチンの計画的接種を勧めます。
- 2) 当園では感染症、食中毒の防止を図るため、毎月、「感染症予防委員会」を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。また、「第二白寿園 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針」、及び感染症に対するマニュアルを整備して、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施します。
- 3) 当園では口腔内のたんの吸引及び胃瘻による経管栄養の手順が適切に行われる為の「看護職員と介護職員のケア連携協働研修」が終了し、介護職員が特定行為業務従業者の認定を受けました。これにより、痰の吸引や胃瘻による経管栄養の

管理が看護職員と協力して実施できるようになりました。さらに、鼻腔内の喀痰吸引と胃瘻による経管栄養の管理が可能になる為の「介護職員たんの吸引等研修（第二号研修）」を順次受講していく予定です。

- 4) 高齢者の多くがかかえる体調不良の一つに便秘があげられますが、当園でも例外ではありません。便秘傾向の入居者に対し排泄チェック表の確認をしながら水分摂取をすすめ、トイレへ長く座ってもらうなど介護職員と連携し自然排便を目標に便秘解消に向けた取り組みを行っていきます。
- 5) 日常の健康管理の一つとして、普段目につきにくい部分の保清に取り組んでいきます。
- 6) 看取り介護の充実を図るため、ご家族様への心理的支援を含めた職員教育の実施を行っていきます。
- 7) 医務では、ご家族の面会時を貴重な情報交換の場と捉えています。気軽に声を掛け合い、医務室へ立ち寄っていただく事により“家族との連携”を密に図っていきます。
- 8) 歯科医と連携を取り、口腔ケアを適切に行うことで、誤嚥性肺炎の予防、感染症や発熱の予防に努めます。

⑤ 食事の提供

■ 規則第 46 条、

- 1) 当園では基準に基づき、食事形態や、体調不良時等の個人対応を迅速に対応しています。健康状態や栄養状態に配慮していくと共に、入居者の嗜好を把握し、管理栄養士を中心に委託事業者との連携を図りながら、行事食や毎日の食事の提供方法に趣向をこらす事で食事の楽しみを広げていきます。
- 2) 食事は、適切な時間に提供し、入所者には離床を促し、食堂にて他の入所者と交流を深めながら食事を食べることができるよう支援します。
- 3) 当園では、基準に基づき、衛生管理の徹底をはかり、安心して食べられる食事の提供をしていきます。職員一人一人の自己管理を促す為、職員教育を実施し、施設と委託業者の連携を図りながら食中毒や感染症の予防に努めていきます。
- 4) 入居者の摂食・嚥下機能に応じた食事形態を提供します。状態の変化に合わせて食事内容の変更、必要に応じた栄養補助食品の使用などを行い、低栄養状態の予防・改善に努めていきます。
- 5) 看取りケアにおいては、最後まで経口摂取が出来る事を目標に容態に合わせた食事の提供をします。
- 6) 食への関心を高め、生活の質が向上するよう、ユニットとの連携を図りながら季節に応じた行事食を提供していきます。

⑥ 社会生活上の便宜の提供等

■ 規則第 47 条

- 1) 当園では基準に基づき、教養娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行います。生きがいの援助としては、ユニット毎に職員を固定配置し、入居者にとっての密度の濃い援助の展開を行います。社会性、趣味、機能維持の各側面を考慮しながら、入居者の特性に沿った援助を展開することを基本において、別に定める年間行事計画の実施を図ります。また、個々の利用者の希望に沿って、地域行事への参加、外出等、その機会を随時確保します。
- 2) 当園では、家族会活動等を通じて、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。
- 3) 当園では、入居者ごとに必要な行政機関手続等を支援します

⑦ 虐待防止

■ 規則 13 条第 4 項・5 項

指針に基づき、ご利用者様やご家族様が安心して施設サービスを利用できるよう、体制の構築をします。

- 1) 身体拘束廃止については、毎月の虐待防止検討委員会の中で、身体拘束の必要性等について施設全体で検討を行います。また、やむを得ず実施する場合には、必要な手続きを踏み、必要な記録をします。
- 2) 高齢者虐待防止については、施設長を虐待防止に関する責任者し、必要な職員研修や年に 2 回虐待防止チェックシートの実施を行います。また、竜洋地域包括支援センターへ協力を要請し、外部チェックを受ける機会を設けます。
- 3) 虐待通報を受けた場合はその内容を速やかに市に報告するとともに事実確認を行います。

⑧ 家族との交流

■ 規則第 18 条第 3 項

当園では、入居者の豊かな生活を実施する上で、入居者の家族においても、その役割を担う重要なキーパーソンであると認識しています。当園では、家族との交流を積極的且つ円滑に進める為に、家族会を結成し、自主的な活動を展開しています。面会・外出・外泊・ボランティア活動・行事への参加等の協力依頼の他、援助の計画内容・実施状況を報告する「サービス担当者会議」や、「交流会」の開催や、機関紙「風のまち便り」の配布等の事業を行い、入居者・家族・職員との交流を深めます。
感染症対策のための面会制限

⑨ 防災対策

- 1) 当園では基準に基づき、非常災害に関する具体的計画及び防災マニュアルを作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- 2) 防災対策としては地域との連携を重視し、12 月実施予定の地域防災訓練における津波避難の訓練（第二白寿園屋上）を共同で行うことができるような準備を整えます。

⑩ 事故防止

- 1) 当園では基準に基づき、事故の発生又はその再発を防止するため、「事故発生の防止のための指針」を整備し、事故防止についての安全対策担当者を定めます。また、「事故防止委員会」を 1 ヶ月に 1 回開催します。ここでは、事故に関する

分析を通じた改善策を検討し、それを従業者に周知徹底するために、施設内研修を定期的に行います。

- 2) 事故発生に際しては、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、その記録は基準に基づき計画担当介護支援専門員が作成します。

⑪ 口腔ケアの充実

平成 30 年度介護報酬改定に向けて
社会保障審議会介護給付費部会審議報告より

口腔ケアの充実は、美味しく食事を摂れるということは勿論のこと、①口腔疾患の予防②気道感染症の予防③摂食嚥下機能の向上④栄養改善等という観点からも効果的であることが示され、介護保険施設でも重要性が認識されてきています。第二白寿園では質の高い口腔ケアの実現のために歯科医師や歯科衛生士と連携し多職種協働で口腔ケアを行いご入居者様の口腔衛生を保つ取り組みをしていきます。

- 1) 協力歯科医と連携のもと、施設としての口腔衛生に関する課題・目標・具体的方策等を明確にした口腔衛生管理計画を策定すると共に、歯科医による定期的な研修を実施します。
- 2) 月 2 回以上の歯科衛生士による口腔ケアの実施、また、個々のご入居者様に係る口腔ケアについて具体的な技術指導・助言を介護職員にもらい、日々の口腔ケア手技の向上を図る。また歯科衛生士と連携し、ご入居者様に係る口腔に関し相談できる体制を整える。

⑫ 感染症対策

感染防止の取組強化や感染対策を図りながらサービス提供を求める観点から感染症の発生及びまん延を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修、訓練（シミュレーション）を実施します。

- 1) 当園では、基準に基づき感染症の発生及びまん延を防止するため指針を整備します。また「感染症予防委員会」を毎月開催します。

6-2 施設の社会化

■ 規則第 37 条 1 項

当園は、地域福祉における重要な社会資源であるという認識から、その物理的、人的資源を積極的に社会化し、地域福祉の充実に貢献します。

① 地域行事への参加

当園では入居者の方々が地域の住民として社会参加を行う機会の確保に努めます。具体的には、地域行事の年間スケジュールの把握と公開、参加希望の調査および実施を図ります。

② ボランティア受け入れ体制の確立

ボランティアの受け入れ体制の整備をしていきたいと思えます。地域のボランティア団体の情報収集、HP 等で募集し、様々な分野からのボランティアを受け入れ、それぞれの特技や特性を活かして法人職員と連携して当園を利用される方々を支えて頂き、地域との繋がりを感ずることのできる施設づくりを目指していきたいと思っています。

- ③ 社会福祉を目指す人材の育成に取り組んでいきます。具体的には社会福祉を専攻する学生の実習、福祉教育の一環としての生徒・児童の受入れ、活動の実施、評価の各役割において配慮と指導を行います。
- ④ 磐田市の介護相談員の受け入れを行っています

別表 1 入居者日課表

時 間	一 般
06:30～	起床・洗面
07:30～	朝食・口腔ケア
10:00～	入浴、健康チェック・ティータイム
	※週に1回シーツ交換、適宜清掃日
12:00～	昼食・口腔ケア
13:00～	入浴・余暇活動
	※週に1回シーツ交換、適宜清掃日
15:00～	おやつ
18:00～	夕食・口腔ケア
20:00～	入床
21:00～	消灯

※原則、ご入居者様、ご家族と面談し生活スタイル、意向に沿って日課を組み立てていきたいと考えております。

別表 2 年間行事表

月	月例行事	行事予定
4月	防災訓練 誕生会 ビューティーサポート 余暇活動等	お花見
5月		新茶サービス
6月		おやつ作り
7月		七夕・納涼祭
8月		花火大会
9月		敬老会
10月		掛塚まつり
11月		もちつき大会
12月		クリスマス会
1月		新年会
2月		節分
3月		ひなまつり

(7) 業務計画及び業務体制

(7) -① 入所者の受入れ

■ 介護保険法第8条第26項

平成27年4月1日より、特別養護老人ホームの入所対象の要件が、現行の要介護1以上から要介護3～要介護5までの要介護者となりました。ただし、要介護者1又は要介護2の方で、特例入所の要件に該当する場合は、入所が認められています。

入所の申し込みにより入所の希望があった場合、その申し込み書内の本人の状況、要介護度、家族の状況等の調査を行い「優先入所検討会」において受入れの決定を行います。

なお、要介護1又は2の入所申し込み者については、保険者に対して報告を行うとともに意見を求め、特例入所対象者に該当するか否かを判断します。

*「優先入所検討会」は施設長、事務長、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員、

及び、施設長が選任する当施設職員以外の第三者の委員で構成します。

(7) -② 業務体制

当園は、常時の介護を必要とするお年寄りを入所の対象とし、かつ、介護サービスを連続的に提供するために、各職種別に業務日課の作成を行い、職種内の役割分担を明確にします。また、円滑なサービス供給体制を確立するために、業務分担表を作成します。

(7) -③ 職員配置・業務分担

■ 指定基準第2条

職種	業務内容	配置人数
○ 施設長	<ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の総括 ・入居者の受け入れ (優先入所検討会の開催) ・職員の一元的管理・職員教育 ・苦情への対応 	1名
○ 介護支援専門員 (兼務)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設サービス計画の作成等施設介護支援業務 (サービス担当者会議の開催・照会の実施) ・入居申込者の状況等の把握 ・入居者の居宅における日常生活の可能性の検討 ・退居のための必要な援助の実施、関係機関との連携 ・身体的拘束に係る記録の作成 ・苦情の受け付け及び内容等の記録 ・事故の対応及び対応等の記録 	1名

職種	業務内容	配置人数
○ 生活相談員 (兼務)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び家族に対する相談援助業務 ・事業所・法人内のサービス、調整 ・入退居事務 ・各種申請手続きの援助 ・受診・入院に関する業務 ・家族会関連業務 ・施設防災関係業務 ・文書管理業務 ・実習生、ボランティアの受け入れ 	1名
○フロアリーダー (エントリリーダー兼務)	<ul style="list-style-type: none"> ・フロアの一元管理 (チームマネジメント) ・フロアの円滑な運営 ・フロア職員の育成 ・フロアのビジョンの構築と実現 	2名
○ユニットリーダー (フロアリーダー兼務)	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットの一元管理 (チームマネジメント) ・ユニットの円滑な運営 ・ユニット職員の育成 ・ユニットのビジョンの構築と実現 <p>※ 内2名はユニットリーダー研修受講者</p>	4名
○ 看護職員 (1名は機能訓練指導員兼務)	<ul style="list-style-type: none"> ・第二白寿園主治医との連絡調整 ・利用者の健康状態の把握 ・利用者の医療処置、服薬管理、その他診療の補助 ・健康診断・予防接種に係る業務の補助 ・受診、入院に関する業務 ・家族との連絡調整 	5名
○ 管理栄養士 (兼務)	<ul style="list-style-type: none"> ・献立の作成 ・栄養管理 	1名
○ 介護職員 (内4名エントリリーダー兼務)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設サービス計画書、24時間シートに沿ったサービスの実施 ・定期的なモニタリング、24時間シートの作成,更新 ・行事の計画、実施 ・記録の作成 	22名
○ 事務員	<ul style="list-style-type: none"> ・入退居事務 ・入居者の預かり金管理 	2名

(7) -④ 会議

当園において提供される個別援助の種類、内容、方法及び職員の業務体制、サービスに関する

全ての事項は、原則として関係職員による下記の会議によって決定します。

No.	会議の名称	開催予定	内容
①	運営会議	第3金曜日	業務の進捗確認・情報共有
②	施設合同会議	第3火曜日	施設部門の運営進捗の確認
③	職員会議	隔月最終水曜日	法人職員の業務連絡
④	リーダー会議	第2月曜日	特養事業所内の情報共有・行事などの企画
⑤	全体会議	4・8・12・2月の最終水曜日	特養事業所内の情報共有・業務の進捗確認 勉強会
⑥	ユニット会議	第1週	入居者の援助内容の確認・業務内容の検討
⑦	サービス担当者会議	随時	入居者の援助内容の作成
⑧	給食会議	第2月曜日	食事・栄養管理に関すること

(7) -⑤ 委員会

当園の運営を側面的に援助する機関として、職員による委員会を設置し、これを運営していきます。関係職員は、上記6-4の会議の他に、白寿会内の委員会関連会議等に出席します。

(7) -⑥ 職員の知識・技術の向上 ■ 規則第27条第3項

当園職員は、常に、専門知識の習得と援助等の技術の向上に努めるものとします。具体的には「介護サービスの質の向上」を目標に、定期的に園内研修を実施します。また、各種園外研修へ業務に支障のない範囲で、積極的に職員を派遣します。

■ 内部研修の予定 研修センター参照

- 01 内部研修・・・職員会議において実施 〔白寿園研修センターを参照〕
- 02 内部研修・・・管理運営会議において実施 〔白寿園研修センターを参照〕
- 03 内部研修・・・全体会議において実施

No.	月	担当者	内容	場所	参加人数	備考(義務等)
1	4	各リーダー	R4年度事業計画について 介護技術	会議室		原則全員参加
2	8	医務 事故防止委員会	ターミナルケアについて 事故0に向けた取り組み	会議室		原則全員参加
3	12	感染症委員会 身体拘束廃止委員会	感染症予防 身体拘束0に向けた取り組み	会議室		原則全員参加
4	2	褥瘡予防委員会	褥瘡0に向けた取り組み	会議室		原則全員参加

■ 外部研修の予定(市内・西部地区のエリアで開催される研修)

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考(義務等)
1	5	給食職員				
2	7	医務職員				
3	8	事務職員				
4	9	介護職員				
5	11	防災				
6	12	施設ケアマネ				
7	1	相談員				

■ 外部研修の予定 02 (静岡県エリアで開催される研修)

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考(義務等)
1		日本エッセイ推進S	エッセイライター研修	名古屋・静岡		
2		聖隷福祉事業団	喀痰吸引等	静岡		

(8) 災害・防災対策

■ 規則 第29条

当施設は、遠州灘から2kmの位置に立地しています。建物は、鉄筋3階建になっており屋上には避難スペースが整備されています。利用者の生活スペースは2・3階に位置しており、想定される火災、地震及び津波、風水害などに対応する為の取り組みを行っています。

別途定める「社会福祉法人白寿会消防計画」により、非常災害時の対応を行います。

災害が発生した場合でもサービスが継続的に提供できるよう業務継続計画を整備しています。

- 1) 当施設では、上記「白寿会消防計画」に基づき、毎月1回の避難訓練、年2回の総合防災訓練を行います。避難訓練では、津波を想定した最上階までの避難を、総合防災訓練では、火災を想定しベランダへの避難訓練や通報訓練、消火訓練などを行っています。
- 2) 当法人は、地元東町と、「災害時における社会福祉法人白寿会と東町自治会の対応に関する協定」を締結し、災害発生時の協力体制の確保や地元の要援護者の受け入れを定めています。
- 3) 当法人では、社会福祉法人茗翠会と「非常災害発生時等の一時避難施設としての使用に関する協定」を締結しており、地震・津波等の発生に関して予知が可能な場合や、被災後の一時的な生活の拠点を確保する為の方策としています。
- 4) 防災委員会を中心に各種訓練、職員教育を実施し、職員・ご利用者の防災意識を高めています。又、多岐にわたる防災に関する規定や行動マニュアルを簡略化し、職員への周知徹底を図るため、防火管理者を中心とした白寿会独自の防災マニュアルの策定に取り組んでいます。
- 5) 防災設備関係業者に委託を行い、施設内に設置されている自動火災報知機、煙感知器、スプリンクラー、誘導灯などの設備器具の定期点検を実施します。
- 6) 必要な食糧・水の備蓄を行い、定期点検を行います。

(9) 感染症予防

■ 規則 第30条

当施設では基準に基づき、感染症・食中毒の防止を図るため、指針に基づき感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本的な考えを理解し、法人全体でこのことに取り組めます。

- 1) 感染症予防委員会を設置し、毎月委員会を開催するとともに、その結果について、全職員への周知徹底を図ります。
- 2) 各種マニュアルを整備し、全職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練（シミュレーション）を定期的を実施します。
- 3) 職員の健康管理にも留意し、直接介護に携わる職員は年2回、その他の職員は年1回の健康診断を実施します。また、インフルエンザの予防接種についても推進します。
- 4) 施設内においてのチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たすよう、役割分担を定めます。
- 5) 感染症が発生した場合でもサービス提供が継続的に行なえる体制の整備のために業務継続計画の策定（BCP）を行います。

(10) 事故防止

■ 規則 第38条

当施設では基準に基づき、事故の発生又はその再発を防止するため、「介護・医療事故等の防止・対応指針」を定めています。

- 1) 事故防止委員会を設置し、事故発生の防止のため危機管理責任者（施設長）及び安全対策の担当者を定め、安全管理体制の強化推進を図ります。
- 2) 「事故防止委員会」は、毎月開催し、事故に関する分析を通じた改善策を検討し、それを従業者に周知徹底するために、施設内研修を行います。
- 3) 事故発生に際しては、速やかにご利用者様の保証人様に報告するとともに、必要な措置を講じます。また、その記録は基準に基づき計画担当介護支援専門員が作成します。
- 4) 重大な事故が発生した場合には、速やかに市へ報告書を提出します。

(11) 看取り介護の充実

当施設では、利用者及びその家族等の意向を尊重した、多職種協働のチームによる看取りケアを実施します。

入居後、慣れ親しんだ施設でその人らしい最期を迎えることができるように医師と連携し医療提供体制の整備に努めます。

- 1) 「介護老人福祉施設第二白寿園 看取りに関する指針」に基づき、利用者の尊厳を保持し、親しい人々に見守られ、その人らしい生活を継続する事ができる事を基本方針とします。
- 2) 上記「看取りに関する指針」について、入所の際、利用者又はその家族等に対して指針の内容を説明し、同意を得ます。入所後においても随時意向の確認をしていきます。

- 3) 看取りの実施は、利用者又はその家族に対し医師から十分な説明が行われ、利用者又は家族の同意を得た上で「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿って行います。また、状況等を文書等を用いて報告します。
- 4) 医師・看護職員・介護職員・管理栄養士・介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、適宜、看取りに関する指針の見直しを行います。
- 5) 緊急の搬送等を要する方についてはすみやかに搬送できるよう医療機関との連携強化を図ります。
- 6) ご家族の心のケアを行います。
- 7) 看取りに関する職員研修を行います。また、看取りが終わった後、プロセスをふりかえる会議を開催します。



(12) ICTの活用

当施設では、感染症防止や多職種連携に向けた観点から会議や多職種連携に置いて ICT の活用に向けた取り組みを進めていきます。

- 1) テレビ電話等を活用した会議や委員会の開催、研修の参加に向けて取り組みを検討していきます。

01ーユニットケア推進委員会

(1) 活動コンセプト	<p>「暮らしの継続」 第二白寿園ではユニットケアの理念である「暮らしの継続」をコンセプトに掲げ、入居者様の暮らしのサポートをしています。</p>
(2) 令和4年度活動目標	<p>① ユニットケアの勉強会の開催 新人職員、中途採用者を対象にユニットケアについて勉強会を随時開催していき、全職員がユニットケアへの理解を深め「自宅+介護力」の施設づくりを目指します。 (4月：新人職員対象、ユニットケアの勉強会、その他随時開催)</p> <p>② 24時間シートの運用 ①24時間シートは入居者様が1日をどのように暮らしたいのか、それをチームでどうサポートすれば良いか、視点を1日の暮らしに合わせて表したものです。ユニットケア推進委員会では各ユニットの24時間シートを見直し、より一人一人に合わせたケアが行えるように助言、サポートをしていきます。 また記録との連動を委員会内で確認し、24時間シートが実用できているか評価をしていきます。 (4月：新人職員対象、24時間シートについての勉強会、 毎月：委員会にて24時間シートの見直し、記録との連動を確認)</p> <p>③ 入居者様目線の暮らし 3か月に1度委員が各ユニットをラウンドし、ハード、ソフト、システム、フォームの4つの観点から評価、改善案をユニットに伝えていきます。第三者の目として入居者様に聞き取りを行い、ユニットに伝えていくことで、より1人1人の暮らしの継続に繋がるよう努めます。</p>

02 褥瘡予防委員会

静岡県規則第 10 号第 15 条第 5 項／指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

(1)	活動コンセプト	<p>「個々にあった PDCA により褥瘡ゼロに！」</p> <p>介護保険の改正により褥瘡発生予防や状態改善についてが評価されるようになります。</p> <p>褥瘡委員が中心になって PDCA のサイクルをユニットの職員に浸透していき褥瘡予防に向けて職員の意識を高め、褥瘡予防のサイクルを確立し褥瘡ゼロを目指します。</p>
(2)	令和4年度活動目標	<p>① PDCA のサイクルの確立</p> <p>当施設では、褥瘡マネジメント加算に基づき、入居者様個々に【様式 4】褥瘡の発生と関連のあるリスク(チェックシート)を作成。褥瘡と関連が高い項目をモニタリング。その後、PDCA サイクルの Plan(計画)として、【様式 5】</p> <p>多職種協働（医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員、その他の職種）で褥瘡対策に関するケア計画書(ケア計画書)を作成し、24 時間シートへ記載。Do(実行)統一した褥瘡ケアを提供します。Check(評価)ユニット内で評価し、委員会で再度評価。Action(改善)反省点やアドバイス、LIFE のフィードバック機能を有効に活用し、計画に反映することにより、褥瘡0を目指します。</p> <p>② 職員の意識と知識の向上</p> <p>褥瘡委員会では年に 1 回全体会議内で勉強会を実施、および毎月の委員会内でアドバイザーに意見を頂き、ケアに反映していきます。毎月のユニット会議を通して、委員会より情報を提供し、ケアの把握、統一を行い褥瘡予防に対する意識を高めます。また、外部研修にも積極的に参加し、知識・技術の向上に努めます。</p>

03—事故防止委員会

静岡県規則第 10 号（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則）第 38 条／指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

(1)	活動コンセプト	「防げる事故を未然に防ぎ、重度事故〇を目指す」 令和 3 年度の介護保険改正ではリスクマネジメントの強化として事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進するため基準の見直しがされました。第二白寿園では、安全対策担当者を中心に職員一人一人の事故防止への意識向上に努めご入居様が安心して暮らせる施設づくりをしていきます。
(2)	令和 4 年度活動目標	① 事故防止への意識向上、重度事故 0 件を目指す。 ① 事故報告書の新様式に則り原因・対策を職員・本人・県境面の 3 点から分析できる力を身に付けます。 ② 毎月、委員会を開催し全部署での事故・ヒヤリを伝達し情報を共有します。 ③ 委員会内で事故対策の実施状況を確認し、対策を風化させない。有効でない対策においては委員会で対策を再検討し、事故件数の削減に努めます。 ④ 各部署ごとにご家族へ事故報告・謝罪・改善策の提案をすることで一つ一つの事故に対しての意識を高めていきます。 これらの活動の実施状況を評価することで、目標の達成状況を評価します。 ② 事故を予見する力を身につける。 ① 委員が中心となりヒヤリハット件数の向上を目指します。一人最低 3 件以上のヒヤリハットの報告を行い事故を未然に防ぐことのできる体制を作ります。 ② 外部研修に積極的に参加し伝達研修を実施していきます。 ③ 全体会議内で事故防止に関する研修を行います。 ③ 事故が起きにくい環境整備の提案をします。 ① 委員が中心となりユニット内の環境を確認し改善点の提案をしていきます。

根 拠	静岡県規則第10号第38条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則
<p>(事故発生の防止及び発生時の対応) 基準第 35 号第 1 項第 3 号/第 4 号</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) 及び従業者に対する研修を定期的に行なうこと。</p> <p>四 第三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	
<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第38条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	

根 拠	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 (別表) 指定施設サービス等介護給付費単位数
<p>安全管理体制未実施減算 5 単位/日 ※6 か月の経過措置期間を設ける</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1 日につき 5 単位を所定単位から減算する。</p> <p>安全対策体制加算 20 単位 (入所時に 1 回)</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。</p>	
<p><安全管理体制未実施減算></p> <p>運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合</p>	
<p><安全管理体制加算></p> <p>外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。</p> <p>※将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資するため、国で報告様式を作成し周知する。</p>	

04－感染予防委員会

静岡県規則第 10 号（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則）第 30 条／指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

<p>(1) 活動コンセプト</p>	<p>春・夏・秋・冬、いつでも万全。 厚生労働省から出されている「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル」には、感染症対策の基本は、感染させない、感染しても発症させないことであり、その為には病原体を①持ち込まない②持ち出さない③拡げないことが重要と書かれています。白寿園では、「春・夏・秋・冬、いつでも万全」というコンセプトをかかげ、事業所全体で感染症に対する意識を高め、対策を講じていきます。特に新型コロナウイルス感染症については令和 3 年度の基準省令の改正を踏まえ、指針の整備、手引書の充実に加え、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練（シミュレーション）の実施を行います。</p>
<p>(2) 令和 4 年度活動目標</p>	<p>① 「持ち込まない 持ち出さない 拡げない」</p> <ul style="list-style-type: none">①職員は、ユニホームで出勤はしません。必ず、入退社時は着替えます。②出勤時には健康チェックを実施します。③手洗い・うがいを確実にを行います。④体調不良時等、無理をして出勤しないよう指導をしていきます。⑤感染症が発生した場合には、囑託医の先生方へ相談の上、早期の対応を実施します。⑥感染症予防マニュアルを常に見直し、最新版を整備して職員への周知に努めます。⑦職員への教員、研修を行います。⑧快適な室温、湿度に注意をします。館内のエアコンのフィルター、風の吹き出し口は定期的に掃除をします。 <p>これらの活動の実施状況を評価することで、目標の達成状況を評価します。</p> <p>② 感染症対策の強化</p> <p>感染予防委員会では、令和 3 年度に指針の整備を行うとともに、新型コロナウイルス感染症を想定したゾーニングやガウンテクニック等の訓練（シミュレーション）を実施します。また介護老人福祉施設以外の居宅介護サービス部門や保育園においても、訓練が実施できるよう委員会を通じた指導体制を構築します。</p>

根 拠	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
	<p>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置) 基準第 27 号第 2 項</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護老人福祉施設に置け売感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 略</p> <p>三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施すること。</p>
	<p>(事業継続計画の策定等) 基準第 24 号の 2</p> <p>指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、定期的に行継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>

05－身体拘束廃止委員会

静岡県規則第10号（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則）第13条第4項／指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

(1)	活動コンセプト	虐待0・身体拘束0・スピーチロック0 令和元年度静岡県介護保険施設等指導方針では指導の重点項目として「利用者の安全・安心の確保及びサービスの質の向上のための運営基準の遵守」(1)「虐待防止」の徹底と(2)「身体拘束廃止」が具体的な項目として示されています。第二白寿園では、「虐待0・身体拘束0・スピーチロック0」のコンセプトを掲げ職員一人一人が高い意識を持ってご入居者様の尊厳を守っていきます。
(2)	令和4年度活動目標	① 虐待防止・身体拘束廃止・スピーチロック防止への取り組み 虐待防止、身体拘束廃止、スピーチロック防止のために以下の取り組みを実践していきます。 ①スピーチロックの実態調査 ②虐待チェックシートによる自己評価・上長評価 ③地域包括支援センターによる虐待調査 ④家族会での取り組みの報告 ⑤身体拘束廃止委員会によるチェック ⑥身体拘束実施時には3条件のチェック、同意書の確認 ⑦部分的・時間的であっても解除の取り組みを行う ② 職員の意識改革 ①外部・内部研修への積極的な参加 ②研修の実施

根 拠	静岡県規則第10号第38条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則
	<p>(基本方針)基準第1条の2 第4項/第5項</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定介護老人福祉施設は指定介護老人福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行なうよう努めなければならない。</p> <p>(虐待の防止) 基準第35条の2</p> <p>指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定介護老人福祉施設における虐待防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に行うこと。</p> <p>四 第三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>第30条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年厚生労働省告示第268号)に沿った対応を行うこと。</p>

(13) 経営計画

(13) - ① 介護老人福祉施設の介護報酬構造

第二白寿園の介護報酬は、以下に示す基本単位・加算単位をもとに、各介護度別に1日あたりの介護報酬が設定されています。

■01 居住費・食費に関わる利用者の自己負担限度額

ユニット型個室

利用者負担	居住費	食費
第1段階	820円	300円
第2段階	820円	390円
第3段階①	1,310円	650円
第3段階②	1,310円	1,360円
第4段階	2,006円	1,445円

■02 介護福祉施設サービス費

	ユニット型個室
要介護1	652単位/日
要介護2	720単位/日
要介護3	793単位/日
要介護4	862単位/日
要介護5	929単位/日

■03 サービス体制・実施加算

No.	加算の名称	単位数	備考
①	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日	
②	夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	33単位/日	
③	看護体制加算(Ⅰ)イ	6単位/日	
④	看護体制加算(Ⅱ)イ	13単位/日	
⑤	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位/月	
⑥	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位/月	
⑦	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月	
⑧	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月	
⑨	安全対策体制加算	20単位/月	入所時に1回
⑩	介護職員処遇改善加算	8.3%/日	(サービス利用料+加算)×8.3%
⑪	介護職員等特定処遇改善加算	2.7%/日	(サービス利用料+加算)×2.7%
⑫	初期加算	30単位/日	入所日から起算して30日以内
⑬	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月	
⑭	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	
⑮	配置医師緊急時対応加算	650単位/回	早朝(午前6時~8時)夜間(午後6時~10時)

			1, 300単位／ 回	深夜(午後10時～午前6時)
⑩	看取り介護加算(Ⅱ)	㉑	72単位／日	死亡日以前31～45日
		㉒	144単位／日	死亡日以前4～30日
		㉓	680単位／日	死亡日の前日・前々日
		㉔	1,280単位／ 日	死亡日

(13) -② 経営目標

1) 利用稼働率99%以上を確保する。

- ① 磐田市市内、浜松市内の急性期・回復期病院の地域連携室・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等へ定期的にアプローチを行ない入所希望者の確保に努める。
- ② 事前面接、アセスメント、各部署への伝達等の事前準備を進め、空床期間の短縮に努める。
- ③ 利用者の健康管理や感染症予防、事故防止、褥瘡予防、虐待防止に対する意識を強め、入院による空床を作らないように努める。
- ④ 安定的な待機者の確保のために白寿園・白寿園ケアハウスと連携し地域行事等に積極的に参加し、入所相談、出張講座等を実施する。
- ⑤ HPや広報誌、電子媒体を活用し白寿園での取り組みを発信し地域に開かれた施設を目指す。
- ⑥ 将来的に安定した人材の確保ができるように大学や専門学校等への訪問、実習生の受け入れを進めていく。

申込者総数(介護1,2含む) 30件

要介護3以上 23件

すぐに入所・半年以内の入所希望 23件

(令和4年2月28日現在)

令和4年度の利用見込み

年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
目標	1200	1240	1200	1240	1240	1200	1240	1200	1240	1240	1120	1240	14600

2) よりよいサービスの提供と運営ができるように加算体制の維持を図る。

- ① 算定予定の加算が算定できるように体制整備に努める。
- ② 厚生労働省の指針にのっとり、重度要介護者を受け入れ、平均要介護「4」を目指す。

3) 利用者ニーズに応じていけるよう、多職種協働にて他施設との差別化を図る。

- ① 介護福祉士の取得のための実務者研修受講の推進による人材育成と参加研修の伝達講習を実施し職員の知識、技術を向上させユニットケアの推進を図る。
- ② 介護職員等による喀痰吸引の実施にむけ、喀痰吸引研修への参加を推進し夜勤を行う全

職員の資格取得。

- ③ 医療依存度の高いご利用者様も、安心して生活する事ができる体制整備に努める。（医師との連携、部署間の円滑な連携・協力体制の構築、マニュアルの見直し、研修の実施）

(13) ー③ 磐田市における介護老人福祉施設の動向

磐田市では、今後も見込まれる高齢者人口の急速な伸びや核家族化によるひとり暮らし世帯および夫婦のみの世帯の急増など、高齢者を取り巻く状況の変化への対応が急務となってきています。

要介護者の増加に伴い、社会保障制度による介護サービスの提供は、重点的または効果的に行うことが求められています。

『第8次磐田市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画』では、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方が日常生活上の支援や介護を受ける介護老人福祉施設を待機者の解消や要介護者の増加に対するため、計画的に施設整備を進めますとしています。

■第8次高齢者保健福祉計画

		実績		見込	計画			推計	
		H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
利用人数 (人/ 年)	介護老人福祉施設 自然体	9,708	9,684	9,768	9,780	9,780	10,260	10,260	10,260
	介護老人福祉施設 背策反映後				9,780	9,780	10,260	10,260	10,260

11. 白寿園ホームヘルプサービス

令和4年度事業計画

介護保険事業所番号 2276600166



■ 令和4年度 事業コンセプト

「ご利用者様の『できた』の喜びを大切に」

ご利用者様のお宅に訪問を行い、入浴・排泄・食事の介助などの身体介護や、買い物・調理・洗濯・掃除・ゴミだし等の生活援助を行うなかで、ご利用者様の心身の状態に合わせた援助を行っています。ご利用者様が援助を受けて「気持ち良くなった・きれいになった・安心して生活を送れる」などの喜びの気持ちをもって頂けるよう援助を行っていきます。

活動目標 ① ご利用者様が在宅生活を継続できるように援助する。

- ・ご利用者様一人ひとりの人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、ご利用者様及びそのご家族様のニーズを的確に捉え居宅サービス計画・介護予防サービス計画に沿って、サービスの提供を行います。
- ・ご利用者様の尊厳の保持及びその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、忠実にその職務を遂行します。
- ・ご利用者様の事故防止に心がけ、リスクマネジメントの手法を取り入れた訪問介護計画を立案し、事故を未然に防ぐよう対策を講じます。
- ・新型コロナウイルス等の感染症予防に心がけ、法人内で開催されている感染症対策委員会と常に連携を図り感染防止に有効な対応を継続します。感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- ・ご利用者様の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じ、ご利用者様の人権の擁護に努めるように研修等を行います。
- ・訪問介護計画の中に利用者の自立支援に関する目標等を位置づけ支援を展開し、動作能力等の向上に資する支援を行います。

活動目標 ② 訪問介護員の資質の向上を図る。

- ・毎月1回開催されるカンファレンスにおいて、テーマに沿った研修を行い、訪問介護員の技術の向上に努めます。また外部研修にも積極的に参加し、事業所全体のスキルアップに努めていきます。
- ・オンライン研修への参加、研修内容の共有を図り、職員の資質向上に努めます。
- ・介護過程に基づく訪問介護の支援を利用者全体の1割以上に導入します
- ・ハラスメントの予防として、訪問介護員は上下関係や雇用の形態の隔てなどを気にせず訪問介護員同士の意思疎通を深め、何事にも「ほう・れん・そう」を大切にし、小さなことでも「報告」し合い、必要事項を「連絡」し、誰もが同じように質の高いサービスを提供できるよう、「相談」し、お互いを高め合ってチーム力の向上に努めていきます。また、個人記録、申し送りノート等の活用を今後も続けていきます。

活動目標 ③ チームとしての役割を担う為に多職種と連携を図る。

- ・ご利用者が住み慣れた家で少しでも長く生活をして頂くために、在宅サービスを利用して頂き、その中で訪問介護としての役割を担っていきます。
- ・多様な機関や組織との顔の見える関係を築けるよう、積極的に多職種との会議や研修に参加していきます。
- ・会議や多職種連携におけるICTの活用として、「テレビ電話装置等」の環境を整え、各種会議や研修等に参加します。
- ・居宅介護支援事業所・磐田市地域包括支援センターなど、関係機関との連携を図る事により充実した介護へとつなげていきます。地域包括支援ケアシステムの構築に向けて、研鑽していきます。

白寿園ホームヘルプサービス 令和4年度事業計画 目次

I	自立した日常生活を営むためのサービスの実施
	(1) 直近及び今後の介護保険制度改正について (2) 事業目的 (3) 援助方針 (4) 訪問介護員の義務 (5) 業務内容
II	訪問介護員の資質の向上を図る
	(1) 業務計画 (2) 会議・研修計画
III	チームとしての役割を担う
IV	白寿園ホームヘルプサービス 経営計画

本事業計画では、法的根拠を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」「静岡県規則第9号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の静岡県規則第9号等に関する規則」及び「磐田市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則」に求めることとします。なお、以下において上記基準を基準、規則は県規則／市規則と表記することとします。



I 自立した日常生活を営むためのサービスの実施

当事業所の事業運営全般について制度改正を踏まえ、目的／援助方針／訪問介護員の義務／業務内容について整理します。

(1) 令和3年度の介護保険制度改正について

(1)ー① 介護報酬の改定

訪問介護の介護報酬は、身体介護、生活援助、通院等乗降介助の3つに区分して単位を設定しています。そして介護所要時間によっても所定単位が異なっています。在宅における中重度の要介護者の支援を促進するため、訪問介護における身体介護の時間区分の「20分未満」については、2015（平成27）年4月より夜間等にかかわらず、要介護1・2の認知症または要介護3～5の利用者が利用できることとなりました。

訪問介護事業所における介護報酬

訪問介護の基本単位

訪問介護（要介護1～5）（1回の料金）		
種別	提供時間	改定後（令和3年4月以降）単位数
身体介護	20分未満	167単位
	20～30分未満	250単位
	30分～1時間未満	396単位
生活援助	20分～45分未満	183単位
	45分以上	225単位

(1)ー② 介護保険制度改正

令和3年度の訪問介護の改正では、全サービス共通事項として、感染症対策の強化や業務継続計画の整備、高齢者虐待防止の推進、ICTの活用などが行われます。介護報酬はプラス改定です。報酬の関係では、訪問介護に他のサービスと同様に、認知症専門ケア加算が新たに創設され、通院等乗降介助、生活機能向上加算、特定事業所間加算の見直しが行われました。また訪問介護における看取り期の対応の評価もされました。



(2) 事業目的

白寿園ホームヘルプサービス（以下当事業所と表記します）は、身体上又は精神上の障害があつて、日常生活を営む上で支障のある介護保険利用者を対象に、介護保険法第8条第2項に定められた訪問介護事業を実施します。

また平成30年4月より、磐田市規則で定められた介護予防・日常生活支援総合事業の第一号訪問事業を実施しています。そして身体介護・生活援助のサービスを通して、要介護及び要支援高齢者が健全で安らかな生活を営むことができるよう支援を行います。

(指定居宅サービス事業者の指定) 介護保険法第70条

第41条第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第41条第1項の指定をしてはならない。

(3) 援助方針

当事業所の運営方針は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成し、適切な相談援助技術をもって、下記の方針により必要とするサービスを計画します。

(3)ー① 一人ひとりの誇りを護る (利用者の尊厳保持・忠実義務と自立支援)

■ 介護保険法第1条 県規則第9号第3条 市規則第4条・第58条

当事業所は介護保険法第1条に定められた法の目的・規定等を遵守します。利用者の尊厳の保持及びその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、忠実にその職務を遂行します。また、当事業所は地域における介護予防の拠点として、利用者個々の能力・希望に応じた支援を実施し、要介護状態等の軽減を図ります。要介護状態等となった場合においても、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようサポートします。

(3)ー② 公正中立

■ 県規則第9号第3条 市規則第4条・第58条

当事業所では指定訪問介護・指定訪問介護相当サービス・指定訪問型サービスA(以下、指定を省く)の提供にあたって、利用者の意思及び人格を尊重します。常に利用者の立場に立って、利用者に提供される訪問介護・訪問介護相当サービス・訪問型サービスA等が訪問介護員等によって不当に偏ることのないよう、公正中立に業務を行います。

また、県規則第9号及び市規則に従ってその業務を行います。

(3)ー③ 多職種協働（チームケアの展開）

■ 県規則第9号第13条 市規則第14条

訪問介護活動を円滑に実施するために磐田市地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・白寿会（特別養護老人ホーム白寿園・第二白寿園、ショートステイ、デイサービスセンター一般型、ケアハウス）・磐田市社会福祉協議会・民生委員・主治医及び関連事業所等との連携を図ります。情報の共有・的確な役割分担を行うことで、利用者に対して多職種共働によるチーム実践を行います。

(3)ー④ 利用者の自己決定の尊重及び訪問介護計画に基づく援助

■ 県規則第9号第23条 市規則第39条第4項・68条第4項

提供するサービスは、利用者・家族の意向・選択並びに、身体状況・心理状況・環境等を踏まえた上で、サービス提供責任者が作成する「訪問介護計画・介護予防訪問介護計画・訪問型サービスA計画」に基づいて実施します。

(3)ー⑤ サービスの質の向上

■ 介護保険法第115条の35 県規則第9号第30条第3項 市規則第27条第3項

当事業所は自らの提供する介護サービスの質の評価を行うとともに、利用者・家族を対象としたアンケート調査を実施し、常にその改善を図ります。計画的に職員研修を実施（外部研修含む）し、介護技術を高めるとともに、職員個々の公的資格取得（介護福祉士）のための支援を行います。また、事業所としての自己評価を行うとともに、介護保険法第115条の35による介護サービス情報の公表に基づく報告を行います。

(3)ー⑥ 安全を守る（事故防止・感染症の予防など）

■ 基準第31条第3項 県規則第9号第31条 市規則第28条

当事業所は、利用者の事故防止に心がけ、リスクマネジメントの手法を取り入れ、事故を未然に防ぐよう対策を講じます。また、感染症予防に心がけ、法人内で開催されている感染症対策委員会と常に連携を図り感染防止に有効な対応を継続します。また、感染症発生時のサービスの調整等についても正しい知識のもと、事業者・施設と連携を図ります。事故防止については白寿会作業手順書に基づき、職員の意識の高揚を図ります。さらに防災計画を立案し、地震対応を含めた総合防災訓練の実施を計画します。事故防止については、作業手順書に基づき、職員の意識の高揚を図ります。さらに防災計画を立案し白寿園内で実施する地震対応を含めた総合防災訓練への参加を計画します。個別的な対応として、ヒヤリハットの集積により把握しているリスクを、個別サービス計画に位置付ける事を心がけ、ケアチーム内でのリスクマネジメントを徹底します。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

(衛生管理等) 県規則 第31条第3項

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(3)ー⑦ 高齢者虐待防止の推進

- 基準第3条第3項・同第29条第1項第7号・同第37条の2
県規則第9号第38条の2 市規則第35条の2

基準省令の改正により、全てのサービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付けました。利用者の人権の擁護に努めます。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

(虐待の防止) 県規則 第38条の2

指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(3)ー⑧ 家族との連携

- 県規則第9号第22条第2項・第4項、同第23条第3項
市規則第39条第4項・第7項、同第40条第2項
市規則第68条第4項・第7項、同第69条第2項

要介護者・要支援者・事業対象者を介護している家族と連携を図りながら、介護の統一・介護内容の向上を図ります。また、介護の専門職として、介護者の相談に応じ、各種助言を行うことで、家庭における要介護者・要支援者・事業対象者の生活を支援します。

住み慣れた家で、家族と共に過ごしたい…。誰もが望んでいる思いなのではないでしょうか。高齢化に伴い、認知症を有する方、医療依存度の高い方、さらにはご自宅でターミナルケアを受ける方もおられます。その人なりの生き方・ご意向を尊重し、最後まで利用者・家族の心に寄り添った介護を提供することにより、「地域包括ケア」という考えのもと、こうした方々を地域で支えていくためのお手伝いを行います。

(4) 訪問介護員の義務

介護保険法では、下記の通り訪問介護員に対する義務を定めています。当事業所においてもこれらの規定を遵守し、訪問介護サービスの提供を行います。

(4)ー① 公正誠実・基準の遵守

■ 県規則第9号 市規則

当事業所の介護支援専門員はその担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスが特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行います。また、厚生労働省令で定める基準に従ってその業務を行います。

(4)ー② 個人情報の保護

■ 県規則第9号第33条 市規則第30条

当事業所は、社会福祉法人白寿会の定める「個人情報保護に対する基本方針」及び「社会福祉法人白寿会個人情報管理規程」を遵守し、静岡県規則第9号第33条 磐田市規則第30条の規定に基づき、利用者及びご家族の個人情報の保護を義務として職員に課し、情報の保護に関する必要な措置を講じます。また、守秘義務は、当事業所の職員でなくなった後も同様とします。

利用者への周知・・・守秘義務は契約書第9条において以下のように規定しています。

事業者は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者または家族の情報、秘密を保持する義務を負います。また、情報の管理については、適切に管理し関係する者以外は閲覧できないこととします。

2 事業者は、従業者が在職中に知り得た、利用者又は家族の情報、秘密を退職後も保持するよう必要な措置を講じます。

3 事業者は、利用者と利用者の家族からの同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。同意については、文書（情報提供同意書）によって得ることを前提とします。

(4)ー③ 信用失墜行為の禁止

■ 社会福祉士及び介護福祉士法第45条

当事業所の訪問介護員等は、訪問介護員及び介護福祉士の信用を傷付けるような行為を行いません。

(4)ー④ 法令遵守

■ 介護保険法第8条2

当法人ではこれらの義務に加え、各種法令を遵守することを職員誓約書に追加し、社会福祉法人白寿会の法人理念でもあるコンプライアンスの徹底を図ります。

(5) 業務内容

当事業所の実施する事業は、介護1以上に認定された方を対象とする訪問介護と、平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、要支援者及び事業対象者が利用する第一号訪問事業（訪問介護相当サービス・訪問型サービスA）を実施します。これらの事業において提供するサービスは以下の通りです。

(5)-① 利用者受け入れ

①訪問介護サービス

■介護保険法第8条第2項

介護認定を受けて要介護1以上となった方が、当事業所の訪問介護の利用を希望する場合は、介護支援専門員の作成する居宅サービス計画に訪問介護サービス利用を位置づけます。介護支援専門員と当事業所との調整を経て、利用者との契約を締結した後、サービスの提供が行われます。懇切丁寧に支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

②第一号訪問事業サービス（訪問介護相当サービス・訪問型サービスA）

■磐田市規則

平成29年4月より、介護認定を受けて要支援1・2となった方、又はチェックリストにより、事業対象者となった方が、当事業所の第一号訪問事業の利用を希望する場合は、地域包括支援センターの職員（または地域包括支援センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員）が作成する介護予防サービス支援計画書に第一号訪問事業サービス利用が位置づけられました。地域包括支援センターの職員等と当事業所との調整を経て、利用者との契約を締結した後、サービスの提供が行われます。

要支援者又は事業対象者に対して、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを行います。

令和4年度も事業展開を通じた地域貢献やまた、経営の安定のため、積極的に利用者の受け入れを行っていきます。

また将来的に訪問介護業務の中の「生活援助」が介護保険給付から外れる可能性もある事を踏まえ、事業所の専門性を高めながら、身体介護サービスの提供を質・量とも向上させていきます。介護保険制度改正の中で、自費ヘルパーの派遣なども新たなサービス提供形態として期待されています。

(5)-② 計画に基づくサービス

■ 県規則第9号第15・23条 市規則第15条

訪問介護・訪問介護相当サービス・訪問型サービスAの利用者には、居宅サービス計画等の内容に沿って、利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて訪問介護計画・介護予防訪問介護計画・訪問型サービスA計画を作成し、利用者又は家族に内容の説明を行い、計画に基づいたサービスの提供を行います。

訪問介護計画・介護予防訪問介護計画・訪問型サービスA計画を作成した場合、今までも担当介護支援専門員にお渡ししていましたが、平成27年度より、居宅介護支援事業所は指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求められています。当事業所は制

度改正前から介護支援専門員に当該計画を提出していますが、今後もそれをより徹底させていきます。

利用者の状態の変化に伴いサービス内容の変更が必要な場合は、速やかに担当介護支援専門員と連携を図り、訪問介護計画・介護予防訪問介護計画・訪問型サービスA計画の変更を行います。訪問介護計画等やモニタリングの充実を図り、介護支援専門員からさらに信頼される事業所となるよう、努力していきます。

(5)ー③ 日常生活上の援助

■ 県規則第9号第29条 市規則第26条

利用者の日常生活動作能力の維持・向上を念頭に置きながら、その能力に応じた必要な援助を実践します。サービス内容は介護保険法上、身体介護と生活援助に大別されています。要支援者・事業対象者に対しては、自立に向けての支援を心がけます。第一号訪問サービスでは磐田市独自の取り組みとして、平成29年度より訪問型サービスAが設けられ、買い物・調理・掃除・洗濯・ゴミだし等の家事援助を行っています。

(5)ー④ 心身の状況等の把握

■ 県規則第9号第12条 市規則第13条

訪問介護の提供にあたっては利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるようにしています。また訪問に際しては、血圧計・体温計を携帯し、利用者の健康状態をチェックして、疾病予防と早期発見の手がかりとします。また疾病を有する利用者に対しては、不安なく在宅で自己管理できるよう、個別の援助を実践します。平成30年度

にパルスオキシメータを導入し、医療ニーズの高い方に対してのサービスの充実を図っています。サービスの提供中に利用者の体調が急変した場合は、適切な対応（家族や医療機関との連携を含む）を実施します。

また、サービス提供責任者の責務として、居宅介護支援事業者等に対し指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行う事は必須となっています。今までもこれらの状況を居宅介護支援事業者等にモニタリング等で報告を行っていますが、より具体的な情報の提供を行うことが出来るようになっていきます。

(5)ー⑤ 安全管理体制の確保

■ 県規則第9号第30条の2 市規則第27条の2

台風、地震、津波などの自然災害に際しては、事業所の手順書に基づき、利用者及び職員自身の安全を確保できるよう適切に対応します。

感染症等の予防のため、訪問介護員がマスク、手袋、予防衣等を着用して介護を行います。また、手洗いやうがい、消毒を行います。新型コロナウイルス感染症については、当法人が定める「新型コロナウイルス感染症に対する対応の手引き」に従って対応を行います。

感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を維持する観点から全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練

(シミュレーション)の実施等を基準省令に義務づけられました。訪問介護事業所でも、基準省令 30 条の2に以下の内容が追加されました。当事業所では令和3年度に感染症対策指針の作成、感染症BCPを策定するとともに、感染症に係るシミュレーションを実施しました。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

(業務継続計画の策定等) 県規則 第30条の2

指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

II 訪問介護員の資質の向上を図る

活動目標②として掲げた「訪問介護員の資質向上」について、訪問介護員がより良いサービスを提供できるための職場環境や、資質向上のための会議、研修について整理します。

(1) 業務計画

当事業所は、基準・県規則・市規則に基づき業務を遂行します。

(1)-① 担当区域

当事業所の担当区域は、磐田市内(旧豊岡地区除く)です。

(1)-② 職員配置・業務分担

■ 県規則第9号第4条・第5条 市規則第5条・第6条 市規則第59条・第60条

当事業所は、統括主任(管理者及びサービス提供責任者を兼務)1名、サービス提供責任者2名を配置し、加えて、非常勤訪問介護員9名で構成しています。なお、登録訪問介護員とは、政令で定める者、家事援助ヘルパーは、磐田市家事援助ヘルパーの研修を受け修了証明書の交付を受けた者で当法人との登録契約を締結した者と定義します。各職種の業務分担は表1のとおりです。

■ 表1 白寿園ホームヘルプサービスの業務分担表

※令和4年4月1日現在

職 種	業 務 内 容	勤務形態/配置	現 行	A 型
事業所長	ホームヘルプサービス全体の総括	常勤・兼務1名	○	○
管理者 (統括主任 サービス 提供責任者 兼務)	従業者及び業務の一元的管理 従業者に対する法令順守の徹底 行政・関係機関との連絡調整 カンファレンス主催、関係会議への参加 介護サービス情報公表に係る業務	常勤・兼務1名	○	○
サービス 提供責任者	訪問介護計画等の作成・交付・説明 研修及び技術的な指導、職員・研修生の指導 ヘルパー窓口業務（申請受付・連絡調整） ヘルパーの業務の把握 新規利用者へのアセスメント・意向の把握 サービス担当者会議への出席 研修及び技術的な指導 請求業務等	常勤・専従2名	○	○
非常勤ヘルパー	訪問介護計画の検討 研修生・登録ヘルパーの指導・請求業務等	非常勤・専従1名	○	○
登録ヘルパー	訪問介護・訪問介護相当サービス	非常勤・専従8名	○	○
家事援助ヘルパー	訪問型サービスA	非常勤・専従		○

*サービス提供責任者・訪問介護員は利用者等の状況の把握に努め、情報を伝達するようにする。
又、連絡ノート・ホワイトボードなどを利用し、情報の共有を行うようにする。

(1)ー③ 働きやすい職場の実現

訪問介護員は一般に腰痛等のリスクを有しながら業務を行っています。当事業所では、腰痛予防のための事業所内研修を行うとともに、職員が十分な休養を確保することができるよう勤務割等に配慮して働きやすい職場、働き続けることができる職場を目指します。また有給休暇などを十分に取得できる環境を整えていきます。

令和4年度も産業医との連携のもと、労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」についても対応し、より働きやすい職場の実現を図っていきます。

(1)ー④ ハラスメントの対策の強化

■ 基準第30条第4項 県規則第30条第4項 市規則第27条第4項

基準省令の改正により、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとなりました。ハラスメントとは、意識的・無意識的に特定・不特定多数を問わず不快な想いをさせる、苦痛を与える、居心地の悪さを感じさせる行為のことを指します。ハラスメント行為は、嫌がらせ、いじめ、人権侵害に関与する恐れがあります。また、組織にとってのリスクとしては、従業員のメンタル不調、モチベーション

低下などがあります。当事業所においては上下関係や雇用の形態の隔てなどを気にせず訪問介護員同士の意思疎通を深め、何事にも「ほう・れん・そう」を大切に、小さなことでも「報告」し合い、必要事項を「連絡」し、誰もが同じように質の高いサービスを提供できるよう、「相談」し、お互いを高め合ってチーム力の向上に努めていきます。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
(勤務体制確保) 県規則第30条第4項
4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(2) 会議・研修計画

(2)-① 会議の開催と会議への職員派遣

■ 県規則第9号第27条第3項第3号 市規則第24条第3項第3号
 当事業所において提供されるサービスに関する事項は、原則として関係職員の協議によって決定する。当事業所では表2のとおり定例のカンファレンス（内部研修を含む）を開催します。さらに、必要に応じてケース検討会を開催します。さらに、事業者会議、サービス担当者会議等、当事業所の事業運営上必要とする会議にも、訪問介護員を派遣（サービス担当者会議はサービス提供責任者の派遣）します。また会議や多職種連携におけるICTの活用として、「テレビ電話装置等」を使用して各種や意義や研修等に参加します。

当事業所において開催する会議は下記の通りです。

会議の名称	開催予定	内容
◆社会福祉法人白寿会関係◆		
社会福祉法人白寿会理事会	年3回程度	予算・事業計画等の説明
運営会議	第3金曜日	経営層の方針伝達、経営層・事業所主任により課題の検討
在宅合同会議	第2木曜日	事業の進捗報告、事業所の課題等の確認
職員会議	隔月の最終水曜日	経営層からの伝達事項、研修報告
◆白寿園ホームヘルプサービス主催会議 ◆		
カンファレンス	第2週の日曜日	訪問介護事業所内の情報共有 内部研修・連絡事項・ケース検討・サービスの評価など
◆白寿園ホームヘルプサービス参加会議 ◆		
サービス担当者会議	参加依頼時	居宅介護支援担当者・介護予防支援担当者との協議・情報共有

(2)ー② 職員の知識・技術の向上

■ 県規則第9号第27条第3項第7号 市規則第24条第3項第7号

■ 内部研修の予定

01 白寿会全体 内部研修・職員会議・研修センターの項目を参照

02 訪問介護内部研修

当事業所では、毎月1回開催されるカンファレンスにおいて、訪問信条を訪問介護員全員が唱和することにより、初心にかえり思いやりのあるサービスの提供を心がけていきます。

何事にも「ほう・れん・そう」を大切に、小さなことでも「報告」し合い、必要事項を「連絡」し、誰もが同じように質の高いサービスを提供できるよう、「相談」し、お互いを高め合ってチーム力の向上に努めていきます。また情報の整理・分析・統合の力が向上できるよう、研修を行います。

No.	月	主催	内容	場所	A	B	C	D
1	4	HHサービス	職業倫理・事業計画 研修計画	HH事業所	○	○	○	○
2	5	HHサービス	感染症の予防防止の訓練	HH事業所	○	○	○	○
3	6	HHサービス	食中毒について	HH事業所	○	○		
4	7	HHサービス	虐待防止のための研修	HH事業所	○	○	○	○
5	8	HHサービス	ハラスメントについて	HH事業所	○	○	○	○
6	9	HHサービス	腰痛予防	HH事業所	○		○	
7	10	HHサービス	介護技術「更衣介助」	HH事業所	○	○		
8	11	HHサービス	感染症の予防防止の訓練	HH事業所			○	○
9	12	HHサービス	交通安全	HH事業所	○	○		
10	1	HHサービス	危険予測	HH事業所			○	○
11	2	HHサービス	緊急時の対応(実技)	HH事業所	○	○	○	
12	3	HHサービス	困難事例への対応・接遇	HH事業所			○	○

※Aは新任職員/Bは2年以上～10年未満職員/Cは10年以上職員/Dはサービス提供責任者・管理者

■ 外部研修の予定(市内・西部地区エリアで開催される研修)

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考
1		磐田市	市事業所連絡会	磐田市iプラザ	1名	
2	11	中東遠地区	訪問介護事業所研究会		2名	
3		訪問介護連絡会	訪問介護に関わる研修	磐田市iプラザ	2名	年3回
4		静岡県	訪問介護計画作成・展開	浜松市内	1名	
5		静岡県	訪問介護適正実施	浜松市内	1名	

■ 外部研修の予定（静岡エリアで開催される研修）

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考（義務等）
1		県社協	テーマ別講座	静岡市内	1名	
2		県社協	テーマ別講座	静岡市内	1名	
3		県社協	新人研修	静岡市内	1名	

(2)ー③ 職員の健康管理

■ 県規則第9号第31条第1項 市規則第28条第1

項

当事業所は、すべての職員に対して健康診断等を定期的実施します。なお、全職員を対象とした健康診断の実施については、今回の介護報酬改定における「特定事業所加算」の体制要件に関する必要事項と位置づけられています。令和4年度もメンタル面のフォローも視野に入れた衛生管理を図っていきます。

Ⅲ チームとしての役割を担う

活動目標③の関連で、在宅でのサービスの担い手として、地域包括ケアシステムの推進への取り組みについて整理します。

(1) 地域包括ケアの推進／地域ケア会議への協力

■ 県規則第9号第13条 市規則第14条

当事業所では、介護保険制度が目指す地域包括ケアの実現に向けて地域包括支援センターと連携を図り新たに介護保険法に位置付けられた「地域ケア会議」に積極的に参加し主体的役割を果たすとともに、地域の関係機関とのより一層の連携強化を図ります。

(2) チームケア（関係者・関係機関との連携）

■ 県規則第9号第13条 市規則第14条

訪問介護活動を円滑に実施するために磐田市地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・白寿会・各サービス事業所・磐田市社会福祉協議会・民生委員・主治医及び関連事業所等との連携を図ります。情報の共有・的確な役割分担を行うことで、利用者に対して多職種共働によるチーム実践を行います。



IV 白寿園ホームヘルプサービス 経営計画

(1) 訪問介護の介護報酬構造

当事業所は、介護保険適用の訪問介護、第1号事業支給費適用の訪問介護相当サービス・訪問型サービスA（下表参照）、および自費サービスを提供しています。要介護者を対象とした訪問介護の報酬は、業務内容により①身体介護、②生活援助に区分され、サービスの提供時間より異なった報酬が設定されています。介護報酬の基本単位は前述のとおりです。

(2) 令和4年度以降の磐田市のニーズ予測

『第9次磐田市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画』による要介護（要支援）認定者数の推移をみると、令和4年度では認定者数は要支援1・2で1,555人、要介護1～5で6,215人、合計で7,770人となることが推測されます。認定率は上昇傾向となっており、令和4年度では15.9%となるが見込まれます。

令和7年度では、認定者数は要支援1・2で1,653人、要介護1～5で6,634人、合計で8,287人、認定率は16.8%となると予測されます。

訪問介護の推移

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	訪問介護 自然体	7,637	7,467	7,212	7,248	7,512	7,440	7,920	10,104
	訪問介護 施策反映後				7,164	7,248	7,032	7,125	8,880

訪問型サービス

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	訪問介護相当 サービス	2,006	2,241	2,676	2,890	3,121	3,371	3,932	14,548
	家事援助サー ビス	134	121	116	127	130	133	138	154

(3) **令和4年度**の白寿園ホームヘルプヘルプサービスの経営計画

平成30年度における介護報酬改定では、自立支援の見守り援助が強化され、「身体介護」の中の「自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）」の行為の例が8種類追加されています。その中で今までは訪問介護員主導で行っていた、掃除・洗濯・衣類整理・買い物・調理の「生活援助」を、利用者様の身体状況等を確認して、介護支援専門員様と相談をしながら、「身体介護」の見守りの援助のサービスができる様に、今後も推進していきたいと思えます。

これらの要因を踏まえて当事業所の稼働率の増加も含めて、**令和4年度**の利用目標を下表のように致します。令和3年度もこの数字を目指して事業を行ってきました。この数字には達しませんでしたが高目標は高く持ち少しでも近づけるようにしていきます。

■ **令和4年度**の利用目標

(上段は日数/下段は時間数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
稼働	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365日
時間	696	719	696	719	719	696	719	696	719	719	650	719	8,467

上記目標の達成に向けて、サービスの質の向上により口コミによる利用者の拡大、在宅サービス

業所の主任と共に居宅介護支援事業所の定期的な訪問、ホームページや広報紙を通じた当事業所のPR活動を展開します。また、第一号訪問事業を積極的に展開することで、将来の利用者の安定的な確保に努めます。



12. 令和4年度 社会福祉法人白寿会 なないろ保育園事業計画（案）

令和4年度事業コンセプト

地域に愛される保育園！！

地域に愛される保育園として、地域の皆様と一緒にあって、なないろ保育園を育てていければと思います。

活動目標 ① 安全で活動しやすい環境を整える

散歩を楽しむ中で、草花や虫など身近な生き物に出会い興味や関心を抱いたり、すれ違う人達と挨拶を交わすことで、身の回りに様々な人がいることに気づいたりできるように、安全で活動しやすい環境を整える。

生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなど身近な環境に関わる子どもの感覚に心を傾け、子どもの感動や発見に寄り添いながら、子どもの感性が豊かに育つよう働きかけていく。

活動目標 ② 地域の行事・文化に触れた活動の推進

毎日の保育の中で、わらべうたや昔話などを通してその季節や文化を取り入れた遊びを楽しんだり、行事食を体験したりすることで、伝統的な文化に触れるようにする。保育所が子どもと地域をつなぐ存在となり、子どもが地域に見守られながら育つ喜びを味わえるよう、子どもなりに楽しんだり取り組めたりするような体験を計画する。

活動目標 ③ 保育の資質向上のための研修への積極的参加

保育の質の向上に取り組むために、保育内容の改善や保育士の役割分担などの見直しを行うと共に、自己研鑽や保育所内での研修、また、外部研修にも積極的に参加する。

子どもの保育に関わる様々な知識と技能に基づく適切な判断と対応によって、保育士は子どもの気持ちを受け止め、一人一人の子どもが保育所で安定、安心して生活できるように保育を行い、また、子どもの保護者や地域への子育て支援を行っていく。



項目	タイトル	No	小項目
1	事業目的		
2	基本理念・方針	2-1	基本理念
		2-2	方針
3	運営に関すること	3-1	保育園に入園申込のできる方
		3-2	利用対象者
		3-3	提供する曜日
		3-4	利用料等
		3-5	保育所運営規程の策定
		3-6	重要事項説明書の作成
		3-7	園だより
		3-8	嘱託医との業務委託契約
		3-9	苦情対応
		3-10	緊急医療機関等一覧表の作成
		3-11	損害賠償保健・傷害保険への加入
		3-12	秘密保持
		3-13	情報提供
		3-14	専門性の向上
4	職員配置基準	4-1	保育従事者
		4-2	職務内容
5	設備基準	5-1	設備基準
6	保育内容	6-1	保育の計画
		6-2	食事の提供
		6-3	衛生管理
		6-4	健康管理
7	危機管理対応	7-1	介護・医療事故等の防止対応指針
		7-2	白寿会感染症対策指針
		7-3	危機管理マニュアル
		7-4	個人情報保護
8	虐待防止について	8-1	虐待防止
9	園の1日の流れと年間行事予定	9-1	1日の流れ
		9-2	年間行事予定
		9-3	園内研修年間計画
10	経営に関すること	10-1	園児募集の取り組み
		10-2	入園希望者の動向

1. 事業目的

■子ども・子育て支援法第 59 条の 2

国が待機児童ゼロを目指す取り組みの一つとして、企業主導型保育事業が平成 28 年度に創設されました。社会福祉法人白寿会（以下「当会」という。）では従業員の子育てと就労支援の両立を目指すとともに併せて地域貢献という視点にたち事業所内に保育所を設置し、平成 30 年 11 月 1 日より開園いたしました。

2. 基本理念・方針

2-1 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来を創る存在です。子どもの健やかな育ちと子育ては、自然な心身の成長に伴い、周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力、態度等が身についていきます。また、子どもは一人ひとり違った個性をもっていますので、それぞれの個性を尊重して育てていきたいと考えています。私どもは、保護者の皆様と共に、子どもに限りない愛情を注ぐ中で、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動や大きな喜びや生きがいを感じるができるような支援をしていくことを基本理念とします。

（児童福祉法第 7 条、子ども・子育て支援法第 59 条の 2）

2-2 基本方針

- ①こどもの安全を基本にして保護者の協力のもとに家庭養育の補完を行います。
- ②子どもが健康で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、子どもの人権や自発性を尊重します。
- ③職員は、保護者からの意見や要望は真摯に傾聴し、よりよい保育のために努力研鑽することに努めます。
- ④保護者が子育てしながら安心して、働くことができる環境を創ります。
- ⑤地域社会との連携を活かした運営に努めます。

3. 運営に関すること

3-1 保育園に入園申込のできる方

■子ども・子育て支援法第20条 ■子ども・子育て支援法施行規則第1条

- ①月64時間以上就労していること
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと
- ③保護者が疾病・負傷・障害がある
- ④親族を常時介護、または看護している。
- ⑤災害などの災害の復旧にあたっている
- ⑥求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている
- ⑦大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合
- ⑧児童虐待・DVを防止するために必要な場合

※ 入園にあたり保育認定が必要となります。

(子ども子育て支援法施行規則第1条を準用)

3-2 利用対象者

■企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3-2 (1)

- ①利用対象者は定員12名とします。年齢別利用人数は下記のとおりとします。

年齢	人数
0歳	3人
1歳	4人
2歳	5人

- ②利用対象者は当会及び当会と共同利用契約を締結した企業の従業員が利用する『従業員枠』だけではなく、地域の住民が利用する『地域枠』を設けて運営いたします。なお、地域枠の利用人数は定員の50%以内とします。

3-3 提供する曜日等

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分(11時間)
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分(8時間)
延長保育	保育標準時間	
	保育短時間	開所時間内での延長保育
開所時間	月～土曜日	午前7時30分～午後6時30分
休業日	日曜日	
	年末年始(12月29日から1月3日)	

3-4 利用料等

■社会福祉法人白寿会保育料徴収規程（平成30年10月15日施行）

利用者負担 (月額保育料)	当園が定める利用者負担（月額保育料）			
	歳児	0歳	1歳	2歳
	保育時間			
	標準保育（11時間）	40,300円	40,000円	40,000円
	短時間保育（8時間）	37,100円	37,000円	37,000円
	延長時間単位保育	500円	500円	500円
※白寿園従業員が利用する 子どもの場合	歳児	0歳	1歳	2歳
	保育時間			
	標準保育（11時間）	37,100円	37,000円	37,000円
	短時間保育（8時間）	28,800円	28,600円	28,600円
	延長時間単位保育	500円	500円	500円
実費徴収	日用品、文房具その他の保育に必要な物品 (例えば、帽子、名札、制服・体操着、IDカード、写真、アルバム、DVD、自由画帳、個人用の物品等（オムツ、お尻ふき、コップ、箸・スプーン、歯ブラシ、のり、鉛筆、マーカー、はさみ、クレパス、ゴム印、教材費、午睡用布団など） ※ 必要なものは事前に保護者様とご相談させていただきます。			
	その他			
保育園に係る行事への参加に要する費用 (入園・卒園式、お誕生会、七夕、運動会、クリスマス会、ひなまつり等)				

※なお、保育料金には給食費とおやつ代は含まれます。

※保育料金は児童育成協会が年度毎に示す利用者負担相当額に応じて変更させていただきます。

※住民税非課税世帯の児童である場合は、令和元年10月から保育料無償化の対象となりました。
0歳児は37,100円、1、2歳児は37,000円がそれぞれ保育料から減額されます。

3-5 保育所運営規程の策定

■保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）

保育事業の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する『保育所運営規程』を定めています。

3-6 重要事項説明書の作成

重要事項説明書を作成し、保護者に説明した後に同意書を徴求しています。

3-7 園だより

保護者への情報提供に資するため、『園だより』を毎月作成し、提供しています。

3-8 嘱託医との業務委託契約

①内科・小児科医 子どもの健康管理に係る相談・保健指導及び年2回の定期健康診断を実施します。

②歯科医 子どもの年1回の歯科検診及び保健管理に関する専門的事項に関して必要に応じた指導・助言を実施します。

3-9 苦情対応

苦情は密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに従った方法で取り組むことにより、円滑・円満な解決の促進や事業者・施設に対する信頼の確保を図ることにつながります。保育園では苦情受付の担当者を選任するとともに、社会福祉法人白寿会苦情解決第三者委員が整備されており、苦情解決の協議、アドバイス等により正常な解決を図ります。

3-10 緊急医療機関等一覧表の作成

緊急時に備えた施設周辺の医療機関の一覧を作成し、併せて警察署、消防署、児童相談所、磐田市保育園担当課の連絡先が職員に周知徹底されるよう整備しています。

3-11 損害賠償責任保険及び傷害保険（無過失保険）への加入

万が一の事故発生に備え損害賠償責任保険及び傷害保険（無過失保険）へ加入いたします。

3-12 情報提供

保育施設から家庭に情報提供することは、子育てに関する専門施設である保育施設において重要な要素となります。保育施設の入園を検討する為に必要な情報の提供や契約時にサービス利用料やサービス内容に関する情報提供をまいります。また、入園後は子どもの保育に応じた情報の提供をまいります。

3-13 専門性の向上（研修の実施）

保育従事者はその言動が子どもあるいは保護者に大きな影響を与える存在であることから特に高い倫理性が求められます。1人ひとりが子どもや保護者に与える影響を十分に理解しながら、日頃から各従事者間で、経験や実践してきた保育内容の違い等、多くの経験をしてきた職員がいることを生かし、職員間で研修を開催するなど相互に学びあいを深めていく体制を創ると共に職場外研修、自己研鑽により保育の専門性を高めていきます。

（企業主導型保育事業実施要綱による）



4. 職員配置基準

4-1 保育従事者

■認可外保育施設指導監督基準（以下「認可外基準」という。）第 1、■企業主導型保育事業運営ハンドブックによる

なないろ保育園（企業主導型保育事業）は認可外保育施設以上の保育従事者の資格要件・配置基準が定められています。半数以上が保育士資格保有者でなくてはなりません。（認可外基準では3分の1以上としています）

保育従事者の数は、次の①及び②に掲げる年齢区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上を配置することとします。（常勤換算）

①乳児おおむね3人につき1人

②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人

食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来たすことのないよう保育従事者の配置に留意します。

4-2 職員職務内容

職名	職務内容
園長 1名 (所属職員を指揮監督し、施設の管理、事業計画及び実施について、その事務を掌握する)	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の方針決定 ●部下の指導・育成 ●苦情解決責任者 ●施設予算の執行責任
主任保育士 1名 (上司の命を受け、施設管理、事業計画及び実施について補佐するとともに、所属職員を指揮し、乳幼児の保育に関する業務を分担処理する)	<ul style="list-style-type: none"> ●園長補佐 ●保育士の指導・育成 ●保育課程・目標、保育指導計画の企画立案 ●年間の行事計画策定 ●勤務シフトの調整 ●事故対応の体制整備 ●保護者対応・家庭との連携 ●必要書類の作成
正規保育士 2名 (上司の命を受け、乳幼児の保育及び運営に関する業務を分担処理する)	<ul style="list-style-type: none"> ●保育課程・目標、保育指導計画に基づく月案、週案の作成 ●児童票の作成 ●各行事の立案・実行 ●必要書類の作成
非常勤保育士 2名 (上司の命を受け、乳幼児の保育及び運営に関する業務を分担処理する)	<ul style="list-style-type: none"> ●各行事の立案・実行 ●保育室の環境整備
事務 1名 (上司の命を受け、乳幼児の保育及び運営に関する事務業務を分担処理する)	<ul style="list-style-type: none"> ●保育に関する例規作成 ●入園手続き業務 ●児童育成協会、静岡県子ども未来課、磐田市幼稚園保育園課との連絡調整

5. 設備基準

5-1 設備基準

■家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 61 号（平成 26 年 4 月 30 日公布）第 28 条 ■公益財団法人児童育成協会による指導監査項目

- ①乳児室又はほふく室の面積は、子ども一人あたり 3.3 m²以上必要。
- ②保育室は 2 歳以上児一人あたり 1.98 m²以上必要。
- ③屋外遊技場は 2 歳以上児一人あたり 3.3 m²以上必要。
- ④保育室の採光の確保（建築基準法第 28 条第 1 項及び同法施行令第 19 条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準ずる。）
窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の 5 分の 1 以上を確保しています。
- ⑤保育室の換気の確保（建築基準法第 28 条第 2 項の規定（居室の換気）に準ずる。）
窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の 20 分の 1 以上を確保しています。
- ⑥便所の数（認可外保育施設指導監督基準第 2 の 3 の(2)）
おおむね幼児 20 人につき 1 以上確保しています。
- ⑦消火用具の設置（認可外保育施設指導監督基準第 3）
保育室に 1 基設置し有効期限切れでないことを確認しています。
- ⑧非常口の設置
火災等避難時に、入所乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されています。
- ⑨医務室
定員 19 名以下の場合、医務室設置の義務付けはありません。
- ⑩調理室
子どもの食事は特別擁護老人ホーム施設内にある調理室で外部委託により提供しています。
一方、保育施設内には調乳等必要な作業ができるよう調理設備を設置しています。

6. 保育内容

6-1 保育の計画

■保育所保育指針

- ①全体的な計画の作成
保育施設は、保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程や子どもや家庭の状況等を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育施設の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、保育所保育指針に定められている内容に準じた計画を作成します。
- ②指導計画
全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成して保育を提供していきます。
ア. 年間指導計画

0～2歳を年齢別に作成します。子どもの発達や生活の節目に配慮し、1年間をいくつかの期に区分した、それぞれの時期にふさわしい保育の内容を計画します。

イ. 月間指導計画

年間指導計画に示されている保育のねらいや内容を1ヶ月単位で、子どもの実態に即して展開できるように組み立てた保育内容を示す計画となります。

ウ. 週案・日案

子どもの実態や生活に即した保育が展開されるように、週間・日間に提供する保育内容に具体化させた計画となります。

エ. デイリープログラム

保育を提供するにあたり生活のリズムを整えるため、登園から遊び、食事、午睡、降園までの一日の大きな生活の目安となる時間をあらわしたもとなります。

③保育目標

保育園は子どもたちを安全に安心して預かる場所という定義は勿論のことこの年代での保育がとても重要です。3歳までのしつけでその子どもの資質が決まるといわれています。感性豊かな子、感動のできる子、元気な子、頑張る子、思いやりのある子、優しい子、挨拶のできる子。子どもは、子どもたちが保育園での生活を通してこんな子どもに成長できるよう支援してまいります。遊んで楽しもう笑顔いっぱい、なないろに輝く子どもたちを目標に取り組んでいきます。

④年齢別保育目標

ア. 0歳児・・・安全で快適な環境の中で一人一人の生活リズムを大切にし、気持ちよく過ごせる。保育者との親密で応答的な関わりを通して、信頼関係が芽生える。

言葉に関わる様々なサインを丁寧に受け止めてもらい自己表現が活発になる

イ. 1歳児・・・安心できる保育者との関係の下で自分でしようとする気持ちが芽生える。

十分に身体を動かし歩行や探索を楽しむ。自我が芽生え自分の欲求、気持ち行動や言葉で表し、自己主張する。

ウ. 2歳児・・・保育者と安定した関わりの中で、自分の身の回りの事を、少しずつ自分でしようとする。好きな遊びを楽しんだり、友だちとの関わりを広げていく。

行動範囲がひろがり、探索活動が盛んになる中、自分の思いや欲求を言葉で表現する。

6-2 食事の提供

乳幼児期の食事は子どもの成長や発達に大きな影響を与える重要な要素の一つとなります。加えて、味覚や好みの基礎・食習慣も培われる時期であり、将来にわたっての食生活に大きな影響を与えます。その中で保育施設における食事の提供は、保育施設で長時間過ごす子どもにとって大変大きな役割を担う重要な業務となります。

①調理業務

保育施設における食事は安全、安心な食事であることが基本となります。その為、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知別添）に基づいた衛生管理体制徹底をすることが求められます。また、献立を作成するうえでは、保育施設全体で一人ひとりの子どもの発育・発達状況、栄養状況、家庭での生活状況などを把握し、子ども及び保育施設の状況に応じた食事の提供と子どもの栄養管理を行ってまいります。

ア. 乳児食

保護者・保育従事者・栄養士（調理従事者）で密接な情報交換を行い、家庭でのアレルギーを中心とした離乳食の進み具合を把握したうえで、個人の発達に合わせた調理を提供します。

イ. 幼児食

離乳食完了後から 3 歳児未満は咀嚼・消化機能が十分に発達していないため、保護者・保育従事者・栄養士（調理従事者）で密接な情報交換を行い、食事を通して様々な種類の食品や調理形態に触れることができる調理を提供します。

ウ. アレルギー食

乳幼児期においては子ども一人ひとりが食物アレルギーの頻度が高く、アレルギーとなる食物を除いたアレルギー食への個別対応も必須事項となります。アレルギー食の提供に際しては、子どもの発達に必要な栄養が不足することのないよう配慮するとともに安全・安心な生活を送ることができるよう取り組んでいきます。

②アレルギー対応

ア. 保育施設全体での取り組み

保育施設内での具体的な取り組み内容を保護者、施設長、栄養士（調理従事者）、保育従事者で協議し決め、アレルギーを持つ園児についての情報を全職員で共有します。

イ. 調理室内での取り組み

アレルギー児に関するアレルギー一覧及びアレルギー用献立表を調理室に掲示するなど、調理従事者がいつでも確認できることができる環境を整備します。

ウ. 保育室内での取り組み

食事提供の環境設定においては、誤食を防ぐため、アレルギー児の席は他の児童と別の机にしています。また保育従事者は「アレルギー児個別献立表の再度確認を行い、配膳時は最初にアレルギー対応食を配膳する等配膳ミスがないよう注意します。

③食育

乳幼児期は正しい食事の取り方から望ましい食習慣の定着、食を通じた人間関係の形成等の発達段階に応じた食育が必要となります。保育施設に求められる食育とは、空腹を満たすだけでなく毎日の生活と遊びの中で、自らの意欲を持って食に関する体験をし、食べることを楽しみ、大人や仲間等の人々と楽しむことを通して、食を営む力を培うよう支援していきます。

6-3 衛生管理

乳幼児は抵抗力が弱く、病気にかかりやすい時期です。その為、保育施設は乳幼児が長時間にわたり集団生活を行う場であることから、衛生管理には細心の注意を払ってまいります。

①環境面

環境設定においては、季節等に応じて温度や湿度を調整し、換気を行うなど施設内外の状況に応じた対応をしていきます。

②衛生面

設備毎に応じた適切な対応を行います。

ア. 保育室

直接口に触れる玩具や、歯ブラシ・コップ、寝具、床、棚などの清潔・清掃。おむつ交換台・トイレ・便器・汚物槽・ドアノブ・手洗い等の蛇口などの消毒剤や消毒液などを用い

での清掃を行います。

イ. 園庭や砂場

動物の糞尿、樹木・雑草の管理、害虫などの駆除や消毒。

③食中毒

嘔吐物・便などは迅速かつ的確に処理・消毒を行い、二次感染を予防します。そのため、あらかじめ嘔吐物用の対応セット（マスク・使い捨て手袋・ビニル袋等）を用意し、発生時は即座に対応します。また、食中毒発生時には、管轄の保健所への連絡を行い、指示に従い、給食の中止、施設内の消毒等、指示に基づく対応を徹底して実施するとともに、早期に保護者へ通知を行うなど保育施設における感染拡大を防ぐように配慮します。

6-4 健康管理

①保育施設における子供の健康状態並びに発育及び発達状態の把握

乳幼児期は子どもが最も発達していく時期となります。しかし、自分の体調等についてうまく伝えることができない時期でもあり、保育従事者等が日々の生活の中で小さな変化にも気づき注意を払う必要があります。また1人ひとりによって発育及び発達状態が異なりますので児童に応じた保育を提供していきます。

②健康状態の把握の方法

子どもの日々の健康状態の把握は、保育従事者による日々の子どもの心身の状態の観察や検温だけでなく、連絡帳等を活用した保護者からの情報提供を踏まえて行います。また、月に1度を目安とした子どもの身長、体重の測定を定期的に行い、子どもの発達状況を把握していきます。

③健康診断の実施

学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施します。嘱託医による健康診断を年2回（5月・11月）以上、歯科検診については年1回（6月）以上実施いたします。嘱託医等による専門的な側面から子どもの健康や発達の確認を行うことで、身体発達のみならず、運動能力や精神的な評価が行えます。また身長、体重を定期的に記録し、成長曲線と比較するなど個々の乳幼児の発育、発達状態を把握し、必要に応じて保護者に報告をしていきます。
(認可外保育施設監督基準の第7、学校保健安全法第11条、第13条同法施行規則第3条、第5条)

④SIDSの取り組み

睡眠中は窒息リスクが非常に高く、SIDS（乳幼児突然死症候群）の発生も懸念されます。このため、0歳児は5分おき、1・2歳児は10分おきを目安に定期的に子どもの呼吸・体位・睡眠状態を点検し、呼吸停止等の異常の早期発見、重大事故の予防を図ってまいります。

⑤新型コロナウイルス感染症を指定感染症への指定について

新型コロナウイルス感染症の指定が令和2年2月1日に施行されました。このことにより、同感染症が学校保健安全法に定める第一種感染症に該当することとなり、治癒するまで出席を停止させることができることとなりました。

7. 危機管理対応

7-1 社会福祉法人白寿会介護・医療事故等の防止・対応指針（平成30年11月1日改正）

白寿会の施設内等で予期せぬ事故に対し、適切に対応し、円滑・円満に解決するためのプロセスの構築及び事故の予防に資することを目的としたものです。この指針を基本として、事故等に関する対応マニュアルを別に策定しています。

7-2 社会福祉法人白寿会感染症対策指針（平成30年11月1日適用）

（感染症・食中毒の予防・まん延防止に関すること）

白寿会が経営する事業所は抵抗力が弱い高齢者や乳幼児が利用する生活の場であり、このような環境では感染が広がりやすい状況にあることを常に認識する必要があります。常日頃から感染予防に心がけ、感染症が発生したときは、敏速かつ適切な対応に努めます。別に『感染症対応マニュアル』を策定しています。なお、白寿会では、感染症予防委員会を設置し、施設全体で取り組んでいます。

7-3 危機管理マニュアル

火災や地震等の災害発生に備え、避難訓練の計画や職員の役割分担、緊急時の連絡先・避難場所の掲示等を行い、周知を図ってまいります。全職員の意識統一のためこれらの情報をまとめた災害発生に関するマニュアルを作成します。また、事故予防に向けてのマニュアルも併せて作成します。

これらあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項を定めて、園児・保護者・職員の生命及び健康を守ることを目的として『危機管理マニュアル』として策定しています。

7-4 個人情報保護

■児童福祉法第18条の22 ■社会福祉法人白寿会個人情報管理規程第25条第4項

社会福祉法人白寿会の定める「個人情報保護に対する基本方針」及び「社会福祉法人白寿会個人情報管理規程」を遵守し、ご利用者又はご家族の保護を義務として必要な措置を講じます。また、守秘義務は、当事業所の職員でなくなった後も同様とします。保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持は、相談・助言において欠かすことのできない絶対的・専門的原則となります。その為、知り得た情報を外部に漏らすことは決していたしません。（子どもが虐待を受けている等秘密を保持することが子どもの福祉を侵害し、子どもの最善の利益を図ることができないような場合は、この限りにあらず。）

8. 虐待防止について

8-1 虐待防止について

千葉県野田市で起きた父親による女子虐待事件。結果はあまりにも悲惨で言葉に言い表すことの出来ない痛ましい事件でした。子育て中には様々な問題や悩みが起こり、家族間のストレスや経済的な問題、親子の孤立などの要因が重なり、虐待の引き金になることもあります。

虐待は子どもにとって生命の危機や障害の可能性があり、また、発育・発達の遅れなどの身体症状や情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状があらわれることもあります。他人とのコミュニケーションがうまくとれず、様々な問題行動を引き起こすこともあり、成人してからも不安や苦しみを抱え続けたり、次の世代に引き継がれていくこともあるなど、心身に深刻な影響を与えます。しかし、子どもは自分からは援助を求められないため、子どもに関わる者が発見し介入することが重要です。

保育園では子どもとその家族に日常的に接していることから、虐待の早期発見において極めて重要な役割を担っています。私たちはこの問題の知識と理解を深め、子どもの人権を守り、虐待を防止していかなければなりません。また、虐待をしている親自身が悩み、やめたいと望んでいる場合も多く、親子ともに暖かい支えと適切な支援を行っていくことが必要であると考えています。別に『虐待防止マニュアル』を策定し、虐待の発生予防、虐待の早期発見、虐待が発生している家庭への援助について取り組んでまいります。



9. 園の1日の流れと年間行事予定

9- 1日の流れ

7:30	順次登園 視診・触診・検温 衣類点検・おむつ交換・トイレ誘導 自由遊び
9:30	おやつ
10:00	主活動（季節・年齢に応じた遊び、リズム遊び）
11:20	おむつ交換・トイレ誘導 給食
12:00	おむつ交換・トイレ誘導 午睡
14:30	おむつ交換・トイレ誘導 着替え
15:00	おやつ
16:00	自由遊び・おむつ交換・トイレ誘導 降園準備 → 順次降園
18:30	保育終了



9-2 年間行事予定

	主 な 行 事
4月14日(木)	避難訓練
4月28日(木)	子どもの日の集い
5月12日(木)	避難訓練
6月9日(木)	避難訓練
7月7日(木)	七夕会
7月14日(木)	避難訓練
7月17日(日)	納涼祭(白寿園)
8月12日(金)	避難訓練
9月8日(木)	避難訓練
9月16日(金)	敬老の日の会
10月1日(土)	なないろ運動会
10月13日(木)	避難訓練
11月4日(金)	秋の遠足
11月10日(木)	避難訓練
12月8日(木)	避難訓練
12月23日(金)	クリスマス会
1月12日(木)	避難訓練
2月3日(金)	節分会
2月9日(木)	避難訓練
2月24日(金)	参加会・懇談会
3月3日(金)	ひな祭り会
3月9日(木)	避難訓練



9-3 園内研修年間計画

保育において、保育士の言動が子どもに大きな影響を与えます。したがって保育士は常に研修などを通して専門性の向上を目指す必要があります。保育所に求められている質の高い保育、多様な保育ニーズへの対応等は職員の自己学習や各種研修への参加並びに保育活動での経験が保育の実践に活かされることが大切です。このためには、常に自己研鑽に努めるとともに保育士間の情報の共有化を図ることが必要です。令和3年度においては、下記の内容で研修を実施し、資質の向上に努めます。

	内 容
4月	・保育所保育に関する基本原則 ・子どもの人権に対する配慮とは
5月	・水遊び、プール活動におけるの留意事項 ・AED講習
6月	・保育施設等における事故発生時の対応、再発防止の取組み
7月	・保護者とのコミュニケーション
8月	・虐待防止について
9月	・子どもの予防接種と感染症対策 ・感染症対応マニュアルの周知と実践
10月	・年齢、発達に合った運動遊び
11月	・アレルギー対応
12月	・2歳児抽出児の実践報告
1月	・1歳児抽出児の実践報告
2月	・0歳児抽出児の実践報告
3月	・研修の成果と課題及び来年度の研修の計画

10. 経営に関すること

10-1 園児募集の取り組み

- ①白寿会ホームページに募集掲載
- ②新聞への折り込みチラシ
- ③風のまちだよりへの募集掲載
- ④共同利用企業の募集
- ⑤行政への募集相談



10-2 入園希望者の動向（令和3年度）

- ① 新年度入園希望者は公立園との併願が多い。
- ② 公立園の新年度募集の結果が2月末の発表となるため、公立園入園が保留になった乳幼児の入園申込が3月に多く見込まれる。
- ③ 2歳児は、昨年度1歳児の持ち上がりにより定員数100%を充足した。
- ④ 0歳児の利用希望者は、新型コロナウイルス感染症他諸事情により公立園自体が定員の充足を満たしていない等もあり、当園0歳児の利用者が2年度後期の利用となった。
- ④ 2歳児からの利用は比較的少ないものの、1歳児で保育園を利用していけば継続して2歳児の利用が見込まれることから、0歳児、1歳児の利用確保に重点を置いた。

【参考】令和3年度と令和2年度月初め在園児童数の比較

	令和3年度		令和2年度		伸び率 令和3年度月初在籍人数／令和2年度月初在籍人数
	月初在籍人数	充足率（月初在籍人数／定数）	月初在籍人数	充足率（月初在籍人数／定数）	
4月	6人	50%	6人	50%	1.0
5月	7人	58%	7人	58%	1.0
6月	7人	58%	7人	58%	1.0
7月	8人	67%	7人	58%	1.1
8月	8人	67%	7人	58%	1.1
9月	8人	67%	6人	50%	1.3
10月	8人	67%	6人	50%	1.3
11月	9人	75%	7人	58%	1.3
12月	10人	83%	9人	75%	1.1
1月	10人	83%	9人	75%	1.1
2月	10人	83%	9人	75%	1.1
3月	10人	83%	9人	75%	1.1



○01—法人全体 P02

- ・令和4年度は、第二白寿園の増床に向けた取り組みが本格化します。また、静岡県及び磐田市の実施指導が行われる見込みです。以下に述べる新型コロナウイルス感染症も現時点で収束の見通しは立たずしばらくは対面式面会の見合わせなどの対応を継続することとなります。
- ・役員会については、理事会、評議員会、経営戦略会議等を開催、監事監査を含む内部監査の実施を計画。
- ・令和3年度の基準省令の改正では、すべての介護保険施設／事業所を対象に感染症対策の強化と業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられました。同省令に基づき、当法人においても、感染対策委員会の設置、法人全体及び事業所単位での指針の整備、研修、シミュレーション訓練の実施を行ってきました。また、懸案となっていた業務継続計画（BCP）の策定も令和4年1月から順次整備しているところです。令和4年度においては、業務継続計画（BCP）をすべての部署で作成できるよう取り組みを進めます。なお、ワクチンについては、令和4年2月9日から3回目の接種を開始し、3月2日には入居者、職員的全員の接種が完了しました。
- ・令和6年に予定されている第二白寿園の増床に向けて、整備事業を展開していきます。また、建物の整備と併せて、待機者の確保、職員の確保も並行して行う必要があります。職員については、現在も人材確保難が継続していて、令和3年度は学卒の新規採用ができませんでした。令和4年度は、教育機関との連携の強化やパンフレット、ホームページ等を有効に活用し、人材確保を強化していきます。

○02—施設部門 白寿園 P13／白寿園ケアハウス P144／第二白寿園 P160

- ・白寿園 一致団結「ご入所者ファースト」飛躍
コロナ対策／記録の電子化／皮膚疾患の改善／ポストコロナを見据えて社会資源マップの作成
- ・白寿園ケアハウス 一人ひとりの「人生計画（life plan）」を話し合う。
介護予防の徹底／働きやすい環境の整備／ケアパスの作成
- ・第二白寿園
増床に向けた準備の本格化。

○03ー相談援助／ケアマネジメント部門 白寿園居宅介護支援事業所 P41
白寿園第二居宅介護支援事業所 P65／竜洋地域包括支援センターP85

- ・白寿園居宅介護支援事業所 『貴方』がいるから頑張れる。そんな『貴方』になりたい。
適切なケアマネジメント手法の導入／BCP の管理
- ・白寿園第二居宅介護支援事業所 つなぐ、つなげる、あなたと共に…
適切なケアマネジメント手法の導入／地域ケア会議への参画／民生委員との連携
- ・竜洋地域包括支援センター
コロナに負けない生活様式への理解と行動が進むよう、認知症予防やフレイル予防、終活や
ACP に取り組む竜洋住民が増えることを目指します。
ACP の普及／認知症予防のための取り組み

○04ー在宅ビス等部門

白寿園ショートステイ P99／デイサービス白寿園 P118／白寿園研修センターP132
白寿園ホームヘルプサービス P195／なないろ保育園 P211

- ・白寿園ショートステイ 「心に届く」「心に残る」温かいケア
緊急短期入所／職員の資質向上／ケアマネ等との連携によるチームケアの向上
- ・デイサービス白寿園 今日も行こうよ デイサービス
認知症に係る研修の展開／BCP の策定と管理
- ・白寿園研修センター 身につけ、実を結ぶ。
新人職員研修を通して職業倫理・介護保険制度の基礎を習得し資質向上。
- ・白寿園ホームヘルプサービス ご利用者様の『できた』の喜びを大切に
介護過程を取り入れた訪問介護計画と自立支援のための援助。
- ・なないろ保育園 地域に愛される保育園！！
安全で活動しやすい環境／保育の資質向上のための研修への積極的参加